



63  
133

6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

始



5.5.1

100

法學博士内池廉吉著

改版  
倉庫經營論

大正  
14. 12. 9  
内交

東京  
株式會社  
同文館  
藏版

## 序

本書は明治四十一年初版を出し大正三年増補改版を行ひたるものなるが大體に於て未熟品の誹を免れざりき且最近十年間に於ける内外倉庫業の偉大なる進歩は殆んど舊時の面目を一新したるの觀あり従て幾多の重要な經濟的・法律的・技術的・問題の新に起りて斯界の研究を促しつつあり幸か不幸か十二年の震災に本書紙型烏有に歸したるを以て茲に予に許されたる時間の餘裕に於て修正を加へ改めて世に公にすることとせり。

修正に當り感謝の意を表せざるを得ざるは最近兩三年倉庫に關する數冊の新著數編の論文著はれ予の勉學を裨益したることなり而かも是等の著者論者の多數が拙著の所論に加へられたる批評に對しては能ふ限りの考察を行ふに勗めたること共に其個所に於て夫々卑見を述

序  
ぶるに勗めたり又予は商業學的立場より立論するものなれども倉庫  
の機械技術的方面は近世技術の一大分野として當然工學の領域に讓  
るべきものと考ふるに依り本著に於ては此方面を放棄したり讀者幸  
に之を諒せよ。

大正十四年十月

著者識す

## 目次

緒言	一
第一章 倉庫業の概念	五
第一節 倉庫業の意義	五
第二節 倉庫業の國民經濟上に於ける機能	四
第三節 倉庫業の收利率	二
第二章 倉庫業の發達	二六
第一節 外國に於ける倉庫業の發達	二六
第二節 我國に於ける倉庫業の發達	三〇
第一款 我國に於ける交通の發達を論じ倉庫の起原に及ぶ	三三
第二款 維新以後の倉庫業	三三

目次

第三款 本邦倉庫機能の現状…………… 五

第三章 倉庫業の職能…………… 五

第一節 貨物の保管…………… 五

第一款 倉庫業の職能と附隨業務…………… 五

第二款 保管貨物…………… 六

第三款 入出庫手續…………… 六

第四款 保管の種類…………… 六

第五款 混合保管…………… 六

第一目 分置保管…………… 六

第二目 混合保管の理由…………… 六

第三目 集合保管…………… 七

第四目 準消費貸借混合保管…………… 七

第六款 保稅倉庫及假置場…………… 七

第二節 倉庫の聯絡機關的職能…………… 一〇六

第一款 聯絡設備…………… 一〇六

第二款 終點役務…………… 一〇七

第三節 倉庫の賣買機關的職能…………… 一〇九

第四節 倉庫の信用機關的職能…………… 一一一

第一款 倉庫信用の意義…………… 一一一

第二款 倉庫信用の種類…………… 一一二

第三款 倉庫信用の方法…………… 一一三

第五節 倉庫の價格機關的職能…………… 一一四

第一款 倉庫の自然的價格調節作用…………… 一一四

第二款 倉庫と物價の人為的維持…………… 一一五

第四章 倉庫寄託契約…………… 一二〇

第一節 倉庫寄託契約の意義……………一五〇

第二節 倉庫寄託契約の物權的效力……………一五八

第一款 保管貨物の占有權……………一五八

第二款 保管貨物の所有權……………一六〇

第三款 保管貨物に關する留置權及先取特權……………一六五

第三節 倉庫寄託契約の債權的效力……………一六六

第一款 倉庫營業者の義務……………一六六

第二款 倉庫營業者の權利……………一八二

第三款 倉庫營業者の責任輕減……………一八八

**第五章 倉庫證券**……………一九〇

第一節 倉庫證券の性質……………一九〇

第二節 倉庫證券の形式……………二〇〇

第一款 倉庫證券の枚數に關する制度……………二〇一

第一目 一枚制二枚制及隨意制……………二〇二

第二目 二枚制度利用の方法……………二〇三

第二款 預證券及質入證券の形式……………二〇八

第三款 倉荷證券の形式……………二四九

第四款 保管證書……………二五三

第三節 倉庫證券の流通……………二六四

**第六章 外國の倉庫證券制度**……………二八三

第一節 英國……………二八三

第一款 緒論……………二八三

第二款 倉庫制度……………二八七

第三款 倉庫證券制度……………二九九

第四款 倉庫證券の流通性……………三三三

第二節 佛國

佛國……………三三七

第一款 佛國の倉庫制度……………三三七

第二款 倉庫證券……………三四四

第三節 獨國

獨國……………三四四

第四節 蘭國

蘭國……………三七二

第一款 「アントルポール」制度一班……………三七二

第二款 アムステルダムの倉庫制度……………三四四

第三款 ロッテルダムの倉庫制度……………三七七

第四款 倉庫證券……………三七六

第五節 米國

米國……………三八一

第一款 倉庫及倉庫證券制度一班……………三八一

第二款 倉庫證券に據る紐育穀物市場の取引振り……………三八三

第七章 保管料

保管料……………三九九

第一節 保管料の決定……………三九九

第二節 保管料の形式及計算……………四一三

第八章 倉庫政策

倉庫政策……………四一八

第一節 倉庫政策の必要……………四一八

第二節 倉庫經營制度……………四一九

第三節 業務の監督……………四四一

第九章 參考書目

參考書目……………四五三

附 録

保税倉庫に就て……………四六七

倉庫關係法規……………四九三



目次終

倉庫經營論



緒言

倉庫に關する研究は法律、經濟、技術等各種の方面より其の歩を進め得べしと雖も、予が茲に倉庫經營論なる標題の下に叙述せんと試むるものは、之を商業學の一科として觀るものにして、商業學其の物が未だ完全に科學としての價值を認められざる今日、予は漫に倉庫經營論を以て獨立の科學なりとは聲言せざるべし。されど銀行、保險、交通等の各種商業機關に關する研究の盛なる、所謂銀行論、保險論、鐵道論及び海運論をして、經濟學上に於ても、商業學上に於ても、優に勢力ある部門若くは分科たらしめれば、本來銀行、保險、交通と相待ちて、國民經濟組織の要部を構成しつゝある倉庫の研究に對して、彼等と對等の地位を要求し得ざるの理あらんや、

世人動もすれば倉庫の國民經濟上に於ける重要な職分を究めずして、未だ充分學理的研究の價値を認むるに至らざるは、之れ所謂皮相の觀に過ぎずして、少しく眞摯に其の内容を探らんか、之を銀行、保險、交通等に比し、其の經濟的機能の重要程度に於て、其の經營組織の微妙なる點に於て、未だ何れを兄とし、何れを弟とし難きものあるを知るに難からざるべし。

予は商業學とは何ぞやなる問題に觸れざるべし。唯予は商業學なる學問ありとすれば、そは商業經營者が如何なる方法を以てせば、經營上遺憾無く健全なる成功を期し得るやを、理論的に攻究するを以て、其の目的と爲すべく、而かも此商業學を(一)貨物賣買を目的とする純粹商業に關するもの(二)其の賣買せんとする貨物を自ら生産する兼商工業に關するもの、及(三)商業の經營を補助する所の商業補助業、若くは商業機關業に關するもの、三種に大別して、研究するの便宜なるを考ふるものなり。予が曩に公にせる著「商業學概論」は即ち斯かる研究の一端を示すものにして、之によれば倉庫に關する學理的研究の必要は銀行、保險、交通に關する研究と對等にして、相待ちて所謂商業補助業論を構成す。

予は商業學が商業の經營的方面、即ち主として其の私經濟上の研究を爲すを目的とせざるべからざることを唱ふるを以て、其の一分科たる倉庫論も亦主として其の經營者たるの地位より觀察

して、研究の歩を進めざるべからざることを主張するに憚らず。之れ余が本論に題して「倉庫經營論」と爲したる所以なりと雖も、倉庫業は普通の産業に比し、著しく公共的性質を有し、其の私經濟を論せんとして、勢ひ其の公經濟に及ばざるべからざるものあり、單に經營者たるの地位に甘んぜず之を利用する一般商工業者、之に融通する銀行業者、乃至は之と聯絡すべき交通、保險に關する企業者たるの見地を以てするに非ざれば、到底完全に其の目的を達すること能はざるものとす、加之或る範圍に於て、私經濟の利害は公經濟の利害と一致するに至るあるを以て、本論の如き研究の主眼を倉庫經營者の私經濟に置きたれども、其の公益的機能に關する國民經濟上各般の利害問題に就ても、決して之を等閑に附するものに非ず。

予は又「商業學概論」に於て論じて曰く、商業學は經濟學、法律學、商業技術と須らくも離るべからざる關係を有し、研究の材料を此三者に仰ぐこと實に尠少なりとせず、換言すれば此三者は商業學の骨子を爲すものなりと、然り茲に倉庫經營論を述ぶるに當りても、其の研究方法上同一の事を繰返さざるを得ず。倉庫に關する經濟、法律、技術、此三者は實に本論の骨子を爲すべきものなり。

されど此の如き目的を有する倉庫經營論の研究の困難なる名狀すべからざるものあり、之を從

來の著書は尋ねんか、多くは法律上の議論に過ぎざるのみならず、英書及和書にして參考の價あるもの殆ど皆無にして、僅に獨佛の書に涉獵せざるを得ざるの有様なるに加へて、經濟上の研究に至りては殆ど全く實地の見聞、若くは斷片的記述に頼らざるを得ず。されば其の大成は多年の苦心攻究に待つの外無く茲に一書を公にするが如きは必要止む無きに據るとは謂へ、予の中心慥たる無き能はざる所なり。唯予が此研究界の新開地に覺束無くも「バイヲニヤ」<sup>(註一)</sup>として顯はるゝに至りたるの精神は能く世の教を請ふの權利を得るに足ると信するなり。

## 第一章 倉庫業の概念

### 第一節 倉庫業の意義

縦令商業學に關する智識を缺くとするも、單に倉庫業とし謂はゞ人は容易に其の何たるを察し得ん、彼は先づ其の腦裏に巍然たる造營物の空高く屹立するを描かん、次に其の庫中には累々たる貨物の堆積するを観ん、更に絡驛たる車馬、參差たる船舟の出入往來して貨物を持來り持去るを想像せん、然り茲に倉庫業の意義を明かにせんとするに當りて最も有要なるものは右の如き常識的直覺を措て他あらず。

顧ふに本邦の倉庫業なる文字は獨の Lagergeschäft 奥の Lagerhausgeschäft 佛の Magasin général 英の Dock warehousing 米の Warehousing industry 等の語に該當すと雖も、法制學說及商慣習の相違するに従て其の意義必ずしも一定すること無く、或は之を以て廣く一切の保管業を指示し、(註一)或は單に某々種の貨物を保管するに限り、(註二)或は金錢、有價證券の保管倉庫に及すに至る、(註三)されど通じて之を観るに、現今稱して倉庫業と謂ふものは結局吾人が常識に據りて判す

る如く貨物の保管を目的とする營業に過ぎざるべし。唯注意すべきは現代の倉庫業は少くとも左の四の要素を具備せざるべからざることなり。

(註一) 日本商法三五四條、獨乙商法四一六條、獨國倉庫法一條、合衆國インチアナ州法六五四〇條

(註二) 合衆國カンサス州法三三四條に曰く此州に於ける凡ての「エレベーター」若しくは倉庫にして穀物の「バラ」荷預りを爲し所有主により區別を設けず混合保管を施すか又は各自に對し報酬を得るものは之を倉庫業者(Warehouseman)と謂ふ。ミシガン法集第二百七章一條に曰く個人、商會、會社其他の法人にして「エレベーター」に於て穀物を預るものを除き報酬を得て貨物商品食料品其他の物産を貯蔵するの業を營むものは之を倉庫業者と謂ふ。

(註三) 或る論者は銀行及信託會社に於て金銀有價証券貴重品を保管する信託倉庫をも倉庫業中に加へたり。

## 第一 多額保管

現代倉庫業の目的とする貨物の保管は經濟上の所謂多額保管(Massenlagerung)なるものなりとす。多額保管なる文字の對照には小額保管なる文字を推定し得べしと雖も、多額・小額抑も如何なる數量を標準として之を別つべきか、思ふに多額保管なる現象は國民經濟上自然の勢として發生せるものなれば、單に數量如何を以て決すべき問題に非ず、今少しく其の次第を述ぶるに昔時種族孤立して、他と交通せざる所謂非交通經濟時代に在りては人々の貨物を生産するや、皆自家の消費に充つるを目的として毫も他人の需要を念頭に置かず、各經濟單位は何れも

自給自足の状態を脱する能はざりしが、程無くして此等の經濟單位互に相接し相觸るゝに及んで茲に各自の有無を通ずるの利益を覺り、茲に各自の長短を補ふの必要に迫まれ、遂に所謂交通經濟時代を開き、生産の状態自ら一變して常に他人の消費を目的として營まるゝに至りたれば、斯かる目的を以て生産されたる貨物が其の目的たる消費に達するまで、或は運搬せられ、或は保管せらるゝの必要を生じ、斯かる運搬及保管たる又自家本位に非ずして他人の爲にする運搬、他人の爲にする保管たること蓋し當然の成行と云ふべし。然るに世運の進歩は瞬時も止む時無く、交通は益進み交易の範圍は東西と無く日に擴張せらるゝに及んで、市場圈内の人衆頻に増加し、それが貨物に對する需要は獨り其の數量に於て膨脹したるのみならず、其の質に於て複雑となり、多岐となり、高尚となりたれば、之を供給する生産者側に於ても幾多の分業を生じ、各自の特長に應じて夫々適意の生産を興し、専心一意同種貨物を造出するも以て完全に需要を満足せしむべからず、飽くことを知らざる欲望は日に膨大し集中して、いつしか生産規模の擴大を促がし、殊に各種技術の發達は愈此大規模生産の勢を助長して、所謂多額生産(Massenproduktion)の勢を造るに至れり。而して多額生産は當然の結果多額運搬(Massenverkehr)と多額保管とを伴ふべし、思ふに貨物の生産と消費との間には時の上に於ても、場所の下に於ても、懸隔を存すべく、之を適合

して遺憾なからしめんには、斯く懸隔せる時の間に於て、又場所の間に於て、能く貨物の品質及形状を維持し、所謂外界の妨害に對抗して、その效用を確實に保持するを要すべし、而して斯かる必要は取りも直さず貨物の運搬と保管とを誘起するものにして、生産規模の擴大するに連れて、多額運搬を生じ遂に多額保管の形勢を生ずるに至る。

斯かる多額保管は勢ひ之を目的とする現代の倉庫業に左の如き特色を帯びしむるの結果を生ずべし。

(一) 倉庫業の目的物は主として動産の商品たり。

蓋し倉庫業の目的たる多額保管なる現象が、現時の國民經濟上自然の勢として發生せる市場の擴大及貨物の多額生産なる現象に基き起れる結果、其の目的物たるや、生産と消費との中間に浮動するところの多額なる貨物たるを當然となす、而して生産消費間に浮動する貨物とは結局動産的商品に外ならず、尤も現代經濟生活が交通の發達と共に小家族の分離、職業及移動の自由等を誘發せる結果、往々家族と家具とが存在を異にするの必要を生じて、家具保管事業の發生を促がし、茲に非商品的動産を目的とする倉庫の隆盛を促すに至れりと雖も、此等は例外と云ふべく、現代倉庫事業本來の精神が動産の商品の保管に在ること蓋し疑無きところなりとす。(註四)從て不動産

を除外すべきは勿論、(寄記契約論の部参照)生命ある動物及金錢有價證券を除外すべし、蓋し動物の如きは之を宿泊せしめ得べく金錢有價證券の如きは之を保護預りとして供託(Hinterlegung)し得るも共に保管するに適せざればなり。金錢有價證券類を保管に適せずと謂ふは事理に合せざるが如しと雖も、倉庫業上の保管は場所の供給を要素とす(通例倉庫なる設備を以てす)るも、金錢有價證券の保管には物理的に場所を要するとも、經濟的に場所を要するものに非ず、極端に言へば之を懷中するを以て保管の目的を達すべく以て監視に重きを置くべく以て場所に重きを置くべきに非ず。故に此等は寧ろ銀行業の範圍に屬せしむべしと雖も、唯少しく問題となるは貴重品なり、或論者は(Cosackの如き)之をも倉庫業務より除外すと雖も、實際、骨董品絹絲の如き高價品の倉庫の存在するあり之を倉庫保管に供すること何等支障無かるべし。(註五)

(註四) ウォルフ氏曰く倉庫業は報酬を得て倉庫内に商品或は其他の動産的物件を保管する業なり。Wolff, Die Lagerhäuser u. der Lagerhausverkehr, S. 1

(註五) 獨逸商法は金錢(Geld)と貨物(Ware)を區別し(商法一條二項)倉庫業の目的を後者に屬すべき。Güterに限れり

(二) 倉庫業の目的は他人の貨物を保管するに在り。

自己の所有物を保管するものは如何に大規模なるも以て現代の倉庫業と稱するを得ず、我商法

三五七條の如き埃國倉庫法第一條の如き、皆此精神に出づるの規定を設けたり。

## 第二 流通性倉庫證券の發行

倉庫とし謂へば直に倉庫證券を思ひ、倉庫證券とし謂へば直に倉庫を思ふ程、倉庫と倉庫證券との關係は密接なるものにして、獨埃の如きは倉庫證券の發行を獨り國家の特許を得たる倉庫營業者にのみ許すの制を採れり(獨商四二四)と雖も、本邦に於ては凡ての倉庫營業者に證券發行の義務を負はしめたり。(商三五八)斯くの如く國により其の制を異にすと雖も、固と倉庫證券は倉庫業の生命にして之を發行せざるものは適當に倉庫業と稱すべからず。思ふに倉庫證券は保管貨物の賣買並に其の資金融通をして、最も敏活に、且經濟的に行はれしむるところの頗る重要な近世經濟上の一大制度なりとす。然るに倉庫業の取扱ふべき貨物は既に論ずるが如く、生産消費間に浮動する動産的商品にして、早晚或は賣買に、或は質入に供せらるべき運命を有するものなれば、縦令其の實質が倉庫内に靜止するも、其の権利の活動轉帳せざるもの殆んど稀なり、されば斯かる貨物の自然の經路をして圓轉敏活ならしむる爲、出來得る限りの努力を爲すべきこそ倉庫業當然の任務にして、そが倉庫證券制度を考案するに至れるもの蓋し自然の數と云ふべし。

## 第三 倉庫設備及注意の供給

夫れ貨物を保管すとは之が占有の任に當れる保管者に於て只管其の原狀維持を計るの謂にして其の間外界の危險に對抗して滅失毀損等の損害を免れんが爲充分の(一)注意と(二)設備を供するを要すべし(註六)。所謂充分の注意とは法律若くは慣習が要求する保管者の苦心にして、其の設備とは取りも直さず倉庫なる一種の貯藏場なりとす。我商法が倉庫營業者に善良なる管理者たるの注意を課したるのみならず(商法三五三條)倉庫の建設を以て倉庫營業者たるの資格に缺くべからざるの要件となしたるもの(商法三五七條)固より當然のことにして若し倉庫營業者にして倉庫の設備を有せざらんか到底貨物を貯藏し能はざるべく、假りに貨幣其の他の貴重品を保管する場合を想像して之が爲倉庫設備を施すを要せざるの一例と爲すあらんも、此くの如きは場所的供給を缺くが爲、之を以て適當に倉庫保管と稱するを得ず。之に反して倉庫設備を存するも貨物に對する保管上の注意無からんか、倉置貨物の責任は依然寄託者に歸すべく、以て倉庫貸貸を生じ得んも、以て倉庫保管を生ずるに足らず(註七)。故に倉庫業の保管は少くとも注意と設備との兼備を要するものにして、獨逸商法四百十六條の如き倉庫業者を以て營利的に貨物の倉置(Lagerung)及保管(Aufbewahrung)を取扱ふものとし、學者は倉置を以て單に相當の貯藏場に物品を收容すること保管を以て物品を善良なる状態に置くことと解するを以て(註八)見るも倉庫保管の主要點が注意

と設備とに待つの大なるを知るべし。

(註六) 吾孫子博士曰く物の保管とは積極的行爲にして其方法に付き當事者間別段の合意なき場合に於ては受寄の物件を其占有内に置き(但第三者を以て保管せしめ得る場合あることを注意すべし)専ら物に危険損害の加はることを防止し寄託を受けたる後其自然の状態を維持するを目的とするものにして之に必要な限り或は費用を支出すべく(民六六五、六六六)五、六四九、六九〇第一項)或は他人に對して債務を負担すべく(民六六五、六五〇第二項)又自然の状態を維持したる結果受寄者の手中に存する果實は之を寄託者に移轉するを要すること(民六六五、六四六)法文の規定するが如し(法學志林九卷十號三〇頁)

(註七) H. Makower-Handelsrechtbuch mit Kommentar s. 1373.

(註八) Goldberg-Lagerhaugeschicht u Lagerhausrecht s. 9.

然らば倉庫(Warehouse, Lagerhaus)とは何ぞ。ウオルフ氏は之れ一の倉置場(Niederlager)なりと謂ふのみにて要領を得ず。蓋し普通の意味に於て倉庫とは一の場屋即ち建造物(石造煉瓦造土藏等)に過ぎず。而して此建造物は銀行の保護預りが單に保管物の安全(Sicherheit)を計るを目的とするに反し、主として多額保管の精神に副ふが爲場所を供給するを(Baumgewährung)目的とするを以て、獨り堅牢の構造を有するのみならず十分の面積と容積とを要するは論を待たず。

されど世には必ずしも右の如き建造物を以てせざるも、尙良く之を管理し其の原狀を維持し得るが如き貨物無きに非ず。此等の貨物は之を建造物中に收容するよりは寧ろ一定區域の空地に雨

晒の儘貯置くも差したる不都合を蒙らざるべし。例へば土砂、石、石炭、鑛物等の保管に於て之を看るが如し。今斯の如きを倉庫業の範圍に屬せしむべきやと謂ふに一派の論者に從へば商業社會が商品の安全を欲し、取引の嚴格を要望するや到達斯かる杜撰なる貯藏法を以てしては其の目的を達すべからざるのみならず、斯の如き方法による保管貨物に對し倉庫業者に嚴重なる寄託上の責任を負はしむるは後日紛議を生ずるの恐あるを以て、之を保管と見做さざるを可とすと謂ふも一方を顧れば前記獨逸商法上の倉庫業者が行ふ所の保管の行爲は貨物を空地に置くも(Freiem Platz)差支無く唯保管上の注意を加ふれば足れりと解せられ、且米國に在りては野積倉置法(Field Storage)行はれ、在畑農産物に對して倉庫證券を發行するに至る。於是此問題は少しく困難を生ずと雖も、要するに倉庫なる文字の解釋によりて決するの外無し。然るに我國の法制は倉庫の實體に付き何等の規定を設けざるを以て、若し其の設備にして貯藏物品を靜止的狀態に置き其の原狀を維持するに適せんには、縦合貨物を雨晒と爲すも倉庫業者たるの責任を以て當然其保管を爲し得るものと解せざるべからず。多くの法律學者が倉庫を狹義に解するは膝柱の誹を免れず(註九)。

(註九) 倉庫保管の結果貨物庫内に止まるの故を以て貨物の不動を以て倉庫保管の一大要素となす人あるも不動は要素に非ず、移庫、仕分、混合、改装の如き貨物の運動あるを常とす、倉庫を以てする占有あるを要するのみ。

## 第四 倉庫業は企業也

夫れ企業とは自己の計算と危険とを以て規則的に且繼續的に行ふところの營利行爲なり。而して倉庫業の發生するや公衆に共同の物品保管所を供給せんとするの一種の公共的精神に基くものに非ず、其の經營や常に保管料を徴收して經費を辨じ、剩す所の利潤を收めんとする營利の主義に出でざる無く、之を史に徴するも、縦令國家若くは地方公共團體が之を經營する場合にありてすら、全然無償主義又は手数料主義を以てしたること無く、多くは皆之により收入を得んとするの主義を取る。蓋し無報酬にて保管行爲を提供するが如きは現代經濟組織に合致せず保管の能率を殺滅するに至れば也。

## 第二節 倉庫業の國民經濟上に於ける機能

倉庫業の國民經濟上に於ける機能を知らんと欲せば、其の如何なる必要によりて生じ來りしやを尋ねざる可からず。換言すれば倉庫業發生の動機如何は取りも直さず一般經濟社會が之により享くるところの効益を説明するものなる可し。

思ふに倉庫は貨物の多額保管を司る一箇の場屋に過ぎざるが、抑も斯かる場屋を必要とするは

云ふ迄もなく保管を要する貨物が其の箇處に集合するが爲めにして、經濟上の所謂貨物集中の結果に過ぎざれば、倉庫存在の理由は結局此貨物集中なる事實に起因すと云はざる可からず。然らば貨物の集中は如何なる事情によりて起りし乎。

現今經濟界の大勢を按ずるに、諸般の事物は皆集中に傾くを見る。殊に十九世紀以來其の勢頗る著しく、運輸に、通信に、工業に、はた商業に一として其の反影を止めざるなきの有様なりとす。蓋し前世紀に於ける新技術、新器械の發明、改良及其の盛なる應用は先づ海陸各般の交通手段を一新し、殊に各種鐵道の敷設普ねきを致すや、陸上に於ける貨物旅客の運送は常に之が恩澤に浴せざるものなく、彼の馬車、荷車の如き幼稚なる運搬具は到底競争に堪へず、狹隘なる範圍に其の殘喘を止むる外、至る處に壓倒を受け、交通の殆んど總てが鐵道に集中するの觀を呈し、同時に之を業とするもの又漸く合併を企て、若くは其の全部を舉て國有とする等、益集中の實を現さんとせり。かく交通機關の集中し發達するに及んで地理上の懸隔は著しく短縮し運搬の勞費時日等從て減少し、交易の範圍爲めに擴張せられ、各種生産者は其の資本を豊かにし、其の規模を大にし、盛に新技術を利用して出來得る丈け多額の生産品を己れ一手にて供給せん事を計り、大工業は漸次小工業を併吞するの觀を呈せり、之れ即ち工業の集中にして、之と同時に生産者消



費者の連絡關係は益簡單敏活を尙び、殊に問屋制度著しく發達して兩者の直接なる接觸を計り、從來其の中間に存せし無數の商業者階級爲めに其の生存の必要を減じ、茲に商業集中の勢を呈するに至れり。

交通機關の集中、工業の集中、商業の集中實に集中の世と云ふべし。而も此大勢は必然の結果として、貨物の集中を促せり。今少しく之を促せる次第を尋ぬるに、略左の如し。

第一、交通幼稚にして、其の制統一せざる時代にありて貨物の需要供給を適合すべき唯一の機關は市(Market)なりき。蓋し道路險惡にして通信の具備はらざりし時代に在りては、賣手買手は互に其の相手方を見出す事困難にして、勢ひ毎週一回若くは毎月一回等一定の時を期し一定の處に集合して其の需要供給を調和するの必要を生せり。之れ往時市制度の隆盛を極めし所以なるが今や交通機關完備し旅行運搬頗る容易となり。且廣告、銘柄、引札、回文其の他の商業技術益進歩するに及んで需要者は其の需要品を發見し、購入するに鮮からざる利便を感じ、其の好むに任せて至りて容易に至りて迅速に欲望を満たし得るに至りしかば、最早舊來の市の如き不便なる制度を要せず、寧ろ絶えず多量の需要品を一箇處に集め、何時にても來者の要求に應じ得るが如き設備を施すの必要を生せり。之れ即ち交通の集中が貨物の集中を促し、倉庫の發生を已む無からし

めたる第一の原因なりとす。

第二、大工業起り多額生産始まるや、其の生産貨物を販賣するが爲め之に對する需要の集中するが如き地點に之を送附し、貯藏し、待ち設くるが如き設備を要し、又其の原料品を要するの多量なる、常に不都合無く之に應じ得るが如き原料品集合の地位を要す。之れ即ち工業の集中が貨物の集中を促がし、倉庫の發生を已むなからしめたる第二の原因なりとす。

第三、往時市制度の存せし時代に於ける商人は、週毎、月毎、年毎、等時日を隔て、其の商品を一定所に持參し、僅に小賣業を營むに過ぎず、且交通不便競争緩慢なる時代に於ては生産者と消費者との間に幾多幾段の仲介者を容るゝの餘地を存せしも今や經濟進歩し競争激烈となり商品の購入販賣上鮮からざる苦心と智識とを要し、一方に於て生産者消費者は助めて直接の取引を欲するの傾向あるを以て、其の中間に介在せし幾多商人の地位は益困難を感じ、竟に商業取引は商業上の技能に富み經驗豊かなる小數大商人の手に集中せられんとするの傾向あり、從て其の取扱ふところの商品を保管する爲めには從來の如き多數なる個々の小倉庫に分置するを不便とし、小數なる大倉庫を欲するに至れり。之れ商業の集中が貨物の集中を促し倉庫の發生を已むなからしめたる第三の原因なりとす。

斯くの如くして倉庫業は發生せり。されば倉庫業の成立するには少くとも其の地が交通機關の中心點に當る事(第一)物産の產出運動活潑なる事(第二)及大商人の活動盛なる事(第三)の三條件を要するは論無し。而かも斯業が國民經濟に及ぼすべき効益は前述の所論により自ら之を察し得べしと雖も、今少しく之を述べれば左の如し。

#### 第一 倉庫業の一國交通に及ぼす影響

倉庫が交通發達の結果發生し來れること既に述ぶる所なるが、之と同時に倉庫業の發達完成が交通の隆盛を促がすの力ある事を忘る可からず。實に此二者は相互依存の關係を有するものにして、特に鐵道制度の發展が倉庫の設備に負ふところの大なるは夙に學者の認むるところにして、埃國の學者エミールエーベルマン氏の如きは、鐵道の終局點に大倉庫の設けあるは恰も人口稠密なる地方が鐵道の旅客運搬に於けると同様の影響を貨物運搬に與ふるものなりと論せり。斯く兩者は互に其の繁榮を助くるが如き親密なる間柄にあるを以て、鐵道業者は往々自費を以て大倉庫を建設し、此處に集中せる貨物の運搬を引受くるを期し、假令彼に失ふも之に得るの方針を採ること尠からず。

#### 第二 倉庫業の一般商工業に及ぼす影響

倉庫業の一般商工業者に與ふる第一の利益は貨物に關する經費を著しく節約するの結果、其の生産條件を良好にし、競争力を強め収益率を大ならしむるにあり。蓋し貨物保管を專業とする者存する時は一般商工業者は名々倉庫を建設するの必要無く、爲めに敷地、造營費、修繕費、地代、家賃、租税等として支出すべき諸般の費用を節する事を得べし。殊に商工業の集中せる大都會にありては不動産價格一般に騰貴し、之等の負擔随分高額に昇る可く、其の之を節約し得たらんには爲に商工業者の享くる効益は尠なりとせざるべし。從て彼等は各自に保管商品の監督者を置くの要なく、又保管品減少するに當り見す／＼其の所有庫を空置するが如き不經濟を免る可し。加之倉庫業者は多額なる寄託品を一括して、大口に火災保險に附するを以て、保險者との特約上料金の低廉を期し得べく、且税關手續、委託販賣、競賣等商品に關する種々なる手續を代理し、便宜を與ふるを以て商工業者は爲めに鮮からざる勞費と時間とを節約し得べし(第一)。

此他倉庫業者の倉庫は概して完全なる設備を有し、當業者は嚴格なる法律上の責任を帯びて保管品の管理に任するを以て、保管品に關する危險の程度は大に輕減し(第二)倉庫收容の程度は常則として各個人倉庫の到底及ぶ能はざる程廣大なるを以て、商工業者は其の快腕に任せて十分に之を利用するを得べく、商業取引の繁昌を來すべし。(第三)且倉庫業者の發行に係る倉庫證券の

利用は保管貨物の賣買を敏活ならしむると同時に金融の便を與ふ可し。(第四)又保管貨物の需要者側より見る時は貨物の集中は品種の撰擷購買の迅速等多大の便益を受くべし(第五)。

### 第三、倉庫業の金融に及ぼす影響

倉庫に保管せる物品を代表する倉庫證券は之を債權の擔保として金融の資に供するを得べく、而かも此場合に於ける信用の基礎は現に保管せる物品にして、對物信用の一例を示すを以て、彼の恐慌來らんとするに際し對人信用の道絶ゆるも、尙其の融通を盛にして之を緩和するの効力あり。而して此證券を放資の目的とする者特に銀行者は之が爲め種々の利益を享くべし。蓋し倉庫業者は直接保管品の授受、評量、評價等の事務を取扱ふを以て、之に關する事情に精通し、殊に其の評價金額の如き大體に於て誤謬なきを期し得るを以て、其の發行せる倉庫證券は銀行者の安心して引受くる處なるべし。而かも之を引受くる時は一々現物鑑定をなすの勞を省き(一)責任の一部を倉庫業者に分ち(二)放資の範圍を擴張し得るの利益あり(三)。

倉庫業の國民經濟上に於ける機能は以上の如く重大なるものあるを以て、一國經濟の進歩を計らんとせば宜しく適當なる地に完全なる倉庫の設備をなさざる可からず。而も其の設備や獨り現時の要求に應ずるを以て満足せず、將來に於ける商工業及交通の隆盛を誘ふ手段たるを期せざ

る可らず。されば其の面積容積及之に關する設備は能く將來の經濟事情を參按して計畫する處なるべからず。現に英國の諸重要海港をして世界の市場たらしめし事現今の如きを致せる原因の一は云ふ迄もなく其の地に於ける倉庫制度の適切なる計畫に因すと知らるゝに非ずや(註一)。

(註一) Emil Ebermann-Lagerhäuser u. Warrants in wirtschaftlicher u. rechtlicher Beziehung

Wertheimer-Das Lagerhaus u. Vorteile d. Lagerhausnutzung S. 1—7

Karl Adler-Das Oesterreiche Lagerhausrecht S. 13—21.

### 第二節 倉庫業の收利率

倉庫業の國民經濟上に及ぼす効益の甚大なることは既に述ぶるが如しと雖も、今之を一個の營業として其の經營者に與ふるところの收益の割合如何、換言すれば倉庫業なる一企業の私經濟上に於ける機能は如何と顧るに從來學者の論する所によれば其の收利率低少にして到底企業家を誘致して十分に其の營利心を満足せしむべからずと謂ふに在るが如し。(註二)今其然る所以を尋ぬるに略左の如し。

#### 第一、建築費の大なること。

第二、倉庫業は所謂伸縮力に乏しく其の收益高豫め其の設備によりて制限せらるゝこと。

第三、保管料即ち倉庫業者の収入は概して低廉不動なること。

第四、倉庫業は危険少きを以て甘味ある報酬の伴はざること。

(註一) Ebermann, Goldberg, Wertheimer.

學者は之を説明して左の如く論せり。

第一の理由は疑もなく其の建設費の比較的大なる事にして、倉庫業の成立し得るが如き繁榮なる商工都市に於ける地價地代等はさなきだに非常に高價なるに、斯業の性質上其の敷地として斯くの如き地の面積を要する事頗る多大なるものあるを以て、之が爲めに要する投下資本は容易ならざる額に達するのみならず、倉庫の建設並に其の附屬設備等の完全整備を期せんとせば、益投下資本を固定せしむるのみにして、而かも一旦固定したる資本は市場の變動如何により伸縮回收する事能はざる可し。更に第二の理由は倉庫業者の収入が豫め倉庫の設備により制限せらるゝ事にして彼の商業者等が自己の所有物所有金の如き固定資本により制限せられず、或は信用を利用し、或は商業機關を活用し、變化多き經濟市場に立ちて盛に快腕を振ひ、銀行者等が其の拂込資本により制限せられず、預金の吸収と運用とにより、自由の活動をなし得るに反し、倉庫業者の

活動は殆ど其の投下資本によりて豫め制限を受け、如何に保管の要求勃興するも收容設備にして限りある時は、以て如何ともする能はず、蓋し敷地及倉庫の如き不動産は市場の景況に應じて俄に收得し若くは之を賣放つこと頗る困難なるあり、保管貨物の増減と並行して終始其の設備を遺憾なく伸縮するが如きは到底不可能事に屬すればなり。且第三に保管料即ち倉庫業者の収入は概して低廉且不動なるを以て其の收益の増大を期する事頗る困難なり。蓋し保管料と雖も市場の景況に應じて上下すべき傾向なきにあらざるも、其の性頗る交通の對價たる運賃に類し、一度其の割合を定めて公表する時は長く之を維持して其の變動を喜ばざるは一般寄託者の希望にして當業者も之に強ひらるゝが故に、之を一般物價金利等に比すれば其の變動概して緩慢にして其の割合の如きも到底高額に昇る能はざるの觀あり。

加之、他の社會上經濟上の事情を同一とするときは一企業に對する収入の大小が其の業に投せらるゝ資本利子の大小并に其の業に伴ふべき危険の大小により左右せらるゝは經濟學上の原則にして、若し借入資本の利子を同一とする時は危険少き企業は収入が危険多き企業に比し低歩なるべきも亦當然の理と謂ふべし。倉庫業の如きは其の所有財産たる敷地、倉庫等の價格に大なる變動を生ずること無く(一)火災保險の利用は貨物燒失の危険を擔保せしめ(二)其の報酬たる保

管料が殆んど一定不動にして不規則なる損益を生ずるの機會無きを以て(三)所謂企業上の危険は比較的微小なりと謂ふ可し。されば其の之に對する利益の低率なること毫も怪しむに足らず。之れ實に斯業收利率の低少なる第四の理由なりとす。

然るに之に實際に徴するに、倉庫業はしかく不利益なる事業にはあらず。歐米諸國には随分薄利の成績を示せる倉庫多きも近年合衆國に於ける各種倉庫の發達は寧ろ有望の事業として瀕々たる設立を見るの有様なるのみならず、我國に於ける地方散在の倉庫は收支不償の境に在るもの少なからざるも、京濱及神阪地方の倉庫に至りては、資本に對する年二割内外の純益を擧ぐるもの少しとせず。之れ實に不思議の現象に非ずや。

思ふに倉庫業は一種の獨占業と謂ふべし。即ち其の業務の繁閑は全く所在地に於ける貨物集中の程度如何により決定せられ、其の地交通の要衝に當り、多額の貨物を吸収し得んには保管の需要は呼ばずして輻輳せんも、之に反して貨物の集中に不利なる地方ならんには、如何なる敏腕を以てするも、到底業務の隆盛を期し得ざるべし。斯くの如く、大體の運命が外界の事情により定まる上は、幸にして良好なる條件を具ふる地に居るものは獨占的に其の利益を壟斷し得べく、不幸にして不良なる條件を具ふる地に在るものは永久損失を免れざるべし。

されば倉庫業を以て絶對的に薄利の業と爲すが如きは當を得たる議論と謂ふべからず。寧ろ所在地の狀況并に經濟市場の浮沈如何により收利に相違を生ずる或る意味に於て收益の最も不規則なる企業と謂ふべし。唯從來の學說中取るに足るべき點は

(一)倉庫業の性質が比較的消極的にして企業上の危険少きより利益の割合の如き豫め決定せられ思ふが儘に其の増加を期し得ざること。

(二)資本金を固定せしむるを以て營利一點張なる實業家の企業を欲せざること等に在りとす。

## 第二章 倉庫業の發達

### 第一節 外國に於ける倉庫業の發達

夫れ物品貯藏なる行爲が人類の生活に缺くべからざる處なりとすれば、貯藏の機關たる倉庫の必要は早く已に人類創始の時代に起りしと謂はざるべからず。即ち其の今日の意義に於けるが如き倉庫業の發生は未だしとするも單に倉庫なる文字の史上に散見せらるゝは上古以來の事にしてストラポーンはマツシリヤ、キチコス、ロータス等が武器其他の物の倉庫を以て有名なりしと説き、ボツクはデモスゼニスの時代にアゼンスに自由倉庫の設ありしことを傳へ、其他ギリシヤ及ローマ時代の史家にして當時穀物貯藏の爲地窖を掘造せしことを唱ふるもの少からず。就中最も著名なるものはギリシヤの *Thalassio* (地窖)ローマの *Horrea* の如き半官半私的穀物倉庫にして政府の財政を助くるを主たる目的となし同時に貴重品をも取扱ひたりと謂ふ。

上古文明破れ、中世商業起るに及んで、一般倉庫は發生し、史上 *Magazeno* なる語の用ゐらるゝを見る。之れ以太利諸市即ちビザ、アマルフイ、ウキネチヒ、フアマゴスタ、ナポリ、メツシ

ナ等に起れる一種の自由倉庫にして、保管貨物に對して租稅免除の特權を與ふるのみならず、其の發行せる預證券は販賣及び質入を媒介し證明したり。唯今日の倉庫と異なる點は貨物の有價的寄託を引受くる代りに、倉庫内の室又は空所を貸付し、荷主をして直接自ら其の保管貨物を監督せしむるに在りき。同時に北歐に於てはハンザ同盟市の勢力盛にして、派出所を海外交通の中心點たるノーゴロツド、フリユージ、リオン、ロンドン等に置き何れも非常の繁榮を來すに至りしが此等派出所に滞在せる者は一種の公文書面により關稅免除若くは猶餘の特權を得たりしに、其の貨物證券を用ゐて商取引を行へるや否やは今日根跡の證すべきもの無きも亦全然其の事實を拒み能はざるが如し。而して中世大陸諸國に多數の倉庫存在せしことは争ふべからざる所なるも、多くは封建諸侯の私有に屬し、若くは穀物の不正取引に供せらるゝものなりき。

されど中世に於ける倉庫は概して貨物の保管及荷役を爲すを主たる目的となし、信用機關乃至賣買機關としての機能に於て見るべきもの無かりき。然るに近世に入り新進國家の勃興するあり、國民經濟の競争上何れも貿易を振興するの必要に迫られ、保護政策を行ひたる結果、倉庫は該政策の手段に供せらるゝに及びて、偉大なる發展を遂ぐるに至れり、就中最も注意すべきは英國及佛國の倉庫制度なりとす。

英國の倉庫制度は千七百三十三年政治家ワルボールの考案によるもの多く、其の倉庫證券制度は特許會社たりし東印度貿易會社の商慣習に起因せり、其の次第は之を英國倉庫證券の部に譲るとして佛國の制度を略述するに、佛國に在りては英國に先ち「アントルポール」の設立を見しが其の之を必要とせし經濟上の理由は全く彼と異れりと雖も、其の結果は同一に歸せり。即ち英國に在りては後に述ぶるが如く密輸入を取締り輸入品に消費課税を施すの機關として倉庫を起したるが佛國に在りては**コルベヤ**夙に重商主義を奉し、主として輸出並に通過貿易を獎勵するの目的を以て千六百六十四年國內十一の都會に倉庫を設立せしが當時の保管貨物は此倉庫内に於て輸出入共課税を免せられ、只輸入品は輸入後六ヶ月以内に再び輸出するの義務を有したり。千六百八十八年に及んで此制度廢止せられたりと雖も、程なく「アルトルポール」制度再現し、内國消費の目的を以てせる輸入品も其の恩澤に與るを得るに至りしが、此制度たる最初里昂及**ストラスブルヒ**を除き、單に開港場にのみ認許せられしが、千八百三十二年の法律により此制限を廢止せり。當時既に「アントルポール」内に於て倉庫證券の發行を見しが、并は單に外國品にのみ限られ、内國品に對しては倉庫の制度を缺きし事とて、未だ其の利用を見ざりき。然るに千八百四十八年恐慌起り、此制度を内國品にも應用するの必要生じ、時の財務大臣は巴里の市參事會並に商業會議所の

請願により、内國品に對する自由倉庫建設の認許を與ふるに至れり。同時に佛國の假政府は千八百四十八年五月の法令により「マカザンジネロー」と稱する倉庫制度を巴里其他の重要都市に設け、内外の無税品並に課税品の保管に供し、且倉庫業者及倉庫證券に關する法律關係を規定せり。此結果佛國に於て六大倉庫の發生を見るに至りしが、其の制度徒に形式を重んじ職員の監督其の宜しきを得ざりし爲め、業務の敏活を缺き忽ちにして之を閉鎖せざるべからざるの悲運に陥れり。茲に於て乎佛國政府は人を英國に派して其の制度を調査せしめ、千八百五十八年新に倉庫法を制定し、千八百七十年之に改正を施したるが、主として英國の制度を模倣したるものなり、爾來同國の重要都市陸續倉庫制度を設け、千八百六十一年の頃三十六を數ふるに至りしが、其の多數は現今に至る迄業務を持続せり。乃ち新法の規定に基き設立せられたる倉庫の重なるものを擧ぐれば巴里の「**アンルボーデマカザンジネロー**」(一八五二)**マルセル**の「**ドック、ゼ、アントルポール**」(一八五六)**ハーブル**の「**マカザン、ブブリック、ゼ、マカザンジネロー**」(一八五八)里昂の「**シエチーリアネーズ**」(一八五九)「**コンバーニ、デ、マカザンジネロー**」等也。

白耳義に在りては千八百四十六年佛國の制に倣つて倉庫法を規定し、千八百四十八年恐慌の結果、略々同様な倉庫證券法を發布し、千八百六十二年更に改正を加へたり、同國に於ける最も

重要な倉庫はアントワープ倉庫にして其の初め政府の建設に係りしが、後千八百六十五年設立の同地倉庫會社の所有に歸せり。

瑞西に於ても佛國の制に倣ひ倉庫法を規定せしが各州公設の倉庫を有す例之ゲンフ及びバールに於けるが如し。

獨逸に於ても早くより貨物保管に關する機關を存せしが、近世の意義に於ける倉庫の成立は他國に比し頗る遅れたるが如し。即ち其の制度は英國の Dock House、和蘭の veem、白耳義佛蘭西の Entrepot に倣ひたるものなるが、其の起りしは千八百七十年後に屬す、蓋し同年の恐慌後一般商業振興し、殊に千八百八十九年より九十八年に至る十年間に於て同國の輸出入貨物の重量は五百萬噸より七千九百萬噸に進み二千八百萬噸即約五割を増加するに及び、益各地倉庫の必要を感じ、先づ千八百七十二年マンハイムに起れるものを魁とし、略之と前後してミュンヘン市に起るあり、次てハンブルヒ、ブレメン、ステツチン、リュウベック、ダンチヒ、ピラウーの六大港及伯林其他の十二陸郡にも大倉庫の設立を見るに至れり。

## 第二節 我國に於ける倉庫業の發達

### 第一款 我國に於ける交通の發達を論じ倉庫の起原に及ぶ

倉庫業の本能たる貨物の多額保管なる事實が貨物の多額運搬なる事實を以て其の成立の條件とすること既に謂ふところにより明なり。されば倉庫の發達は取りも直さず交通の發達にして、本邦に於ける斯業の沿革も亦結局我交通の發展と其の歩調を一にすと謂はざるべからず。

之を嚴格に謂へば我倉庫業の存在は明治初年以來僅々五十年の事にして、維新の改革が政治、法律、經濟、教育、軍事其他所有る方面に我國の歴史を横斷して一大境界線を其の間に劃するが如く、聖代の賜たる今日の倉庫は維新前一切の事物と殆んど何等の交渉を有するなきが如しと雖も、而かも事の成るや成るの日に成るにあらずとせば其の今日の盛況を齎すべき幾多の準備若くは幾多の胚種は早く已に古より萌芽せるものなくんばあらず。歴史は明かに之を證するなり。知らず本邦に於ける貨物の多額保管、多額運搬乃至は多額生産なる現象は果して如何なる順序をか經て起れる。

本邦由來經濟史無し。況んや交通史をや、況んや倉庫史をや。只近時故横井文學博士の研究は吾人に有益なる材料を供給し史家の考證を刺戟したり。今此等の研究資料と一般史上に散見する斷片的記録に基き、本邦に於ける交通發達の跡を尋ぬるに、自ら左に掲ぐるが如き四段の時期を



畫するもの、如し。

- 第一期 天孫人種交通時代
- 第二期 領内交通時代
- 第三期 國內交通時代
- 第四期 世界交通時代

神武即位後千三百年にして大化の新制あり、其の後屢皇威に盛衰を來したるも紀元千八百年代、賴朝の府を鎌倉に開く迄は兎にも角にも國家統一の體面は王朝の下に保持せられ、王家は世々天孫人種を代表して四民の尊敬と畏服を繋ぐに餘りありき。げに此千八百年間は人種的觀念の頗る濃厚なりける時代にして。特に其の前半に於ける天孫人種の共同的行動と奮闘的征服は優に此種族をして大八洲に於ける其の地盤を堅ふせしむるの基なりき。初め我種族の臨降するや先住種族との衝突相次て起り、神武の東征となり、日本武の夷征となり、神功の征韓となり、一族相率ひて奮闘奔走に餘念なく、優勢遂に四海を統一するや、力めて人種的觀念を利用して民族の一致を計り、先づ人種結合の基礎たる血族關係によりて氏族の制を定め、齊部をして祭祀を司らしめ、靱部をして宮門を司らしめ、物部をして宿衛を司らしめ、其他膳部、飼部、鳥飼部、犬飼部、弓

削部、織部、服部、衣縫部、漆部等各氏を定めて、夫れ夫れ業務を世襲せしめ、其の得たる生産物を適宜に配合して、相互の需要を満たし、政事上の主權者たる天皇は同時に經濟上の中心として此等生産物配合の事を指導せしが、共同の祖先に對する敬神の念は其の直系たる天皇の一家に集中して天皇は益一大家族の家長たるの實權を握るに至れり。

然るに、年所を経るに従ひ、血族的關係次第に弛み、大氏は幾多の小氏を分派し、天孫人種は先住人種と混合し、人と人、民と民との結合從て薄らき、氏族は唯々各自の私領を廣むるに汲々として互に闘き、天皇は各氏の長たる「氏の上」を経て間接に一般臣下を統御するに過ぎざりしかば君臣の關係は最早や舊態を維持し難く權臣豪族動もすれば其の間に乘じて專横跋扈を極むるに至れり、欽明帝以後、物部、蘇我、守屋中臣諸族の一隆一替は即ち此實現にして、藤原氏に至りて其の極に達せりと云ふべし。加ふるに推古帝以來唐宋との往來あり、國事漸く多端、海外思想の輸入は私權の擴張を促すとも、對國家的觀念若くは對君的節義心に至りては動もすれば輕減せらるゝの傾きありしを以て、大勢を觀るに明かなる孝徳、天智兩帝は大化の改革を行ふて土地國有を斷行し、口分田の制を設けて私有地の公平を計り、其の他百般の事唐制に倣ふて中央集權の實を擧げ、以て大に王權の恢復を企てしが、此制度の内容たる徒らに直譯的臭味を帶び、到底當

時の民情に適すべくもあらず、四民何時しか復た舊制を思ひ、王家の勢力遂に脅威を蒙らざるを得ざるに至れり。されば等しく王朝と稱するも其の前半と後半とは大に性質を異にし、其の後半は統一制と封建制との過渡時代と云ふも可ならん。

今斯くの如き天孫人種優勢時代に於ける交通の状態如何と顧るに、其の勢力の及ぶ處相應の往來を印し、特に海上の交通は陸路に先ちて發達せしものゝ如し。されど此等交通の目的たる軍事に非ずんば政治上若くは宗教上の必要に出でたるものにして經濟上の理由に基けるものあるを見ず。蓋し他種族との争闘一日も止むことなき當時に於て軍隊を輸送し、兵糧を運搬するが爲め、險を開き道を通ずるの必要急なりしは當然のことにして、神武帝の東征するや、國神珍彥を嚮導として早吸の門、筑紫岡水門、難波の碕、河内白縣の津、茅渚山城水門、碓水門、熊野荒坂の津等を経由し、皇軍中州に赴くや日臣命等をして山を穿ち險を超えて田路を開かしめ、齊明の朝阿陪比羅夫等舟師七十隻を率ひて蝦夷に航するあり、崇神の朝北陸、東海、西海、丹波に四道將軍を派せられ、以て軍事上の必要は大に交通の普及を促かし、文武大寶令を制するに及んで公私舟楫の事を主船司に管せしめ、郵驛公私馬牛の事を兵馬司に管せしめ、共に兵部省に屬せしむるに至れり。

佛教の渡來するに及んで、僧侶の布教運動と諸國巡禮の來參は京畿を中心として茲に旅客運輸の必要を起せしが、新に唐より歸朝せる明僧等、其の新智識を廣告して入佛を誘引せんが爲め盛に力を交通の事に用ゆるに至れり。即ち大化二年元興寺の僧道登始めて山城宇治橋を作りしより、瀧流の徒天下を周遊して橋梁、津濟を治め、藥師寺の僧行基の如き、大安寺の僧忠一の如き、其の功顯著なるものありき。

されど當時の氏族經濟は生産消費を一單位内に行はれしめ、自ら耕して食ひ自ら織りて着るのみなりしかば、離れたる時離れたる處と其の生産物を交換せんとせず、偶韓唐との間に行はれたる交易は常に天皇の獨占に歸し、京都、難波及太宰府に鴻臚館を置き一定の形式の許に於てのみ之を許し、一般人は貿易を營む事能はざりき。されば經濟上の交通は全く皆無と稱するも過言にあらずして當時行旅の困難なる諸國の役民郷に歸るの日食糧絶乏して多く道路に飢ゆるものありと見ゆるにて知るべし。

既に經濟上の交通なし、從て多額運搬なし、從て多額保管あらんや、上世倉庫の必要なかりしは識者を待て後に知らざるなり。然れども非經濟的動念より發生せる多額保管乃至倉庫制度を存せざるにあらず彼の屯倉及義倉の如き即ち之なり。

## 第一、屯倉

屯倉は「ミヤケ」と訓し、天皇の直轄地に置きたる一種の倉庫制度にして、主として兵糧貯藏の目的を達し、場合により備荒貯蓄の性質を帯べるもの、如し、而して其の起元は垂仁の朝久米の屯倉を置き、天皇の供御田となしたるにあり。景行に及んで田部を置き、之を管せしめ、後或は不逞諸族の下るや其の屯倉を献じて犯罪を償ふあり、或は軍事上要衝の地に之を増設するあり其の數漸次増加し、欽明の時二十六となり、孝徳の時百八十一に及べりと云ふ。

## 第二、義倉

義倉とは荒救の目的を以て官民の間に規約を立て年々の收穫中より其の一部分を引除け、之を貯藏し、平年には秋夏の間收穫前に請ふ者あらば其の貯穀を出舉し、以て民食の不足を贍らし、而して收むるに薄足を以てし年々其の貯額を増殖し、凶荒に逢へば悉皆之を出たして飢民を賑はし、其の地の民をして飢餓の憂なからしむるの趣旨に基き米穀を貯蓄するの困倉を云ふ。(日本社會事彙參照) 蓋し支那趙宋の代に存せし社會若くは常平倉と同一にして、其の我國に於ける起元明かならずと雖も大寶の頃既に存在せしと傳へらる。文武、元明、元正等相次で此制度を襲用せしが、元正の之を令するや親王の外五位より百姓雜色人まで毎戸に粟を貯へしめ、二石より差減

して下々戸一斗に至るとあり。此制は長く我國に行はれ徳川氏時代に及んで列藩中之を設けしもの鮮からずと云ふ。

頼朝覇を稱してより北條足利を経て戰國時代の末に至る迄約四百年間、之を我國に於ける封建時代となし其の經濟交通の方面より窺へば正に領内交通の時代とも名づくべきものたり。蓋し權臣豪族跋扈して王家の實力を殺ぐや一日の事にあらず。王朝の後半以降血族的結合漸く弛み、天孫人種と賤民との混同は著しく敬神の念を損し、人口増加し領域擴がるに従ひ、私民の利害は往々大家族的國家と調和を失し、暗々裏に國家分離の勢を養ひしが、藤原氏時代に至るまでは假令君臣の沒義許すべからざりしものありしにもせよ、其の窺偷する範圍は現に存する處の實權にあり、換言すれば親しく王家に侍して窺ひ知りたる政權兵權其他の勢力に在りて、新に地方を開拓して陰然獨立の勢力を養ふが如きは到底思ひ及ぶ處にあらざりき。されば累代政を攝するや傲奢之れ事とし、目前の快樂を貪るを以て唯一の目的とし、到底爲めに新なる勢力、實力、思想を發揮する事能はず、只從來に存せし王家の勢力、實力、思想を後見し蹈襲して満足の頂點に達せりき。遮莫此豪奢榮華は之を目撃せし私民に不平の念を起さしめ、偶志氣盛なる者をして憤慨せしめ、其の散じて地方に入るや、新たに土地を開き、郎黨を併せ、一定の範圍を築きて其の鋤と劍

とを磨き、元然として中央政府に對抗せんとする者、陸續現はるゝに至れり、之れ實に封建制度の萌芽にして、如何にせば此雄族を縦横すべきやは平安朝廷の最も苦心を要したるところなりき。されど大勢如何ともすべからず、一の雄族倒るゝも他の雄族代りて起り、就中牽制討伐の功最も大なる源平二氏の勢力當るべからざるものあり、遂に頼朝に至りて武人政治全く成るを告ぐ。

されど此武人政治は政治的意味に於て完全なる統一を遂げたるものにあらざりき。只源氏が雄族中の雄族たるの故を以て天下に其の雄勢を示したるのみ、測り知るべからざる多数の豪族は尙至る處に散在して或は全く其の勢力範圍の外に立ち或は一時の政策上來りて降るあり、而かも各自は勝手に領内に政令し、國家の内容は爲めに幾多の分裂せる小獨立國より成立するが如き觀を呈するに至れり。宜なり頼朝薨してより間もなく國內平かならず、北條氏歴代の明君を以てするも天下の不平を如何ともする能はざりき。降りて醍醐帝の親政あり、足利氏の執政ありしも、皆表面的にあらずんば一時的なるのみ、深く萌したる封建の根柢は到底動かすべからず、分裂國家は雜然として徒らに隆替盛衰するのみなりき。

斯かる長年月間、封建制度の持續せし理由種々あらんも、其の最も大なるものは當時人民の經濟的慾望萎微として振はざりしに由るならん。殊に佛教の普及は平安時代榮華の夢其の極に達し

たる頃より益盛となり、其の民心を萎縮するや、人をして小慾に甘んじ、小成に安んせしめ、歴代の政策も毎に儉約質素を以て治國の基となし、進で産を殖し業を興す事をなさず。人民需要の程度は爲めに長へに低く、之が満足は頗る容易の事にして遠隔の地より貨物を送致するの必要を感ずるに至らざりき。されば貨物の交易の起る可き筈無く、各領主は其の領域内に於て需要供給を按配し、外部に對しては寧ろ敬遠若くは鎖國の態度を採るのみなりき。

されば此時代に於ける交通が封建國の領域内に限られたるは當然の事にして、鎌倉時代の歴史が往々交通安全なる文字を存するは何れも領内に於ける交通安全を指すものにして、一般國內の往來の如き、盜賊四方に起りて行旅頗る不安なりしと傳へらる。殊に足利氏の世山名、細川以下諸族漸く勢を振ひ、應仁の亂後群雄割據の狀を呈するや、諸侯命を奉せず、我が儘勝手に法制を設けて領内を支配せり、例之大内家は周防備前及赤間關、門司、小倉、赤坂等の海峡の渡船を定め、其の違犯者を罰し、佛閣巡禮の輩は其の滞在五日を過ぐる能はざらしめ、武田家は内儀を経ずして他國に向て信書音物を送るを禁じ、上杉家は府内大橋の損壞を修築し、橋上交通の輩擅に威權を振ひ役夫を苦しむる事を禁じ、長曾我部家は領内に令して旅人の徑路を行くを禁ずる等交通制度の分裂其の極に達せりと云ふべし。故に此時代に於て少くとも國內を單位とせる多額運搬

の生すべき筈なく、從て多額保管の必要をも生ぜざりき。

徳川氏起るに及んで、多數の獨立國家は遂に統一に歸し二百五十年間の太平を開くに至れり。此太平は慾望の増進産業の發達を促して、經濟上の統一を來たし、吾人の所謂國內交通の時期を創むるに至りし也。蓋し金銀山の採掘は此期の當初より起りて金屬貨幣の鑄造流通となり、久しく血を見ざる諸國の武士は徒に其の武器を好奇の用に供し、元祿以來奢侈の風一般私民に染み、趣味嗜好の程度著しく發達したり、學問の獎勵は又幾多の名臣策士を出し時に諸侯に顧問して有益なる經濟政策を考案し。一時國產の獎勵は諸國の競ふ處となれりき。斯くの如くして貨物の生産交換は頻々として起り、吾人の所謂國內交通時代を發現せしむることとなりぬ。而かも政治上の中心たる江戸は同時に經濟上の中心となり、豊臣氏以來繁榮を極めし大阪も亦中國及西國の經濟的勢力を代表して江戸と競ひ、元和以來西南諸道との漕運一層隆盛を來たせしが寛文十年に及んで江戸の巨商河村瑞軒幕府の命を受けて奥羽の海運を開き、漕務場、嚮導船の方法を設けて廻漕の便を計り、奥羽二州の米をして江戸に入らしむるの端を開ける他の一方には大阪江戸間に菱垣廻船、樽廻船の二大連合廻漕業者現はれ、大阪の木綿、油、醬油等滔々として江戸に運搬せらるゝに至れり。更に陸上にありては驛傳の制改まり、從來公用にのみ附せられしを始めて民間の

使用に供し、各藩一里塚の制を設けて交通の安全に備へ諸國の産物は江戸及大阪を中心として多額に運搬せられ賣買せられ集散せられ、而かも此等の賣買集散を容易ならしむべき兩替、爲替、株式、保險等の商業機關相次で起り、遂に一種の倉庫制度をも發生せしむるに至れり。

殊に大阪は豊臣氏の古據にして、中國四國の要路を占め地勢自ら關西商業の中心に當りしを以て、各大名は其の邸宅を此處に置き、毎年米穀其他の國產を運輸して販賣せしめ、而も其の邸宅を藏屋敷と呼び、販賣其他一切の事務を扱ふ者を藏元と稱し臣士の重任なりしが、寛文中藏元を出入の町人に託し只之を管理する爲め藏役と稱する一種の留守居役を留むるのみとなれり。此藏屋敷制度は漸次繁榮し、大名は勿論諸國の社寺幕府旗下の士抔之に倣ふ者五百の多きに達し、遠きは奥州なる仙臺秋田等に及べりと謂ふ。正徳享保の頃より此風江戸にも入り諸大名廻米を切手にて賣捌くの方法を案出せり。思ふに是等の藏屋敷は一種の公設倉庫にして、其の保管國產を賣捌くや主として入札の方法を用ゐ、豫め各大名より特許を得たる一定數の商人をして買價を競はしむ。例之薩摩藏元の販賣する砂糖に付ては七組の仲買を存したるが如し。而して落札者は代金引換に預り切手を受取り、一定の時効期間内之と引換に現品引渡を受くるの權利を取得す。此時効期間は大名により一定せず、薩摩藩の砂糖の如きは三年三箇月の期限を有せしと云ふ。而して

藏元は此期間内現品引渡し義務を負ふと同時に、水火盜難等の爲めその引渡すべき貨物損滅したる時は新品を以て償ふの定めなるを以て、持參人は安心して此の切手を授受轉帳し、若くは抵當に供せりと云ふ。今此預り切手の雛形を示せば左の如し。

覺	何千何百何十株	何組落札
	一大島黑砂糖	十挺
右代銀請取相濟定日限を過ぎ候はば可爲反古候也		
年月日		薩摩藏元印

覺	高何千俵の内	何月何日落札
	一何年米三十俵	何某買
右可相渡候也		
番號		何州藏印

右の切手は其の職分に於て今日の倉庫證券と異ならざるものにして。當時の經濟界に鮮からざる効益を與へしが、其の制度獨り江戸大阪に止まらず、大津兵庫等にも普及せりと云ふ。蓋し大津は湖南の集散地に當り、大名の藏所を設くるもの鮮からず、又兵庫は北國より輸送する米穀肥料の集散地たりしを以て、同地の問屋は其の海濱に多くの倉庫を建てたりしを以てなり、殊に兵庫米問屋の發行せる預り證券は米券として頗る廣く轉帳せられたるものゝ如し。而して之れ一種の民設倉庫の例を爲すもの也。されども我國に於ける國民經濟の成立が維新後にある事は明なる事實にして徳川時代の國內交通は主として江戸大阪間に行はれたるに過ぎずして封建制度に伴へる幾多の束縛制限の饒多なる到底其の盛大なる發達を期するに由なく、安政年間黒船渡來して世界の大勢に觸るゝ迄は一の過度的行程にありと云ふの外なし。(註一)

(註一) 本款の事實は主として横井博士日本商業史による。

第二款 維新以後の倉庫業

我國に於ける世界的交通の時期は維新の開國を以て開かる。商業の發達、貨物の運動は目醒しき活況を呈し遂に至る所貨物の保管を經營する者を生せりと雖も會社組織を以て此事業を創めしは明治十五年十一月東京深川に於ける倉庫會社を以て嚆矢となす。是より先維新の改革は徳川氏

時代の倉庫制度を廢滅に歸せしめ、其の後久しく新制起るに至らざりしが夙に梅浦精一、朝咲英二、原善三郎諸氏の主唱するありて、明治十五年其開設を見るに至りたる次第なるが、會社の資本金僅に六萬五千圓、別に資本金二十萬圓の均融會社を起して、金融の便に備へしも、營業僅に三年、十八年に至りて解散の止むなきに至れり。大阪に於ては鴻池一派の人十六年五月を以て資本金二十萬圓の大阪倉庫會社並に融通會社を起し、大津及兵庫に支店を置きしが、十七年神戸に棧橋會社、十八年六月大津に大津倉庫會社起り、廿年一月岩崎一派の人東京倉庫株式會社を起し同年六月京都に京都倉庫會社起りしが、廿七八年に至るまでは大なる變動を見ざりき。然るに日清戰爭より日露戰爭に掛け、内外貿易の殷振を告ぐるに及んで、貨物の運動一層の繁劇を來し、倉庫會社の設立益盛となりしが歐洲大戰の影響は倉庫貨物に偉大なる膨脹を來しその面目を一新せしめたるの觀あり。

試に日本倉庫業聯合會の發表せる報告に依り、重要倉庫に於ける保管貨物有高を示せば左の如し。

倉庫數	個數	價額	倉庫數	個數	價額
四十一年一月末	二四	六,四四〇,〇〇〇	六年一月末	七	一六,八八五,〇〇〇
		六九,五九〇,〇〇〇			二九,六四九,〇〇〇

四十二年同	三六	一〇,〇六四,〇〇〇	七年同	七四	一八,〇八〇,〇〇〇	四七,六三三,〇〇〇
四十三年同	四二	八,四四一,〇〇〇	八年同	七五	二二,〇八〇,〇〇〇	五三,八五〇,〇〇〇
四十四年同	五〇	八,九三三,〇〇〇	九年同	七九	二七,八四三,〇〇〇	七四,四六八,〇〇〇
大正元年同	五〇	九,三三三,〇〇〇	十年同	八〇	三三,八八四,〇〇〇	七七,六六一,〇〇〇
同 二年同	五二	八,八五八,〇〇〇	十一年同	八六	三七,七六六,〇〇〇	五三,七九〇,〇〇〇
同 三年同	五二	一五,〇三三,〇〇〇	十二年同	八六	三二,〇〇一,〇〇〇	三九,八七一,〇〇〇
同 四年同	七五	一六,三五七,〇〇〇	十三年同	一〇一	一八,〇四三,〇〇〇	四三,七三七,〇〇〇
同 五年同	七七	一六,一四四,〇〇〇	十四年同	九九	二〇,五九九,〇〇〇	五三,三九一,〇〇〇

第三款 本邦倉庫機能の現状

現時に於ける本邦倉庫が如何なる機能を盡しつゝありやを概観せんが爲、先づ國民經濟上に於ける機能に従て、倉庫を(一)集散倉庫(二)配給倉庫(三)生産倉庫の三に分つを便とすべし。茲に集散倉庫とは其の保管貨物が倉庫所在地に於て生産せられたるにもあらず、又消費せらるゝにもあらず、皆或る他の地方より輸送庫入せらるゝと共に、更に或る他の地方に向て庫出轉送せらるゝところのものにして、唯或る期間其の地に滞留し、其の地を通過するのみなる貨物を保管の目的とする倉庫を謂ふ。次に配給倉庫とは其の保管貨物を其の所在地に於て少量宛庫出配給するを

目的とする倉庫にして、(1)其の配給が大都市に住する多数人口の給養を目的とする場合に於けるが如く、専ら最終の消費を目的として、主として小賣商等を貨物の引取先とするものを消費倉庫と名け、(2)倉庫所在地に於ける工場(主として小工場)に原料機械等を配給するを目的とするものを假りに工業倉庫と名くべし。又農産物等の生産地に於て専ら生産者の利益の爲に生産物を集積保管する倉庫を生産倉庫と稱す。而して有らゆる保管貨物は右三種の倉庫中何れか一に割當て庫入せらるべき譯なれども、強て異類を求めば倉庫所在地に於ける工産品(主として大工場)を保管する倉庫なるが、斯かる倉庫の必要は例へば生産過剰の際に製品の価格を維持し、不況の際に生産者を救済する場合に起り、倉庫として特種の機能を發揮することなきに非ざるも、此等は倉庫の常態に非ず。工産品は概して倉庫を利用することの最も少きものなりと雖も、若し常則として工産品を保管するの必要起るときは之を集散倉庫と見做すこと何等支障無かるべし。

概して倉庫は被動的のものなるに依り、倉庫に右の如き系統を生ずる所以のもの畢竟國及地方に於ける外界の經濟的事情に影響せらるゝのみ、總じて海陸交通の便備り、内外商業の盛なる所に所謂集散倉庫を生じ、工業の盛なるところに工業倉庫起り、人口の集中する處に消費倉庫顯はれ、農業生産の起る處に生産倉庫行はるゝ次第なるが、又倉庫の存在が商業を盛にし、工業を興

し、消費を圓滿にし、生産を助くる場合なきに非ず。殊に生産倉庫に至りては、多く斯かる指導的任務を有し、國家の統制の下に發生する事多きを以て(農業倉庫の如き)普通の營利的倉庫は貨物の集散若くは配給を有利ならしむるを目的とするものと言ふべし。今大正十四年五月末日に於ける本邦重要倉庫百〇一倉庫の保管する貨物の評價總金額六億二千七十七萬九千圓の中一千万圓以上を保管する地方は

東京	八四、三八五、〇〇〇 <sup>圓</sup>	愛知	三八、〇五九、〇〇〇 <sup>圓</sup>
横濱	五一、六九〇、〇〇〇	京都	一二、〇五四、〇〇〇
大阪	二二、〇六〇、〇〇〇	下關	一八、三一、〇〇〇
神戸	一四九、五二四、〇〇〇	門司	二一、七二四、〇〇〇
		小樽	
		函館	

の八地方にして保管高通計五億九千百萬圓を超へ、實に總保管高の九割五分を占むるの有様なり、其他の地方に至りては和歌山の二百七十萬圓、長崎の二百四十萬圓、静岡の百五十萬圓等稍重きを爲すあるも、何れも桁違の系数たるに過ぎず、以て倉庫業に免れざる集中的傾向が本邦に於ても可也顯著に表はれ居る次第を伺ふべく、以て本邦に於ける倉庫機能が主要此等八箇所の倉庫の盡くす所以をも知るに足らん。加之此等八箇所に於ける保管有高の分布も頗る不規則なるを免れ



す、假りに東京を一〇とすれば横濱は六六、大阪は二八、神戸は一七、名古屋は四、六京都は一、五關門は二二、小樽函館は二五に當る。尤も保管有高たる終始増減動搖あるを免れず、特に震災後の復舊完全ならざる東京及横濱の比較的地位に不利益なる事情を存するあり、右の表を以て輕々に右八乃至十都市に於ける倉庫の優劣を判断するを得ずと雖も、亦以て倉庫貨物有高なるもの、都市人口とは全然關係なき事情に依りて、左右せらるゝ有様を伺ふべく、十三年末に於ける保管の永久設備たる各地倉庫坪数を比較するも、左に示すが如く略同様の相違を示すべし。

東京	四六、八七一 <small>(外ニ借庫)</small>	京都	一〇、二〇二
横濱	三五、六六七 <small>(同)</small>	下關	四、五四四
愛知	二七、七二八 <small>(同)</small>	門司	一一、二二五
三重	九、二〇四 <small>(同)</small>	函館	一五、六〇八
大阪	一〇一、六二四 <small>(同)</small>	小樽	八、五六八 <small>(外ニ借庫)</small>
神戸	九六、〇七七 <small>(同)</small>		八、八二二 <small>(坪)</small>

(日本倉庫業聯合會調査全國總坪數五九九、四五一坪の中)

各地の倉庫は何れも其の地の住民に最終消費貨物を供給するの機能を有するものなれども、斯かる消費倉庫たるの活動は主として其の地の人口數に左右せらるべきものなれば、人口數に比例

せざる上述の如き保管高の差違は明に各地に於ける消費以外の倉庫機能の異同大小を表明するものと謂ふべく、特に集散の機能は現代倉庫の本質上最も重要視すべきところにして、各地倉庫保管高の相違の大部分は慥に各地に於ける貨物集散力の相違に歸せざるを得ざるべし。而して貨物の集散は内外商業上の必要に基くものにして、更に其の原因を考ふるに一、仲繼貿易 二、輸出入 三、内國貨物の移動の三項に歸着すべく、先づ仲繼貿易より之を觀るに、自由港を有せざる現時の本邦に於ては主として保税倉庫及假置場に其の機能を求めざるを得ず。然るに保税倉庫及假置場に於ける入出庫及移出入の状態は

保税倉庫貨物出入統計 (十一年度主税局統計年報)

大正六年	入 庫	九〇、〇〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>	出 庫	七七、〇〇〇、〇〇〇 <small>圓</small>
七年	入 庫	一五七、〇〇〇、〇〇〇	出 庫	一五〇、〇〇〇、〇〇〇
八年	入 庫	二三〇、〇〇〇、〇〇〇	出 庫	二〇〇、〇〇〇、〇〇〇
九年	入 庫	二八八、〇〇〇、〇〇〇	出 庫	二五〇、〇〇〇、〇〇〇
十年	入 庫	一七五、〇〇〇、〇〇〇	出 庫	二二五、〇〇〇、〇〇〇

假置場 移 出 入 統計

移 出

年	保稅倉庫	假置
大正六年	一〇二,〇〇〇,〇〇〇	一一二,〇〇〇,〇〇〇
七年	一三五,〇〇〇,〇〇〇	一四七,〇〇〇,〇〇〇
八年	二四一,〇〇〇,〇〇〇	二二一,〇〇〇,〇〇〇
九年	一四〇,〇〇〇,〇〇〇	二四〇,〇〇〇,〇〇〇
十年	五七,〇〇〇,〇〇〇	八二,〇〇〇,〇〇〇

の表に見るが如く、戦時より戦後にかけて、異常の盛況を呈し、大正八九年の交兩者を合せ五億圓以上の貨物を吸収し、輸入貿易高の二三割を制するに至りたるも、十年以來頓挫を來し、次第に戦前の舊態に戻るの傾向を呈するに至りたるのみならず、蔵入品中再輸出に附せらるゝもの甚だ少く、大部分國內に引取らるゝの有様は左に示す大藏省發表の統計によりて明なり。(但し横濱税關に係る分を含まず)

年	保稅倉庫		假置	
	庫入	積戻	移入	積戻
大正八年	一三六,二〇四,〇〇〇	三〇,二八七,〇〇〇	一〇四,六四一,〇〇〇	五五,三三二,〇〇〇
九年	一七二,三三〇,〇〇〇	六〇,九一二,〇〇〇	七四,七五二,〇〇〇	八六,四四〇,〇〇〇
十年	九二,七九四,〇〇〇	一五,〇六〇,〇〇〇	二八,六一一,〇〇〇	八,一三一,〇〇〇
十一年	一〇八,七七二,〇〇〇	一五,三〇六,〇〇〇	二七,四七四,〇〇〇	四,一三三,〇〇〇
十二年	一一〇,六九二,〇〇〇	九,二九四,〇〇〇	二六,一八三,〇〇〇	五,八二九,〇〇〇

即ち保稅倉庫保管貨物にして積戻せらるゝもの庫入高の一割内外に過ぎざるのみならず、本來全部積戻せらるべき筈なる假置場の移入品の大部分も國內に引取らるゝの有様なるを見るべし、以て本邦に於ける仲繼貿易が萎微不振の状態に在るを知るべく、從て仲繼貿易上に於ける本邦集散倉庫の機能の甚だ未熟なる所以を察すべし。尤も仲繼貿易は保稅倉庫假置場を通せず、上屋其他の税關構内通過に依りて行はるゝ場合あり、且仲繼貿易其の物の發達には種々ある地理的經濟的事情の由來する所尠からざるを以て、單に倉庫側の努力を以てして如何ともし難しと雖も、而かも將來に於て本邦倉庫が眞に集散倉庫たるの機能を發揮せんとせば、此方面に努力を注ぐの外無く、差詰保稅倉庫假置場等の制度を改善して、國際貿易を我に吸収するの方針を確立するを要す。事態右の如きものあるを以て、本邦現時の倉庫は自ら輸出入の機關となり、特に輸入品の保管に力の大部分を注ぐの有様となれり。試に大正十四年五月末日に於ける保管貨物總評價格六億二千餘圓中、其の評價格百萬圓以上に達せる貨物の種類及價格を擧ぐれば左の如し。

内地米	綿織物	洋紙
一三,二四八,〇〇〇	三七,六三五,〇〇〇	一四,八五四,〇〇〇
朝鮮米	毛織物	抄紙原料
一〇,五四五,〇〇〇	三九,二六七,〇〇〇	二,一〇六,〇〇〇
臺灣米	雜織物	海産肥料
一,〇五六,〇〇〇	五,八九五,〇〇〇	一,六四〇,〇〇〇
外國米	織物製品	陸産肥料
三五,三五九,〇〇〇	四,四六九,〇〇〇	一,一三七,〇〇〇

小麥	一五、〇五〇、〇〇〇	繭	二、五二〇、〇〇〇	人造肥料	一、六〇七、〇〇〇
豆類	六、〇八五、〇〇〇	米國線綿	三四、八五二、〇〇〇	地金類	五、六〇三、〇〇〇
雜粉	二、一七二、〇〇〇	印度線綿	四四、〇五九、〇〇〇	鐵	一、五三二、〇〇〇
精糖	一六、六五六、〇〇〇	支那線綿	一、九三五、〇〇〇	鐵材	二四、五九六、〇〇〇
分密糖	三四、八〇五、〇〇〇	雜線綿	八、六四一、〇〇〇	金物製品	一八、八五〇、〇〇〇
雜糖	六、九四三、〇〇〇	羊毛	五三、七五二、〇〇〇	機械類	一五、六二五、〇〇〇
鹽	三、二〇九、〇〇〇	絹糸	三三、四七六、〇〇〇	木材	三、四五〇、〇〇〇
酒及飲料	一、二一五、〇〇〇	綿糸	一〇、五〇九、〇〇〇	硝子及製品	一、四九一、〇〇〇
雜食料品	七、〇〇二、〇〇〇	毛糸	二二、八九四、〇〇〇	染料及塗料	一八、二七七、〇〇〇
海產物	三、一八〇、〇〇〇	麻	一、六〇二、〇〇〇	油脂及蠟類	六、二七四、〇〇〇
糞	八、八四一、〇〇〇	皮革及製品	一、二〇五、〇〇〇		

知るべし、我倉庫保管貨物の大部分は輸出入又は移出の目的物たるものにして、國內に移動する内國貨物に至りては僅に内地米繭等に於て比肩を價し得るのみにて、他に殆んど言ふべきものなし。而かも輸出品としては絹糸、綿糸、綿織物、精糖等もあるも、其の高たる一億圓を出でざるのみならず、必ずしもその全部が輸出せらるゝものに非ざるを見れば、輸出品の倉庫利用は頗る微々たるものにして、倉庫利用の大部分は輸入品に係ると謂ふべし。即ち食料品としては外國

米、麥、鮮米、小麥、豆類、食鹽、雜食料品等を掲ぐべく、原料品として棉花、羊毛等其の高常に五千萬圓乃至一億數千萬圓を往來するものを初めとして、鐵材、肥料、木材、抄紙原料等あり、製造品として機械類、染料、塗料、毛織物、洋紙、金物製品等其の在庫價格何れも千萬圓を突破すると遙かなるものあるを數ふべし。それ斯くの如く、倉庫が輸入偏重の機關となるは之れ獨り本邦に限られたる現象に非ず英國倉庫の如きすら近來仲繼貿易の具たるよりは専ら輸入の具たらんとするの傾向ありと謂ふ。思ふに貨物の原價を節約する爲には貨物の輸送移動の機會を最低限度に節約すべく、之が爲輸出未確定の輸出品は方めて之を生産地若しくは工場に留め置き、輸出確定次第直接生産地若しくは工場より發送すべく、中途集散倉庫を経由せざるを常とす。唯現に計劃中の横濱蠶糸倉庫の如く絲價維持及品質統一を目的とする特種の要求が起る場合に於て、輸出品位の集散倉庫を發生せしむべし。然るに輸入品に在りては仕向先其の他を考へて、陸揚したる輸入港を貯藏所とすることに依り、第一に最終目的地への送付に起り勝ちなる移動の重複を避け得べく、第二に輸入期日と輸入品の消費處分との間には輸出品の生産と其の輸出期日との間に於けるよりは多大の時日を要するあり、成るべく最終處分に近き日まで、貨物の移動を起さざるを利とするの要求を満たすべく、第三に保稅品に對する國稅支拂の猶餘を受くるの利あり、第四に輸

入爲替受拂の爲倉庫を通じて其の所在地の金融機關を利用するを得べく、之を所謂集散倉庫に保管する自然の必要を生ずる所以なるべし。人動もすれば輸入品は金融を要し、輸出品は之を要せざるを以て前者に倉庫の必要あるも、後者に其の必要なしと説くも、我輸入品の大宗たる綿花の保管に對しては倉庫證券を發行すること稀有にして、大抵は之を所有する紡績會社の手形に依り金融せられ、保管綿花は所謂倉庫金融を目的とするものに非ず。又輸出品と雖も倉庫金融を無視するを得ざる場合あり、殊に上記蠶糸倉庫の如き全く之が必要を裏書するものなれば、倉庫金融必要の有無を以て我倉庫の輸入品偏重を説明するは誤れり。

右の事情あるに依り、本邦倉庫は輸入品の保管並に其の配布に主力を盡くすが如き觀を呈せり。從て所謂輸入港は勿論輸出港たる横濱及其と密接の關係ある東京の倉庫に於ても、其の集散的機能は何れも輸入品に係るものなり。例へば東京に集まる砂糖(移入若くは輸入)の七割が地方に分散するが如し。況んや輸入品の大宗たる綿花の六七割を吸収する阪神の工業を背景とせる神戸及大阪の倉庫が輸入品集散を本位となし其の保管高に於て常に嶄然たる頭角を顯はすもの固より怪しむに足らざるところなりとす。又近來中國及九州地方の工業發展に伴ひ、門司下關の倉庫が著しく集散的機能を發揮し來れるもの、如し。名古屋及函館の倉庫も亦或る程度に於て斯かる機能

を有すと謂ふべし。

次に國內移動即ち内地のみの出廻りの目的物として重きを爲すものは、言ふまでもなく米穀なり。從て米穀は凡ての倉庫に藏置せられざるなしと雖も、而かも米穀界には生産倉庫の發達著しきものあり、生産倉庫より直接消費地に送付せらるゝを以て、今や之が集散を司るが如き倉庫の必要は大に減退せり。唯配給倉庫としての機能が殘さるゝのみ。故に本邦に於ける集散倉庫は其の主力を輸入品の保管及其の發送配付に注ぐべく同時に仲繼貿易を促進するの劃策無かるべからずして、之が爲めには技術的には商港に於ける海陸聯絡設備を整ひ、經濟的には通關手續の簡便保税倉庫、假置場制度の改良を怠るべからず。尤も近時自由港論盛なるも、予は其の論に服する能はず。飽くまでも、倉庫業の革新に依りて其の目的とするところの大部分を全ふし得るを信するものなり。

次に各地の倉庫が何れも消費的機能を盡くすものなるを既に述ぶるが如しと雖も、消費倉庫の事たる都市が偉大の膨脹を來し人口夥多となるに及んで、益重要となり特種の設備考慮を必要とするに至る。殊に東京の如き其の住民三百萬と稱せられ、多數の純消費者階級の集中するところに在りては其の意義輕々に附すべからざるものあり、一方に道路運河の完成、小運送機關の整頓

によりて米其の他の消費貨物の配給を低價迅速確實ならしむると同時に、他方に從來より存したる正米市場を改良し、新に起らんとする中央卸賣市場を充實して、商人及商業の合理的發達を計るの方針に據らざるべからず。

次に所謂工業倉庫の發達は工業都市に於ける必然の傾向にして、大阪東京等の倉庫は其工場に器械原料品を供給するに於て又偉大の發展を遂げたり。神戸、横濱、名古屋等の倉庫も亦何れも其の地附近の工業と重大なる關係を有す、然れども斯かる意味に於ける倉庫は其の實質に於て集散倉庫と相違あるを見る無しと雖も、小工場に原料を供給する場合に在りては、特種の考慮を要すべし。何となれば小工業は常に金融上の難關に苦しみつゝあり、小工業者の社會的地位も大に公なる考慮を價するものあればなり。斯かる場合に於て倉庫が金融器關と聯絡して原料品の分割庫出、之を擔保とする貸付を計り、小工業の發達進歩に資すること蓋し有要の事たるべし。

更に生産倉庫たる其の主たる目的物たる穀物の生産が一定時に限定せらるゝ結果、必然的に之が保管設備を要求するあり、そが保管設備の必要なる工産物の生産に工場を必要とするとは何等異なるなき程のものあるのみならず、概して穀物の生産は小規模にして社會政策上特種の保護を要するものあり、既に本邦に在りては大正六年農業倉庫法の實施せらるゝあり、公的補助の下に非

營利的の倉庫業務が經營せらるゝこととなり、其の收容力比年増加し、今や内地産米の五六割を收容し得るの設備を備ふるに至れる他の一方に於て、繭及蠶糸金融を目的とする倉庫の新に農林省に依り計劃せらるゝあり、所謂生産倉庫は本邦倉庫界の一大分野として大なる勢力を博せんとするの狀況に在り。今左に農業倉庫に關する統計を左に掲ぐ。

年	總主體數	總建坪	總收容力	
			穀物	其他
九年	八六〇	七七、八三七	六、三三三、一五三	一七五、二五四
十年	一、〇六三	八一、六六七	六、五九七、四七六	二二一、八二〇
十一年	一、三一五	一〇〇、六九四	七、八五六、六八五	三四四、三三〇
十二年	一、五一五	一一〇、七〇一	八、七二七、七八五	三四一、三八七
十三年	一、七〇六	一二五、三八四	九、九三六、五一〇	五一七、八六二

(註) 我が農業倉庫が實際に於て地主保護の機關となり居ると及び對策に就ては十四年十一月國民經濟雜誌所載拙論「本邦倉庫の職能に就て」を参照すべし。

### 第三章 倉庫業の職能

#### 第一節 貨物の保管

##### 第一款 倉庫業の職能と附隨業務

倉庫業の目的が貨物の保管に在り、保管業務こそ斯業の固有業務たるを言を須たざるところなるが、現代の倉庫業は頗る複雑なる機能を有するものにして、單に斯かる固有の業務を行ふのみ以て満足すべきに非ず、先づ海陸運輸機關との協調に依り、貨物の揚卸、引取、引渡等に關する役務を供せざるべからず、換言すれば現代の倉庫業は貨物の聯絡機關たるの職能を全ふするによりて能く其の本來の目的を達するを得べし。次に保管に附せらるる貨物は當然に賣買若くは質入の用に供せらるべき運命を有するものなるを以て、斯かる運命に副はしき各般の便宜を供する事斯かる貨物を託されたる者に期待せらるる必然の要求なるべく、倉庫業が再轉して賣買機關となり、三轉して信用機關となる次第なるが、更に保管に附せらるる貨物の價格の下落を恐れ、騰貴を欲する事一般荷主の要求なるより、近時本來の保管機關をして價格維持の手段たらしむるの要

求盛となり、茲に倉庫業は四轉して價格機關たらんとするの勢を呈するに至れり。言ふまでもなく此等の職能たる互に關聯して實際の區界を明にするものにあらず。從てそは殆んど凡ての倉庫に通ずるの作用と稱するを得べけんも、亦國及地方の經濟的事情に依り自ら一定の分野を生じ、分業を生ずる場合に非ず。現に價格機關たるの職能の如きは、常平倉農業倉庫の如き特設倉庫に限定せらるるの傾向あり、又概して佛國の倉庫は信用機關として、英國の倉庫は賣買機關として、獨米の倉庫は價格機關として、内外の商港に於ける倉庫は何れも聯絡機關として夫々特色を發揮しつつあるが如き状態に在りて、倉庫業の職能たる時により、所により、異なるなきを保せずと雖も、而かも倉庫業者が固有業務以外に常に幾多の附隨業務を經營するの必要あるもの、單に其の營利的衝動にのみ歸するを得ずして、實に斯業の本質に由來するところあるを知るに足るべく、附隨業務の範圍たる、其の時其の處の經濟的事情の要求する如上の諸機能の程度如何に依り決せらると謂ふべし。

之を實際に徴するに、倉庫業者は火災保險の代辦、通關手續、貨物陸揚業、棧橋業、舢舨業、小運送業、運送取扱業、代金取立、委託販賣、割引周施等可成に雜多なる業務を兼營するあり、時に取引所、市場、金融等に關する業務を行ふ事なきに非ず。此等は廣き國民經濟上の理由によ

り、公力による制限を必要とすることありと雖も、該業の公益的機能を害せざる限り可成自由の發達に任すを得策なりと考ふ。(註)

(註) フリードリッヒチーレ氏の著によれば獨逸の重要倉庫會社に於て固有業務以外に種々なる業務を兼營するの狀況左の如し

Friedrich Thiele—Das deutsche Lagerhausindustrie S. 128.

地名	商號	資本金	利益配當率 1901—1908	保障業及運送取扱以外の事業
Aachen	Spektions- u. Lagerhaus- AG.	1,000,000	13.11.12.12	ライツ航行業
Aken a/E.	Hafen u. Lagerhaus- AG.	1,000,000	4.3.3 1/2	港に關聯する業務
Altona	Allonaer Qua-u. Lagerhaus- gesellschaft AG.	2,500,000	21.22	同上
Berlin	Berliner Spektieur- verein AG.	1,558,200	6.6.3.17. 優先 5.5.6.6 5.5.5.16.	運送業馬車業
Berlin	Berliner Spektions- und Lagerhaus-AG.	2,000,000	5.6.7.1 7.1 7.1 7.1 7.1 6.1	問屋業輸送業等

Bremen	Bremer Lagerhaus- gesellschaft	1,000,000	7.6.7.7 7.8.8.5.	港内輸送鐵道貨車保障等
Bremen	Bremer packhauer	450,000	優先 4.4.4.4. 普通 0.3.3.2. 2.0.0.2.	倉庫敷地の賣買貸車及び 關聯せる業務
Breslau	Breslauer Lagerhaus AG.	850,000	3.2.1.2 2.3 2.4.4.4.	貸庫保障
Dresden	Speicherei-und Spektions-AG.	3,000,000	8.7.1 8.8. 10.11.11.11.	石油の販賣精油事業貸付等
Dresden	Dresdener Transport und Lagerhaus AG.	600,000	6.5.8.12. 12.12.12.12.	航運、家具、運搬、石炭供 給、委託、販賣、貸付等
Duisburg	Duisburger Lagerhaus-gesellschafts	312,000	6.4.1 11.9. 8.10.8.7.	穀物、麥粉、種子物等の保 管
Hamburg	Export-u. Lagerhaus- gesellschaft	650,000	0.0.0.0. 0.0.0.0.	貸付
Hamburg	Freihafen-Lager- hausgesellschaft	9,000,000	5.5.5.5. 5.5.1 5.1 5.1	店館及工場の賃貸

Hamburg,	Walter & Handlmann	1,570,000	2,820,10	河海川具及土地の賣買
Stettin	Königsberger	1,600,000	6,614,67	穀
Königsberg	Tagebaum-A.G.		0,054,4	糖
etc. etc. etc.				商

第二款 保管貨物

保管貨物の撰定は倉庫設備及營業收益に影響す。思ふに斯業の性質上其の保管貨物が所謂多額保管に適することを論なき所なれども、唯しか謂ふのみにては要領を得ず、進んで如何なる要件を備ふる貨物が最も能く多額保管に適するやを極めざるべからず。然るに其の要件たる少くとも法律、經濟、技術三方面に於て遺憾無きを要す。先づ法律上其の貨物が、公正にして贓品、密輸入品等ならざるを要す。次に經濟上集散の必要ある貨物に付き、調査取捨すべしと雖も、直接斯業に於て至大の考慮を要するものは技術的要件なるべし。

然るに近時工業技術發展の結果倉庫技術の革新を來し、殊に冷蔵倉庫起るに及んで保管貨物の範圍著しく擴張したり。然れども此の如きは單純なる保管倉庫に非らずして、理化學的設備を施して腐敗を防止するを業務の主眼とする所謂保存倉庫に外ならざれば、單純なる物品貯藏を目的とする普通一般の倉庫に於けると同一の規矩を以て律すべからず。

我保税倉庫に在りては法律(該法施行細則第一條及第二條)を以て藏置貨物の範圍を限定するも普通倉庫に在りては當業者に一任せり。今技術的要件の重なるものを左に掲ぐ。

第一 保存性を有する事

所謂保存性を解剖すれば左の如し。

- (一) 腐敗變性の憂無き事
- (二) 爆發發火等の危險無き事
- (三) 容易に破壊し難き事
- (四) 惡臭を放たざる事等

第二 取扱に便なる事

保管貨物は又取扱に便なるを要す。而して此目的に適ふが爲め保管貨物は少くとも左の如き條件を備へざるべからず。

- (一) 容積及重量が過大過小に失せざる事
- (二) 荷造不完全等の爲め散漫し易きものならざる事
- (三) 其の性質が倉庫其他の物件を損傷するの憂なき事



故に倉庫業の目的たる貨物は或は商品たり、或は非商品(家具の如き)たり得べきも、主として動産の形式を有する商品の中に付其の範圍を定むべし。今吾國の實際に就て之を觀るに或は積極的に其の取扱ふべき保管貨物の種類を制限するあり、例之某々石油倉庫會社の石油に於る、某々米倉庫會社の米穀に於けるが如き、若くは其の營業中に判然其の取扱ふべき保管品名を明記するが如き之也、或は單に其の取扱はざる除外例をのみ限定するあり。

危険物は通例之を取扱はざるも、特別の設備を有する場合に特別の保管料を徴して之を保管するは差支無し。而して方今本邦倉庫營業者の取扱ふ品種名を擧ぐれば左の如し。(日本倉庫業聯合會指定)

内國米、朝鮮米、臺灣米、外國米、小麥、雜麥、豆類、雜穀、麥粉、雜粉、精製糖、分密糖、雜糖、鹽、酒及飯料、雜食料品、海産物、蕨、絹織物、綿織物、毛織物、雜織物、織物製品、繭、米國絲綿、印度絲綿、支那絲綿、雜綿、羊毛、雜毛、綿絲、絹絲、毛絲、雜絲、麻、皮革及製品、和紙、洋紙、板紙、抄紙原料、海産肥料、陸産肥料、人造肥料、製肥原料、地金類、鉄鐵、鐵材、金物製品、機械類、木材、軸木、硝子及製品、藥品類、染料及塗料、油脂及蠟類、棉質、護誤及製品、雜品、

第三款 入出庫手續

第一 寄託申込

通例寄託者は豫め倉庫營業者の公表する保管料率を承諾して、貨物寄託の申込を爲し、倉庫營

業者は異常の場合を除き速に之に應ずるものとす。而して寄託の申込は口頭書面何れにても可なりと雖も、業務整理上通例寄託申込書なる一定の書式を用ひて爲さしむ、蓋し倉庫寄託契約に在りては倉庫證券發行なる特別行爲を伴ふものにして、之を發行するには其の要求枚數等に付き寄託者の確實なる意思表示に基くを要すべく、且證券の要件たる貨物の種類、品質、數量、荷造の種類、個數、記號、保險金額等は實物に付き検査したる上に決するを可とするも、一應寄託者の意思表示を受くるを得策とす、又寄託者の住所氏名の如きも、證券上の重大なる要件なれば、特に初て取引を開始する寄託者よりは書面を以て申込を受くるを便とすべし、今寄託申込書の雛形を示せば左の如し。

寄託申込書

種類 品質 個數	記號	荷造	數量		價額	格 額 總	要 摘
			平均 個	量 總			

倉庫經營論

右貴社營業規則及保管料割合表承諾の上寄託申込候也

住所氏名

亥

大正 年 月 日

何

某〇

何々倉庫株式會社御中

又運送業者が運送貨物到達地に於て、到達次第荷主の爲に倉庫に寄託するの勞を採ることあり、此場合に於ては左の如き申込書を用ふ。

引換證付貨物寄託申込書

荷受人	價格	數量	荷造	記號	貨車番號 或ハ船名	荷送人	引換證 番號	引換證作成 年月日	引換證作 成人氏名	摘要

右貨物寄託申込候引換證引換に荷受人へ御渡被下度候也

運送業者

何

某

大正 年 月 日

何々倉庫株式會社御中

獨逸に在りては倉庫營業者が運送業者より貨物を受取るに當りては之を檢査し、且事故あるときは相當の處分を爲すの義務を有するも、(寄託契約の部参照) 本邦の倉庫營業者は斯くの如き義務を有せず。從て荷主が倉庫營業者をして運送貨物の引取を爲さしむるは少しく不安心の嫌無きに非ず。然るに右の書式の如く、運送業者が貨物寄託の手續を爲すときは後日荷主が貨物引換證を倉庫營業者に呈示して貨物の返還を受くるに當り、(若くは倉庫證券の交付を請求す) 貨物に損害あるときは運送業者をして其の責に任せしむるを得べし。何となれば此場合に於て運送業者は商法三三七條により、運送品の引渡及保管に付き、倉庫營業者を使用したる者にして、當然其の者の行爲に付責任を有すればなり。唯右は運送業者が自己の責任と意思を以て倉庫營業者を定めたる場合なれども、荷主が運送業者に寄託すべき倉庫を指定し、且倉庫營業者に貨物引取を命じたる時は如何、此場合運送業者は倉庫營業者に貨物を引渡すことにより責任を免るべく倉庫營業者は荷主の代理人となるべく、從て荷主の利益に合すべき處分を爲すの權利を有するも、貨物檢査の

義務は之を有せざるべし、(此場合貨物引換證を倉庫に渡し置く)又荷主が單に運送營業者に貨物を寄託すべき倉庫を指定したるのみにて、倉庫營業者に何等の通知を爲さざるときは、倉庫營業者にして之を引取るときは荷主の代理人たることを默諾せるものと見て可ならん、右は法律論なれども實際に於ては右書式の如き形式を以て、運送業者の責任の下に貨物の聯絡を圖るを便とすべし。

次に倉庫營業者が貨物を引取るときは、通例貨物の内容に付き検査を行はず、單に荷造の儘其の個數及重量、容積等を計量すれば足る、之れ商業上の慣習が當業者をして一々貨物の内容に付き責任を免れしむる所以なり。勿論特約により、特に内容に付き、責任を負ふものは此限りに非ず且倉庫營業者が保管上の必要に基き、貨物の内容を検査するは當然のことたるべく、唯検査の結果荷主に損害を及すが如きは之を避けざるべからず。

貨物の保管上特別の處分又は注意を要するものは申込の際其の旨を明にするを要す。何となれば倉庫營業者の法定義務は善良なる管理者として貨物の原狀を保護するにあるも、何等の指圖無きに特別の注意若くは特別の處分を施すの義務無ければなり。尤も此の如き指圖無き場合に於て倉庫營業者が此種の特別取扱を要する事を氣付きたる時は之を施すべく、否らずんば全く保管を

拒絶し得べし。

貨物の價格は火災保險金額の標準として必要なり。荷主は通例貨物を擔保に供する上より、且又火災の際可成多額の辨償金を受くるを希ふより此金額を高評するの傾向あり、爲に後日諸方面に迷惑を及ぼすべきを以て、倉庫營業者は寄託申込を受くるに當り、不當の評價なきやに注意すべし、右に付き或は取引所相場を参照し、或は確實なる商人に問合すべく、或は又其の評價を不當と認め若くは評價の困難を感じる分に對しては證券發行に當り、「寄託者の申告による」なる免責文言を挿入するが如き止むなき次第なるべし。

## 第二 貨物引取及寄託證明

倉庫營業者が寄託の申込を受くるや、申込書記載事項を検し、收容設備に照して差支なき限り直に收容の場所を指定して貨物の引取に備ふべし。而して通例倉庫は營業所と所在を異にするを以て、倉庫の管理に任ずる現場係員は營業係の指圖に従て、貨物を受取り外装の儘個數記號等検査の上引取の旨を營業係に通知するものとす。本來運送業者の責任は貨物の運送中は勿論其の引取及返還中も尙繼續すと雖も、(商三三七)倉庫營業者の責任は貨物の保管中に限られ、其の引取中の危険に及ばざるを以て、(商三七六)寄託者の利益より考ふるときは、運送業者をして直接倉

庫營業者に貨物引渡を爲さしむるを安全とす。若し自ら引渡を爲すときは引渡に使用する人物等に付き、充分の注意を要すべし。斯く運送業者と倉庫營業者との責任の範圍を異にするは法制上の缺陷なりと雖も、倉庫營業者は此故を以て貨物の引取を疎略にすべからず。殊に如何なる場合たるを問はず故意又は過失により他人の貨物に損害を及ぼしたることを證明せらるゝときは、賠償の責任を有するものなれば、(民七〇九)引取中と雖も、充分の注意を以てし、荷主の信用を繋ぐの用意無かるべからず。

現場係に於て無滞貨物を引取り、之を倉庫に收容するときは其の收容したる倉庫番號等を示したる引取通知を營業係に發すべく、營業係は記帳の上寄託者の要求に従ひ寄託の證明を爲すべし。寄託證明の法は左の四種に分る。

- (1)、倉荷證券を發行交付することにして最も多し。
- (2)、預證券及買入證券を發行交付すること、殆んど無しと云ふも可なり。
- (3)、禁流通保管證券を出すこと。
- (4)、保管貨物通帳を出し之に記入すること。

### 第三 貨物の出庫

寄託者貨物を出庫せんと欲せば、保管期間の満了せると否とを問はず、必要に従て其の全部又

は一部の返還を請求し得べし、而して之を請求するには其の所持する所の倉荷證券、保管證書或は通帳等を倉庫營業者に呈示し、相當保管料を支拂ひたる上、全部出庫の場合には受取欄に記名捺印して證券を返還すべく、一部出庫の場合には一部出庫欄に記入を受け、通帳を以てするときは相當の記入を了して出庫を取運ぶべし。

保管貨物が質入に供せらるゝ場合に於て、質權者の承認を経るに非ざれば之を出庫し能はざるは論無き所なり。而して質入の形式は倉荷證券を荷主より銀行へ手形の見返品として裏書移轉するか、保管證書の名義人を銀行と爲す方法によるものとす。此等の場合に債務者たる寄託者が一部出庫を要するときは豫め銀行と倉庫との間に締結されたる特約に基き、寄託者より銀行に債權の一部を辨濟するときは、銀行は之に相當する貨物の割合を其の占有する倉庫證券裏面の一部出庫欄に記入し、同時に豫め倉庫より指定したる書式に據り、貨物内渡承諾書若しくは質權解除通知書を作りて荷主に交付し、荷主は之を倉庫に差出して所望の出庫を受くるものとす。

(註) 倉庫と銀行との間に取結ばるゝ内出に關する特約書は通例左の如きものとす。

#### 約定書

第一條 銀行が其債權の擔保として倉庫發行の倉荷證券又は預證券及買入證券を併せて占有したる場合に於て債務者の爲證券に記載せる寄託物一部の返還を承諾したるときは銀行は當該證券の出庫欄に内出個數を記入したる上別紙

寄託主	
證券發行日附	
證券番號	
倉庫番號	
荷印及品名	
券面個數	
解除個數	
摘要	

寄託主	
證券發行日附	年 月 日
證券番號	第 號
倉庫番號	
荷印及品名	
券面個數	
解除個數	
右之通り寄託主ニ對スル實權本日解除候間現品 御引渡可被下候也	
年 月 日	
何々倉庫株式會社御中	

雖形第一號貨物内出承諾書を作り之を内出人に交付して倉庫に持參せしめ倉庫は之を引換に出庫の手續をなすべし  
前項内出貨物に對する保管料立替金其他の費用は其割合に應じ倉庫は直に内出人より徴收すべし

第二條 銀行が貨物内出承諾書を作りたるときは爾後當該倉荷證券又は預證券及買入證券を他に譲渡又は買入することを不得るものとす

第三條 銀行が貨物全部内出承諾書を作りたる時は其證券は銀行より直接倉庫に廻附するものとす

第四條 前條により證券の廻附を受けたる時は倉庫は之に對する貨物内渡承諾書を銀行に返附すべし

第五條 銀行が貨物内出承諾書を作りたる後當該證券を實權設定者に還付する時は倉庫の檢印を経るを要するものとす

因に記す右の契約書案は三四の實例に基き作りたるものとす

#### 第四 火災保險の代理取扱

我倉庫營業者は保管貨物を火災保險に附するの義務無しと雖も、實際上寄託者が特に火災保險に附することを拒まざる限り、倉庫營業者に於て之を適當と信ずる方法により、火災保險に附するものとする。思ふに保管貨物の罹災は倉庫營業者の責に歸すべき事項により發することあると同時に、全く其の責に歸すべからざる事項により發することあるべく、前者にありては、營業者損害額を支拂ふの義務あり、斯かる場合に對して、自衛上保險契約を結び置くは商法四百二十一條の精神に應ふものなれども、固より寄託者と何等の關係無く一朝自己の責に歸すべからざる事故

により火災を生ずるときは寄託者に於て填補を受くるを得ざるべし。因りて之を寄託者側より見るに、其の責が誰れに在るに論無く、火災に付き保険を附するは必要のことたり。一方倉庫營業者も其の責の誰れに歸するを問はず之を保險に附するを安全となすを以て、現今倉庫營業者は何れも保險業者と特約して、寄託者の要求の有無に不拘、寄託者に代り一切の寄託物を火災保險に附するものとす。之れ即ち商法四百一條の規定に従て、他人の利益の爲に保險を契約するものにして、此場合寄託者の委任を受けずして爲すときは、其の旨を保險者に通知せざるときは契約無効となるを以て、(商四〇二)倉庫營業者は特約を以て委任を受けずして他人の爲に契約する旨を明にす。

保險の方法は保險契約當事者間に於て、豫め倉庫一棟毎に貨物收容高等を見積り、保險極度額を協定し、此範圍内に於て貨物を包括し、通例二ヶ月以内の包括保險に附し、且毎日の保管高評價額が包括保險金額を超過するときは、其の超過部分に對し、前述極度額を超過せざる限り、日歩保險に附するものとす。從て日々の保管高は之を毎日倉庫より保險者に通知するものとす。

右の如く本邦に在りては倉庫業者に於て火災保險の代理契約を強行するものにして、保管料中に加算せらるゝ保險料の支拂を寄託者に強制するに至るものなるが、之れ本邦獨特の商慣習にし

て、歐米の倉庫に在りては斯かる代辨を強制せず。保險契約を切離して、寄託者の自由に任せり。思ふに倉庫業者に依る保險契約の強制は事務の簡易敏活を來すの利益あるも、元來保管貨物の危險は倉庫の地位、構造、營業振り等の如何により、差違あるを免れず、倉庫が確實堅牢の度を加ふるに從て危險を減じ、保險料の低廉を來すべき筈なるに、強制的代理保險に在りては、各種程度の危險に對する高低各種の保險料を平均して保管料に加算せざるを得ず、然るに保管料は貨物の保全に對する報償にして、保管方法の相違に據り上下せらるべき性質のものに非ず。主として貨物其の物の種類性質に基き、計算率料せらるべきものなり。然るを斯く貨物を標準として定むべき料金に其の貨物を藏する倉庫の安全程度を標準として定むべき料金を加ふるは(貨物の品質に基く保險料の差違は總ての同種貨物に就き同一なり)利害の基礎を異にするものを混交するの結果となり、荷主が安全確實なる倉庫を利用するに依り受くべき保險料の割引や、危険多き倉庫を利用するにより支拂ふべき保險料の割増に付、全然考慮を費すの餘地を奪ふに至ると同時に、倉庫營業者に在りては一方に倉庫の危險に應じ高低種々なる保險料を保險者に支拂ひ乍ら、他方には寄託者より同種貨物に對する千偏一律の料金を請求するの外なき事となり、其の結果倉庫に對する荷主の注意を粗漏ならしめ、倉庫の建築を不完ならしむるの傾向を生ぜざるを得ず。依りて

本問題は近時當業者の注意を喚起しつゝあり。

#### 第四款 保管の種類

保管は之を種々なる標準に依り類別するを得べし。第一に倉庫設備が保管者に屬すると寄託者に屬するとにより、之を普通の保管と出保管とに分つべく、第二に個々の貨物を保管の目的とする倉庫其の物を契約の目的とするにより、之を一般保管と貸庫とに分つべく、第三に保管貨物に就き寄託者の區別を存すると否とにより、之を分置保管と混合保管とに分つべく、第四に保管中保管貨物に特種の處分を施し、若くは或の特典を付與するの有無并に其の方法如何により、之を(一)固有の保管、(二)冷蔵保管、(三)加工保管、(四)保税保管等に分つべく、第五に其の目的物により(一)商品保管、(二)穀物保管、(三)家具保管、(四)器具保管等に分つべく、第六に倉庫内に保管せらるゝと否とにより、倉庫保管と倉庫外保管とに分つべし。然るに右の中特に説明を要するは貸庫、出保管、混合保管、冷蔵保管、加工保管、保税保管、倉庫外保管等なるが、混合保管及保税保管に就きては款を改めて説明すべし。

#### 一、貸庫

貸庫とは豫め期間及入庫貨物の種類を定め、一定の貸庫料を徴收して倉庫の全部若くは一部を

貸付することを謂ふ。而して此貸庫に二種あり、其の一は倉庫業者に於て入庫貨物に對し倉庫保管義務特に注意並に保證の責任を負擔するものにして、只個々の貨物に付き保管料を徴收せず、貸付せる一定の倉庫區域に付き相當の貸庫料を徴收するものとす。されば其の性質は頗る海上運送上の備船契約に類し、法律上倉庫寄託契約の性質を備ふるも、只契約の目的が個々の貨物を以てせず、一定の倉庫區域を以てするの差あるのみ。然れども此方法は未だ我國に行はるゝを見ず、之を獨逸語にて *Mietlagerschaft* とす。

其の二は獨逸語にて *Lagermiet* と稱するものにして、貸庫期間内、鎖鑰を寄託主に引渡し、保管貨物の入庫出庫等一切其の自由に任じ、庫主は之に對する一切の責任を負はざるものを云ふ。故に其の性質は全く倉庫の使用貸借にして貸庫區域に付き一定の貸庫料を徴收す。只實際上倉入貨物に付き腐敗、蟲入若くは變質等の徴候を發見する時は倉庫業者は直ちに其の旨を借庫主に通知し、若し倉庫に損害を及ぼしたる時は之を辨償せしむるものとす。而して此方法は専ら本邦に行はるゝ處なるが、實際に於ては倉庫業者が倉庫を賃借する場合多し。

#### 二、出保管

出保管の目的は商人が自己の倉庫に保管したる貨物に對し倉庫業者より倉庫證券の發行交附を

受くるが爲めにして、倉庫業者は此種の依頼を受けたる時其の場所に出張し、倉庫及入庫品の検査をなしたる上、表面上臨時其の倉庫を商人より借受け、之に對して現入庫品の寄託を受けたる體裁となして倉庫證券を發行す。而して其の鎖鑰を倉庫業者に於て保管するは勿論の事なりとす。

此方法は近來我倉庫業者間に行はるゝ處なるも其の成績必ずしも良好なりとせず。蓋し商人の倉庫は概して其の設備完全ならず、保管物に對する危険の程度尠しとせざるを以て、便宜上臨時之を借受くるが如きは倉庫業者の責任を増し危険を大ならしむるのみならず、動もすれば不正商人をして其の間に詐偽的行爲を行はしむるの虞あり。(二重の鎖鑰を設け其の一を倉庫業者に引渡し私に其の二を亂用するが如し)加之一度此方法を一の得意先に許す時は他の得意先にも之を許さざる可からず情實纏繞して倉庫の検査は名のみを終るの嫌なきに非ず。されど商工業者に貨物運搬に要する勞費を避けしめ事務を簡單とし、倉庫信用の利用を大ならしむるを以て、相當の注意を以てせば、以て倉庫業者の利益を増進せしむべし。

三、冷蔵保管

冷蔵保管は技術を應用して倉庫内の空氣を冷却し、腐敗し易き物品を安全に貯藏するの仕組にして其の初め主として肉類の貯藏を計りしが、漸次範圍を擴張して、果實、野菜、園藝産品、牛

酪、鶏卵その他に及び最近に於ては獸皮の冷蔵行はれ、原料品(特に「ホップス」の如き)又其の班に列せんとし、歐米諸國に於ける斯業の趨勢は最近十數年間に於て偉大の發展を示すを見る。今一九〇三年末に於ける合衆國の斯業を見るに其の數百五十四にして右一ヶ年間の取扱商品及個數は左の如し。

罐詰品(箱)	一四二、九六〇	化學製品(樽)	四、八四八
茄非(袋)	二一、二一八	革皮(箱)	八、三一
茶(箱)	四八、九五二	羊毛(同)	六四、九二九
豆(袋)	六、三二五	棉花(俵)	九、二八一
木質(箱)	一〇、五八五	紙(箱)	一、九三三
乾物(箱)	七、二二一	紙原料(俵)	四、六四五
乾菜(箱)	二九、八一三	鐵及鐵管(箱)	八、八三一
林檎及芋(樽)	八、七〇四	油及脂(箱)	一一、三九四
「タヒテカ」及「サゴ」(袋)	二、六〇三	一般商品(箱)	二一、八九〇
酒類(箱)	一、三六三	漬物(樽)	二、二九六
蜜柑及「レモン」(箱)	一、三九二	合計	四一九、三九二

以て冷蔵倉庫が取扱ふべき品種の大體を伺ふべし。而して此等の貨物を冷蔵するや其の種類、



貯藏時期の長短、貯藏地の氣象貯藏の季節等により技術上種々異りたる設備注意を要するは勿論なるが、冷蔵技術の眼目は貯藏場内の空氣を冷却するに在るは(一)言を待たざる所にして、尙空氣の濕度を調節し(二)不絶新鮮の空氣を供給するを(三)要するが故に、Forced air circulation system, Gravity brine system 等夫々専門の理化學的作用に依頼せざるべからず。紐育市マチソングーバー商會の如き、此技術的設備を供給するを以て有名也。

我國に於ても近年東京大阪等に冷蔵倉庫の發達を見るに至りたるが、其規模尙小さく、大正十二年末大阪市附近の收容能力九十八萬餘立方呎に過ぎず。之を一九一一年米國の收容力一億六千九百萬立方呎に比すれば、雲泥の相違と云ふべし。政府は現に補助金を交付して斯業を奨励しつゝあり。

(註) 冷蔵保管の機能、沿革及政策等に付きては拙著市場組織論二十頁乃至五五頁「冷蔵倉庫論」を参照すべし。

#### 四、加工保管

加工保管とは保管中貨物に作業加工等を施すを云ふ。然るに斯かる作業加工は商業上の必要に出づるものなるを以て其の範圍は固より保管貨物の賣買に要すべき輕微の程度に過ぎず、例へば荷造、改装、仕分混合若くは染色等の作業なりとす。之れ倉庫が保管を目的とし生産を目的とせざ

る當然の結果なりと雖も、我が假置場内に於ては倉庫内に於て貨物の製造を爲し、若くは既存工場を區劃して一種の加工倉庫と見做すに至れり、之れ關稅政策に伴ふ内地工業者の負擔を軽減せんが爲、設けたる止むを得ざるの制度たり。又生爾乾燥倉庫の如きも加工倉庫の一種と言ふべし。

#### 五、倉庫外保管

倉庫なる建設物に據らずして、貨物を保管する場合ありて、内外共に行はる。(一)農産物を畑に積みたる儘保管の便を供し倉庫證券を發行するを野積保管(Field Storage)とし、(二)礦物鐵材等を倉庫又は工場等の構内敷地に存置して倉庫保管の便を供するを構内保管(Yard Storage)とし、(三)船舶に積載の儘保管の手續を全ふるを倉庫船(Wharfship)の保管とす。

(註) 商品倉庫とは普通の大量貨物を保管する一般の倉庫を云ひ、穀物倉庫とは米、麥、粟の如き穀物を保管する倉庫にして、穀物が普通の必要品たるを、混合保管に適するの事情は此種の倉庫をして、近世經濟上特種の意義を有せしむるに至れり。我米券倉庫の如き、米國の「グレインエレベーター」(Grain elevator)の如き此類也。次に家具倉庫は家具の保管を司り、器具倉庫は農具其他の器械器具の保管を司る。

「グレインエレベーター」即ち穀物倉庫の最も發達せるは米國にして、露國之に次ぐ。其の制たる穀物の集散地に一種の倉庫を設けて混合保管を行ふと同時に、鐵道又は船舶との聯絡上荷役の便を計るを目的とす。而して此保管と荷役とは精巧なる機械的設備を以て之を行ふにより頗る敏捷且大規模たるを得べし。而して米國に於ける「グレインエレベーター」の配置を見るに、其の農業地方に於ける地方的倉庫と市俄古、セントルイス紐育等の大市場に於ける中

心的倉庫の二種を認むべく、前者は農業地の停車場に在りて、數千乃至數萬「アツシエル」の收容力を備へ、後者は何れも百萬「アツシエル」以上の收容力を有するが如し。されど其の目的たる何れも穀物の混合保管と荷役の敏捷を計るに在ることには已に謂ふが如くなるが、兼て穀物の混合清淨を爲す。今其の經過の主要を述ぶるに、先づ地方農民は其の收穫せる穀物を鐵道沿線の「エレベーター」に致し、茲に自己の車上に於て穀物の袋を解き「アト」を唱ふる一種の滑り器に投ずるときは穀物は直下して倉庫内の下層即ち樓下の貯蔵所に落付く。次に蒸氣力にて回轉する帶皮に無數の支持器を附着せるもの、(足と稱するもの)作用により穀物を建物の最高所に運上し、更に檢量器に移して其の重量を計かり且或は種別混合等の手續を経るあり、或は清淨器に掛けて塵埃を除去するあり遂に「ビン」と稱する貯蔵所に送りて保存す。而して其の倉出は必要に應じて之を袋入れとするあるも、通例「バラ」荷として汽車に積み、中央市場に送る。而して之を汽車又は汽船に積易るときは「スブラウト」と稱する倉庫の側面より突出せる一種の槌を用ゐ、穀物の重力にて自然に落下せしむるか、若くは支持器附帯皮の回轉によりて之を便す。而して中央市場に於ける「エレベーター」も略同一の裝置に據る。唯規模に大小の差あるのみ。

右は定置「エレベーター」stationary elevator に關する略説なるが、此外浮動「エレベーター」floating elevator と稱するものは港灣河川等に於て船舶上に施したる「エレベーター」の裝置にして、甲の船より乙の船に、若くは丙の定置「エレベーター」より丁の船に、穀物を積易ゆる際に用ゐらる。

次に家具倉庫も亦近時米國に於ける倉庫業界の一發展として頗る注意すべき事項なるが、其の隆盛の原因たる近時大都會の膨脹せること、旅行者の増加せること、一般家計の進みて所謂近世家具 (Modern furniture) の使用盛なること等に歸すべし、蓋し米國の如き富の豐なる大國に於て、人民の來往移轉の甚だしきこと當然の現象と謂ふべく、一方に生活程度の高き、家具の使用流行日に新を競ふの有様なれば、特に家具保管の爲専門の責任者を要するは略易

きの理のみ。家具倉庫業者發生の當時は建物の不完全にして保管物整理法の不備なりと爲歴斯業の失敗を醸せしが火災保險者の監督益嚴なるに及んで種々の改良行はれ、遂に今日斯業の特色たる預主に夫々特別の保管室を貸付するの制を生じ、各室は堅牢なる仕切りを以て互に區劃するに至れり。(Separate compartment system) 即ち現今右の經營者にして一ヶ月の貸付料壹弗半を下らざる耐火室八百四十を有するものあり。又費府の某經營者の如きは六階の建物に一千の耐火室を具ふと言ふ。而して右の如き室は獨り、家具貯蔵の用に供せらるゝのみならず、或は「スカイライト」を設け光線を導き繪畫の陳列に通せしむるあり、或は書棚を設けて圖書の貯蔵閲覧に便するあり、其の他或は衣服、樂器、骨董品の藏置に或は酒、飲料品の貯存に種々便宜の方法を施すを見る。

次に器械器具の貯蔵を専門とする倉庫業者あり。即ち米國に於ける農具倉庫 (Implement storage & transfer) の如きは同國農業の發達上自然の要求に驅られ起りたるものにして大農法の結果各種農具の需要夥しく起り、農具總價格千八百八十年に於て四億六百萬弗なりしもの、千九百年に於て、七億四千九百萬弗の多きに達せるの有様なれば、此等農具の製造家と需要者との間に立ちて、之を運搬し、送付し、進んでは閑散の季節に於て之を保管するを目的とする専門業の必要を生じ、此専門業者は、即ち各地に農具倉庫を建設するに至れり。(註)

(註) Ernst Fuhrno-Die öffentlichen Lagerhäuser mit warrant.  
Dept. of Commerce—Warehousing industry of U.S.

### 第五款 混合保管

#### 第一目 分置保管

抑も貨物保管の目的たる貨物に對する外界の危險を防止して、能く其の品質及形態の原狀を維

持するに在るを以て、他人の貨物保管の責に任ずる受託者は寄託の際引取りたる貨物其の物を保存して、之を後日保管期間満了の際に返還せざるべからず、換言すれば寄託を受けたる貨物と返還すべき貨物とは全然同一物なるを要し、若し寄託を受けたる貨物に非ざる他の代用物を以て、返還に充つるが如き事あらば、縦令原物と代用物との性質形状等が著しく均一なるか、或は殆んど全く同一なるにもせよ、之れ到底貨物保管本來の精神に適合せざるものと云ふの外無し。されば廣く貨物の保管を以て營業の目的とする倉庫營業者がその受寄物を保管するに當りては宜しく各寄託者によりて之を區別分離し、嚴然他の寄託者又は自己の貨物と混交せしめざるの注意を致さざるべからず。而して此の如き保管方法に對し學者は種々の名稱を附したり。Lieberの如きは固有の保管業務(eigentliche Lagergeschäft)と謂ひ、アドラー及びレーマンリングは規則的保管業務(regelmässige Lagergeschäft)と謂ひ、シエツテリツヒは分離保管(Feinlagerung)と謂ひ、アドラーも亦之を一名分置保管(Kleinuntere Lagerung)と呼び爲せり。蓋し此の如き保管方法が、貨物保管本來の精神に適合する點より見るときは、以て之に「固有」又は「規則的」なる文字を冠すべく、それが寄託者毎に受寄物を分離して保管する點より見るときは以て之に「分離」又は「分置」なる標章を附するに足るべく、以上諸種の名稱は何れも相當の理由を有すと雖も、吾人はアドラー

に従ひ假に之を分置保管と稱せんとす。

斯くして普通一般の保管貨物は分置保管法によりて保管せらるゝその中にも、貨物の個性顯著にして到底代替を許さざる所謂非代替的貨物に至りては其の性質上本法以外の保管法を適用すること能はざるべし。美術工藝品の如き、家具の如き精巧品の如き皆然らざる無し。否分置保管法は貨物保管本來の形式なるを以て、保管貨物の性質が本法に適合すると否と將た他の保管方法に適合すると否とに論無く、寄託者と受託者との間に特別の契約無き限り、凡て本法に據らしむべきは歐洲倉庫法に於ける一般の通則たり。例へば貨物の個性著しく薄弱にして互に相交換するに適する所謂代替的貨物に在りても、其の寄託者にして特別の申出を爲さざる限り普通の非代替的貨物と同一の取扱を受くべし。(註一)

(註一) Lieber—Das Lagergeschäft u. Lagerschein

## 第二目 混合保管の理由

然るに輓近分置保管法と相對して、頗る重要な度を増せる一種の保管方法あり之を混合保管とす。混合保管とは一切寄託者の區別を去り、同一種類の貨物を一個所に混合して保管するの仕組を謂ふ。シエツテリツヒに據れば現今混合保管の行はるゝは代替的商品に限られ石油、酒精、

穀物、綿花、染料等に就き最も盛に行はれ、砂糖、茄菲、煙草、牛酪、鳥糞、麥粉、菜種油等に就きては幾分の實驗無きに非ざるも、未だ充分の發達を見るに到らず。而して其の保管の方法たる或は(一)、一切の俵苞を去りて「バラ」荷扱として正味實質の混合を施すあり (Trazer Schüttung, in bulk) 或は(二)、俵苞の儘混合を施し、唯其の内容に従て一定の標準に基ける類別と俵苞を加ふるあり (Vorpacht, in packages) 商品の性質と保管技術進歩の程度によりて一定すること無し。今斯かる混合保管の必要を生じたる所以を察するにエーベルマンの如きは之を第一、保管貨物の銘柄取引を奨励すること、第二、保管經費節約の結果保管料の低減を計ることの二の理由に歸し、又他の論者は本制を以て、保管貨物の聲價を高め市價を騰貴せしむるの機能を盡さしめんとし(第三)、且金融の便を開くの效あり(第四)、と論ずるに至る。予を以て之を觀るに是等の理由何れも幾分の價值を有せざるに非ずと雖も、そも混合保管制を誘起したる根本の理由は現代に於ける商品が著しく代替性を増加するの傾向あるに基くものと謂ふの外無く、彼の商品市價の維持の如き、保管經費の節約の如き、金融の如きは這般根本的理由の完成に伴ふて、生じ來るところの副生的利益たるに過ぎざるべし。夫れ國民經濟の發達は著しく貨物の交易範圍を擴張し、一の生産地に於ける生産貨物は忽ち郷關を超え、國境を破りて廣く世界の市場に發展し、膨脹するの機

會を與へられ、一般消費者又座乍らにして萬里の隔地に需要品を喚促するの自由あり、茲に需要も供給も世界的となるの傾向を呈したるを以て、此間に處して最も適切に、最も確實に需給を案配し得る貨物は即ち最も多く人類の幸福を増進するものにして、同時に商品として最も多く發展し膨脹し得るの望を有すべし、而して貨物が需給の案配上、最も適切且確實ならんが爲には、先づ其の數量饒多豊富にして何時にても需要を満足せしむるに足り、且貨物の内容が最も簡便なる方法によりて、最も鮮明に消費者に知了せらるゝことを必要とす、是に於てか自然の勢として貨物の内容は一般に劃一的となり、其の生産は一般に大量的となり、一方に銘柄、商標、建、廣告等の商業技術發達して、益々貨物の代表と交換とを容易ならしむるに至る。特に農産物の如き其の性分天然の恩恵に成り、其の生産に人工を施すの餘地少きを以て、同一種族の農産物は生産者の甲たると乙たると丙たるとを問はず凡て均等の性質を備へ、之を代替すること頗る容易なるものあり。又工産品と雖も器械的技術の精巧進歩と、人類多數の嗜好趣味の均一とは漸次劃一的大量生産を可能ならしめ、爲に凡ての貨物は代替性を増し、且つ此性を増すことが世界市場に於ける商業經營の一大要件たるの勢を呈するに至れり。

混合保管の制は上の如き現代商品取引上自然の要求に應ずるの使命を有す。斯くして混合保管

の技術により、現代商品自然の傾向たる其の代替性の増加が益進捗せんには、商品の發展能力爲に進み、商業爲に振ひ、人類の幸福爲に増進せらるゝは賭易きの理なるべし。されど以上は大體論に過ぎず、今少しく本制の利害得失を考ふるに、先づ其倉庫營業者に與ふる利益より之を觀るに、(一)、本制を用ふる爲倉庫の面積及び容積を節約し、(二)、寄託者毎に特別の手續を施しし注意を煩はすの要無きを以て著しく勞費を節すべく、(三)、諸般管理上の簡便と事務の敏速を期し得べし。次に一般寄託者に與ふる利益を擧ぐるに、(一)保管經費節約の結果、保管料の低減を來すにより、大に商工業者の生産費を輕減し、其競争力を増加すべく、(二)、商品統一せられ、同一銘柄の貨物多量となる結果、其市價を維持し、奸商の惡計を排して、能く賣買取引をして公平且正當に行はしむべし、(三)、混合保管倉庫の附する等級、銘柄にして信用を博するときは、爲に銘柄取引を盛ならしめ、賣買の敏活を來たすべし。(四)、且同時に金融の便を資くべし、然りと雖も本制の弊害を觀るに、(一)、貨物混合の際、動もすれば品位の査定を謬り、或は故意に或は過失の爲劣等品と優等品とを混同して、寄託者の取扱に不公平の結果を生ずることあり、(二)、商品の統一と集中は動もすれば資力豊富なる商人をして買占を行はしめ、爲に物價の法外なる騰貴を醸すの恐あり。されば其弊を矯め其利を擧ぐるの策如何と謂ふに、少くとも(一)、嚴

格なる品位検査と等級種別の制度を設けて、之が斷行を期すべく、之が爲には公共の力を藉るも以て辭すべからず、(二)、嚴格なる法制の下に寄託者の取扱を公平にして倉庫機關の獨立を計るを要す。但現時資本家の專横と獨占の流行とは動もすれば混合保管制の倉庫にも浸潤して、忌はしき害惡を醸せること米國に於て其の實例を見るところなるが、斯かる弊害は區々たる法制の力を以て如何ともし難き勢あるは苦々しき次第なれども、幸にして國家の権力強大なる我國に在りては、到底斯の如き民業の專恣を許さざるのみならず、後日資本主義隆盛を來たし偶一二の惡例を實現するが如き場合を生ずることあるも、混合保管倉庫の本義は之が爲何等の輕重を來たさざるべからず。(註一)

(註一) Scheelich—Das Lagergeschäft S. 43

Simonsen—Zur reichsgesetzlichen Regelung des Lagerhaus und Lagerechts (Zeitschrift für das gesamte H. R. Bd 45 S 565)

Fischer—Die wirtschaftliche entwicklung des warenverkehrs S. 280

### 第三目 集合保管

貨物の混合保管が行はるゝは獨、塊、米、露の諸國にして、本邦に在りては僅に米麥倉庫に於て、狹範圍の實例を見るのみ。隨て獨、塊、米、露の諸國に在りては之に關する法制を備ふ

と雖も、本邦に在りては全く之を缺けり。今主として獨逸二國に於ける法制に基き、混合保管の種類を試み、其の内容を検せんとす。

混合保管は其の混合保管に供せらるゝ貨物の所有權が受託者に移轉すると否とにより之を左の二種に分つ。

### 第一 集合保管

#### 第二 準消費貸借混合保管

之なり。前者は保管に供せらるゝ貨物の所有權が受託者に移轉せず、縱令其の實質が他物と混合の結果、全く其の個性を失ふも其の所有權は依然寄託者を離れず、凡ての寄託者が混合保管物件に對して、共有者の地位に立つ場合を云ひ、後者は保管に供せらるゝ貨物の所有權が全然受託者に移轉し、唯保管期日の滿了に際し受託者が寄託者に對して保管を託されたと同一種類、同一品質の貨物を返還するの義務を負ふに過ぎざる保管法を云ふ。請ふ先づ前者より之を説かん。

集合保管の原語種々ありシエツテリツヒ、フイツシャーの如きは *Sammellagerung* と稱し、アドラーは *Vermengungs-Lagereschichte* 若しくは *Unregelmässige Lagerung d. Zweite Art* と稱し、レーマンリングは *Lagerung alla rinfusa* と稱し、シモンソンは *Typenlagerung* と稱し、米國に在て

は *Commingling of stocks* と稱せらる。而して此種の保管法による保管貨物の所有權が受託者に移轉せず、依然として寄託者の手に歸するを以て、受託者と寄託者との關係は大體に於て普通分置保管の場合と同一にして、受託者は受寄物の保管に就き善良なる管理人の注意を以てするを要し、寄託者は保管貨物の點檢處分等に關し、分置保管物に對すると同一の權限を有するものとす。唯集合保管が分置保管と異なるは集合保管營業者が保管貨物に關して二の特權を有する點にありとす、二の特權とは何ぞや曰く、

**第一** 受託物にして自己又は第三寄託者の貨物と同一の品質種類に屬するものは之を混合するを得ること、

**第二** 倉庫營業者は或る寄託者より集合保管貨物の返還を請求せらるゝときは他の寄託者より何等の許諾を受くるを要せず、其の共有に係る集合保管貨物中より何時にても、相當の割合を返還することを得ること、

之なり、而して獨逸の法制(商法四百十九條)によれば倉庫營業者が第一の特權を行はんとせば左の二條件の具備を要す。

(一) 混合せらるべき貨物は同一の種類に屬し同一の品質を有すること。

## (二) 寄託者の明諾ありたること。

夫れ混合保管の精神が商品の代替性を助長するに在る上は、其の之に託せらるべき貨物が代替物に限らるべきは當然の事にして、保管貨物互に相交換し得るが爲めに、同一の品質を有し同一の種類に屬すべきは言を要せざるところなりと雖も、そも同一の品質、同一の種類とは如何なる程度を指して謂ふや法律は固より之を規定せず、勢ひ當事者間の契約に依つて決するの外無しと雖も、固より貨物の絶対等一の如きは之を實現すること不可能たり、或る程度までの差違は之を看過するの必要ある結果、若し倉庫營業者にして不正の利益を貪るの意思あらんか随分其の地位を利用して、邪動し得るの餘地無きに非るべし。されば寄託者にして混合保管を依頼せんとするものは能く倉庫營業者の營業振りを調査し、其の行ふところの品位検査及等級類別が充分自己を満足せしめ得ることを確むるを要すべく、漫然貨物を提供して他との混交を許すが如きは、倉庫營業者が非常に信用ある場合の外は謹しむべきことたり。之れ即ち混合保管を爲すに當りて取引の都度寄託者が之に對し明示の許諾を與ふるを要する所以なりとす。

而して此明諾は文章、口頭何れにても可なり、唯默示ならざるを要するのみ。萬一明諾無くして受寄物の混合を行ふことあらば、倉庫營業者は不法行爲を以て問はるべし。且此明諾は寄託契

約の當時之を爲すを要せず、少しく遅れて之を爲すも可なり、又個々の契約に付き之を爲さず、或る期間を限り總括して之を爲すも妨げ無し。

次に集合保管貨物に對する倉庫營業者の第二の特權に就て之を觀るに、抑も集合保管に於ける寄託者は共同して其集合保管貨物全體を所有するものにして、其間に法律上共有の關係を生ず。

然るに獨逸民法によれば代替物の混合によりて生ずる共有に關し發生する重なる法律關係次の如きものあり。

- (一) 所謂部分共有の關係を生ず(七百四十一條)
  - (二) 各持主は自己の持分に付き賣買質入等隨意に處分し得ること(七百四十一條の二項)
  - (三) 部分共有の目的物に對する所有權の割合は混合の當時有する貨物の價格によるものとす(九百四十七條)
  - (四) 共有物の分割に際しては共有者の同意を要すること(七百五十二條)
  - (五) 共有物の管理は共同して爲すを要すること(七百四十四條)
  - (六) 共有物の所分は共同して爲すを要すること(七百四十七條の二項)
- 依是觀之各共有者は其の共有物に付き相當割合の部分共有を認めらると雖も、而かも共有物全

體を處分し若くは其の相當割合を分割し、若くは共有物の管理を爲すには或は共同して爲すを要し、或は共有者の同意を得て爲すを要す、今若し此の如き規定を混合保管に適用せんか、共有者たる寄託者が其の自己に屬する貨物の返還を要するに當りては、共有者たるの關係より、自己以外の殘存寄託者全部の同意を得るを要すべく、而かも返還の都度斯かる手数を煩はすが如きは、到底敏活を尊ぶ商業社會の堪ゆるところに非ざるべし。且混合保管の結果寄託者間に共有の關係を生ずるも、之れ寄託者即ち共有者間の直接の契約によるものに非ずして、彼等は何れも倉庫營業者と直接に交渉したるのみにて、倉庫營業者が中心機關となりて、彼等を連絡するものなれば斯かる共有關係は普通の場合と異り、終始倉庫營業者なる中心機關を通じて之を生滅轉變せしむるを合理的となす、之れ即ち集合保管に於て寄託者より保管貨物返還の請求ありたるときは、倉庫營業者は他の寄託者即ち共有者の同意を待たずして、隨意に其の相當割合を返還するを得るの規程ある所以なりとす。(獨逸商法四百十九條二項)

本邦には未だ集合保管に關する法制を存せず、故に本邦に於て集合保管を行はんとせば、凡て當事者の契約に一任せざるべからず。而かも當事者間に何等の契約無きときは出來得る限り、一般民法の規定に従はざるべからず、而して集合保管の寄託者全部が直接共同の利益に合するが如

き契約を爲すことは、到底不可能なるを以て、若し集合保管の結果、保管貨物に共有の關係を生じたるときは、民法の規定に従はざるべからず、然るに民法第二百五十六條に據れば各共有者は何時にても共有物の分割を請求することを得べく、若し其分割に付き共有者間の協議調はざるときは第二百五十八條により之を裁判所に請求することを得るの規定なるを以て、共有者の共有關係の離脱は必ず共有者間に於ける直接の交渉に任せられ、互に其が同意を得るを要するの結果を生ずべし、故に集合保管を託したるものが其の保管貨物の返還を受けんと欲せば、一々共有者たる寄託者全部の承諾を得ざるべからず、若し此際斯かる集合保管の主宰者たる倉庫營業者にして他の寄託者の承諾無く隨意に貨物を返還するときは、之が爲寄託者に損害を及ぼす場合には、不法行爲を以て問はるゝも詮無かるべし、然るに本邦米産地に於ける米券倉庫の爲す所を見るに何れも米穀の集合保管を行ふものにして、其の受寄物を返還するや、毫も寄託者の同意を求むること無く、勢ひ違法の行爲に陥るの結果を生ずと雖も、此の如き場合に於て一々寄託者全部の同意を求むるが如き、之れ到底煩累に堪えざる所たり、故に余は此不便を避くる爲、速に商法倉庫規程中に混合保管に關する適切なる取扱方法を設くることを希望して止まざるものとす。

集合保管に關し一の注意すべき問題は之により寄託者に共有關係を生せしむるは何れの時より



なる乎に在り、之に付き二の主義あり。

其の一は倉庫營業者が實際に貨物を混合したる時より共有關係を生せしむるものにして、獨逸商法の奉ずる所たり、即ち此主義によれば寄託者が混合保管を爲すべきことを命じて貨物を引渡すも倉庫營業者が未だ他の貨物と混合を爲さざる間は依然として特定物たるべく、唯實際之を混合したるときより、寄託者は特定物に對する所有權を失ひ、混合物に對する共有權を取得するものとす。

其の二は實際倉庫營業者が貨物の混合を爲したると否とを問はず、已に寄託者が混合保管を爲すべきことを命じて貨物を倉庫營業者に引渡したるときより、共有關係を生せしむるものにして、アドラーの主張する主義なりとす、思ふに一寄託者の依頼せる貨物は必ずしも一個所にのみ倉置せらるゝに非ず、倉庫營業者の設備と其の都合とによりて數個所の倉庫に分割せらるゝやも計られず、從て其の引渡を受くるに當りても、之を數個所に於てすることあるべく、此の如き場合に在りては倉庫營業者に於て未だ混合を爲さざる前に在りても、一々之を區別し置くこと困難なるべく、既に同一品質と決定せられある上は、混合前と雖も、之を全體と見做して取扱ふを便とすべく、又實際混合を施すは倉庫の都合によるの外無く、門外の寄託者に於て其の時期を知るこ

と困難なるを以て、若し實際混合の時期によりて共有關係を發生せしむるときは萬一倉庫營業者に於て不公平の人ならんか、若し貨物引取後火災等により保管貨物の一部に損害を及ぼすが如き場合に在りては、故意に未だ混合を施さざりし以前なる口實の下に其の損害を一部の寄託者に塗り付け、他の一部を放免することあるべし、故に明に混合保管の目的を以て引取りたる貨物は、其實際混合を施したると否とを問はず、之を一體と見做し、引取と同時に共有關係を生せしむるを以て事理に適すと謂ふべし。(註三)

(註四) Mohan—A Compilation of warehousing law.

#### 第四目 準消費貸借混合保管

更に混合保管の第二種たる準消費貸借混合保管に就て之を觀るに本制は獨逸學者の所謂 *Summenlagerung* アドラーの所謂 *depositum irregulare der ersten Art* *フインヤー*の所謂 *unregelmässige Verwahrungsgeschäfte* にして寄託者が混合保管の目的を以て貨物を倉庫營業者に託するにより、其の所有權も倉庫營業者に移轉することは既に謂ふが如し、從て倉庫營業者の之を保管するや、善良なる管理人の注意を以てするを要せず、全然自己の物として、賣買、質入、其他任意の處分を爲すことを得べく、唯保管期間滿了に際し、寄託を受けたると同一の品質種類及び數量の貨物を

返還するを以て足れりとす。而して此の如き混合保管を行ふに當りて、其の都度寄託者の明諾を要するは勿論のことなりとす。

之を法律上より觀るときは、右の如き保管方法による契約を寄託と稱するは不當なり、寧ろ消費貸借の性質を備ふるものと謂ふべし。即ち獨逸商法四百十九條第三項は此行爲に對し商法上の倉庫規定を適用せずと規定し、**レーマンリング**は之れ全然倉庫寄託契約に非すと謂へり、而して獨逸民法七百條及び日本民法六百六十六條は共に此の如き行爲に對して消費貸借の規定を準用することを規定せり、之れ即ち子の消費貸借混合保管と稱したる所以なりとす。

然れども之を經濟上より觀るときは消費貸借と準消費貸借混合保管とは其の根柢に於て大なる相違を有するものとす。思ふに普通の消費貸借 (Leih) に在りては貨物の貸借は固之を借受くる者の利益に基き發生するものにして、彼れ借主に於て、其借りたる物件を何等かの目的に利用し、相當の需要を満足せしむるの見込ある場合に於て、初めて之を借受くべく、若し其の借受により毫も利益を蒙むるの見込無きか、若くは却つて之が爲負擔を増し、結局の損失に了るが如き場合に於ては誰れしも借受を爲さざるべし、然るに準消費貸借混合保管に在りては貨物の寄託は固寄託者の利益に基き發生するものにして、寄託者が斯くの如き保管方法により貨物の保管を託

するを以て、自己の利益に合する場合に於て初めて之を命ずるものたり。されば受託者に貨物の處分權一切を交付するは、之が爲受託者の利益を増すことを目的とするに非ず、斯くするときは寄託者は其の貨物に付き全然何等の責任を有せず、保管物に如何なる損失、如何なる危險あるも、毫も其の負擔を増し、責任を加ふるの懸念無く、寧ろ保管専門の倉庫が自己の物として保管することが却つて寄託者の利益に合するの結果を生ずるによる。從て此制度に於ては寄託者は普通消費貸借に於けるが如く、交付貨物即ち保管貨物の利用に付き、受託者即ち借主に當る者より、何等の利子若くは報酬を受くること無し。否寧ろ保管場所の供給と管理とに對して相當の報酬即ち保管料を支拂ふを原則とす、而して縱令交付物件を利用したるに付、寄託者が受託者より報酬を請求するが如き場合に在りても、其の料金たる保管行爲なる反對給付を考慮する爲、著しく低減せらるゝものとす。されば本制は其法律上の性質に於て消費貸借なりと雖も、經濟上の性質は全然寄託なることを知るべし。即ち獨逸商法の如き本制を倉庫規定中より除外したりと雖も、尙明に其規定中に倉庫 *Lagerhalter* が之を營む云々の句を用ゐ、倉庫營業者が寄託として當然之を營み得るが如き氣配を示せり、之れ法の不備より來るものならんも、又本制の兩性類的性質を察するに足る。

然らば本制は如何なる場合に之を適用すべきやと謂ふに抑も本制は

- (一) 倉庫營業者に貨物の賣買質入等に關する自由を與へ、
- (二) 倉庫營業者は自己の物として、保管貨物を管理するが故に寧ろ適宜なる注意を加へ自由なる處分を施すことを得べく、
- (三) 法律關係單純なるを以て種々なる紛争を避くるの利益ありと雖も、

(一) 保管貨物が不正者其他により不當に他に搬出されたるが如き場合に寄託者は之を知るも當然物權上竝に刑法上の保護を受くるを得ず、相當の手續を試むること能はざる可く、爲に直接間接の損害を蒙むるべく、

(二) 倉庫營業者にして資産信用充分ならざるときは、後日貨物の返還を怠りたるるとき、寄託者は意外の損失を招ぐの恐あり、

されば普通の寄託者が此の如き利害錯雜せる保管に依るは考慮を要すべきことたり。之に依頼するは倉庫に貨物の賣買質入等一切の權能を與ふるを必要とし、且其の倉庫の信用確實なる場合に限る。(註四)

(註四) Lehman King—Das Handelsrechtbuch Bd. II S. 295

Karl Adler—Das Österreichische Lagerhausrecht S. 147/30

Goldberg—Lagerhausgesetz und Lagerhausrecht S. 78

#### 第六款 保税倉庫及假置場

方今の租稅技術は貨物其の物を課稅の目的となす。即ち或は單に國庫の收入を計るの目的を以て消費稅を課し、或は外國の競争に對して内國製造業を保護するの目的を以て輸入製品に關稅を課するが如し。何れにもせよ商品に課稅するときは其れ丈けそが負擔を増し、取引を煩雜ならしむるものなり。殊に二國間の貿易を仲介して其の間の手數役務に對する報酬を利せんとする仲繼貿易の如き、加工貿易の如き、關稅障壁の爲、其の發達を阻止せらるゝこと尠少なからざるものあらん。是に於てか此等の障害より生ずる取引妨害の程度を輕減し緩和せんが爲め、商品租稅の支拂を或は猶餘し、或は免除する各種の制度を生ずるに至る。而して此等の制度は其の猶餘すべき或は免除すべき課稅品に對する十分なる監督と相待て之を行ふを得べく、其の實行上商品の具體的占有を目的とする倉庫の利用を必要とするは又略易きの理なるべし。而して此の如き倉庫制度にして我國法の認むるもの左の二種となす。

(一) 保税倉庫(明治三十年法律第十五號同四十年法律二十號改正保税倉庫法及三十年大藏省令九號三十二年大藏省令三十一號

四十年大藏省令二十二號改正保稅倉庫法施行細則)

(二) 假置場 (明治四十五年七月法律二十四號假置場法同年同月大藏省令十八號假置場法施行細則)

保稅倉庫とは輸入手數未済の貨物を藏置するところにして、藏置中は之を輸入したるものと見做さず。且外國に輸出すべき内國貨物をも藏置することを得るものとす。(例へば消費稅の免稅を受くべき酒織物の如き) 次に假置場とは外國貨物を假に藏置するところにして、藏置中の貨物は輸入したるものと見做されざるのみならず、假置場内に於て改装、仕分、混合其他の手入を爲し、之を加工し、又は之を原料として製造を爲すことを得るものとす。此等は外國の Bonded Warehouse, Entrepot, Free Lager 等を参照して造りたるものなるが、外國の諸制度は貨物の藏置中、手入加工混合等を許すものにして、本邦の如く單に藏置するものと手入加工を爲すものとを分離するものあるを見ず。之を分離したるは一の進歩の如く見ゆるも、貨物藏置の目的が製造加工に在ることが明瞭なる場合には之を假置場に搬入するも當初其の目的が手入製造にあるや、はた單なる保管にあるや不明瞭なる場合もあるべく。又保管中に手入、混合、仕分の如き處分を行ふは商業上頗る必要のことに屬し、純粹なる保管のみを目的とする保稅倉庫の如きは之れ實際上の便宜を顧みざるものと云ふべし。且つ改装、仕分、手入等は商業上の必要に應ずるものにして、性質上

當然保稅倉庫に認むべきものなると共に製造加工は純然たる工業上の必要に發するを以て假置場作業の一部は當然之を保稅倉庫に委ぬべし。加之我保稅倉庫は免狀制を採りたる爲、申請者は入出庫移庫の都度嚴格なる手續の下に免狀の交付を受けざるべからずして不便窮屈なるを免れず。今我保稅倉庫貨物出入庫高を擧ぐれば左の如し。

年次	入庫貨物價格	出庫貨物價格
三十四年	三,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇〇,〇〇〇
三十七年	一,一〇〇,〇〇〇	一,四〇〇,〇〇〇
四十三年	三〇,〇〇〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇,〇〇〇
大正六年	九〇,〇〇〇,〇〇〇	七七,〇〇〇,〇〇〇
九年	二八八,〇〇〇,〇〇〇	二五〇,〇〇〇,〇〇〇
十年	一七五,〇〇〇,〇〇〇	二一五,〇〇〇,〇〇〇

右の如く我保稅倉庫に於ける入出庫高は漸次増進し戰時戰後に掛け異常の發展を遂ぐるに至りたるが、最近に至り再び戰前の状態に逆戻せんとするの傾向あり。加之三十三年制定の稅關假置場の如き、開設後十年を経るも一向之を利用する者を生せず、四十五年に至りて現制假置場法を設けたるが、之れ又戰時戰後にかけ保稅倉庫と同様の浮沈を爲しつゝあり。之れ一般經濟界の影

響に依るものなりと雖も亦制度の欠陥に歸すべきものなきに非ず。予は官設保税倉庫を全廢し假置場と共に凡てを民營たらしめ、且免狀請願主義を改めて萬事届出主義となし努めて繁文縟禮を避け、取引上必要の處分を可成自由に行ひ得るの方針を採らんことを切望するものなり。

思ふに此等の制度は貨物課税に伴ふ止むを得ざるの制度なるが、租税の止むを得ざる次第を認むるとせば、此等の制度は左の如き利益を與ふるものなり。

- (一) 輸入税の支拂が後日輸入の爲出庫の時まで猶豫せらるゝを以て此猶豫期間に對する輸入税額の利息を節約し得べく、從て其れ丈け、内國市場に於ける物價の低廉を期し得べし。
- (二) 輸入手續未済の儘、輸入品の賣買、質入等其の取引を行ふを得べく、從て内國市場調節上必要なる輸入品の供給を最も適順に行ふを得べし。
- (三) 輸出手續を爲さずして藏置貨物を輸出し得べく、爲に輸入品の再輸出を使ならしむ。
- (四) 仕向先の内外何れか未定なる貨物を藏置して臨機の處分を採るに便ならしむ。
- (五) 藏置貨物の保管、手入、分割、仕分、混合、加工等に伴ふ料金報酬及藏置貨物に對する保險貸付等の収益を内國に落下せしむ。
- (六) 爲に仲繼貿易、加工貿易等を盛ならしむ。

保税倉庫に官設と私設とあるは既に言ふところの如し。共に輸入手續未済貨物の庫入、積戻、廻送、輸入等の依頼に應ずるものにして、依頼者は法規の定むるところにより夫々申告書を出し免狀を受くべし。庫入免狀、輸入免狀、積戻免狀、輸入免狀の如し。保管期間は最長二ケ年にして、輸入税は最初庫入の時の品質及數量に依り輸入の際に徴收す。而して官設保税倉庫は税關附屬の設備にして、法令の定むる所により裏書の自由なる預證券を發行す。私設保税倉庫は私人の經營に係り、商法上の倉庫營業者之に當るも、業務上種々なる點に互り政府の嚴重なる監督に服す。

現制假置場は三十三年四月制定の税關假置場に代るものなり。後者は其中に藏置せられたる外國貨物の改装、仕分其他の手入を爲すの目的を有するに過ぎざりしが、前者は獨り此等の取扱を爲すに止まらず、外國貨物に加工し、又は之を原料として製造を爲すことを許さる。且右の製造を爲すには内國貨物を使用し、又は之を原料とするを得べし。加之右の制度は民營をも認むるものにして、適當の原料敷地若くは技術を有するものは、隨所に假置場を建設し得るものとす。

(註) 予は現假置場内に於ける作業たる改装、仕分、手入、混合等を保税倉庫に委ね、専ら商業本位の機關たらしめ、假置場を純然たる製造加工を目的とする工業本位の機關たらしむるを期し以て保税倉庫を主として關稅猶餘從として仲

繼貿易の用具たらしめ、假置場をして加工貿易の機關として自由港の目的を盡くさしむるを希望す。

## 第二節 倉庫の聯絡機關的職能

### 第一款 聯絡設備

茲に聯絡役務 (Terminal service) とは海陸交通機關の終端に於て各種交通機關相互間若くは之と倉庫(主として)工場等との間に貨物を聯絡するを目的として施さるゝ各種の貨物の短距離移動及短期保管を總稱するものとす。而して此等の聯絡役務は或は運送取扱業或は陸揚業或は棧橋業或は舢舨業或は船舶碇繫揚業等となり、次第に分科獨立するの傾向なきに非ざるも、一面に於ては倉庫業の附隨業務として漸次後者と協調し、之と合同するの傾向を有するものなり。蓋し貨物保管の制度たる本質的に交通制度に歸依し信頼するの關係を有するものにして、而かも商港其他の交通終點に集積する貨物の少からざる部分(三割乃至五割と稱せらる)が倉庫に庫入せらるゝの有様なるを以て、終點に於て保管業務を經營する倉庫業者をして同時に終點役務を全ふせしむること事務の敏活浪費の節約を期し、延て全設備の調和を得せしむべく、獨り公經濟を利用するのみならず倉庫業の私經濟を利用するあるを以てなり。

然るに終點役務を行ふには各種の設備を要す。終點設備 (Terminal facility) 即ち之なるが、其の内容たる頗る複雑にして且つ精英洪大なる從て高價なる技術を要するものなるを以て、之を完全に施すこと到底倉庫業者の獨力の能くする處に非ず。殊に終點設備の眞意義の顯はるゝ商港設備は單に貨物を聯絡するのみならず、旅客及船舶の出入を考慮すべき頗る廣關係のものなるを以て國家其他の公力の後援無くして到底其の完成を期し得べきものに非ずして、所謂海陸聯絡設備若くは商港設備が廣く社會の注意を惹きつゝあるのも固より偶然に非ず。若し商港設備を倉庫業者の經營に放任し難しとすれば、其の經營主義果して如何、(一)曾て英國に在りては倉庫及船渠を經營せる私設會社をして商港を設備せしめ、營利的に之を經營せしめたるが、改良修築意の如くならず、十九世紀の後半以來新進競争港の壓迫を受け、次第に萎靡不振の狀に陥り、二十世紀初頭に於て、遂に解散若くは組織變更の止むなきに至れり。(二)尋て起れるは港事「トラスト」(Harbour trust) の組織にして、半官半私の法人をして非營利的に商港の設備經營に任せしむるものなり。之れ現時に於て倫敦を初めとして英の母子國の商港に行はるゝ所にして、一方に國家の干渉を避くると共に、他方に私利本位の資本的經營の弊を矯むるの利ありとして、一般に稱揚せらるゝ所なるが (Rusell Smith の如き)、アングロサクソン國以外に於ては實行困難なるべし。

(三)次に米國に在りては紐育等を除きては、鐵道會社の經營に係るもの多し。されど之れ大資本家の鐵道私有に伴ふ止むを得ざるの結果にして、一般に民力を以て商港を設備するの主義は時代後れとなれり。(四)依りて國家若くは市の經營専ら行はるゝに至れり。歐大陸及本邦は此主義に據る。而かも國家若くは市の何れを以て適任者となすやは、市の自治能力の程度及其の財力等に依りて決せらるべきものなるが、本邦に在りては國營(橫濱、神戸、關門、敦賀)及市營(東京、大阪、名古屋の如き)の併行主義行はれ、實際に於て國港は常に市港を指導するの勢あるが如く、國狀相當の發達なりと謂ふを得べけんも、理想は國家の援助を無視せざる市港に在りと謂はざるを得ず。

然るに海陸聯絡設備のものたる水路、防波堤、船渠、棧橋、突堤、浮標等の水上設備及岩壁、上屋、倉庫、起重器、臨港鐵道等の陸上設備を統一的に計畫施設するを要するものなれども、國家若くは市は必ずしもその全部を供給するを要せざるべく、設備中には水路防波堤の如く公益性の強烈なるものあり、市支辨よりは國家支辨を合理的とするあり、現に商港の鐵道兼營若くは市營を主義とせる米國の富裕なる商港に於てすら、連年水路設備の爲聯邦政府が多大の支出を爲しつゝあるの有様に見て、其の一斑を伺ふに足るべきも、他方には全然之を民間の設備に放任して

可なるものあり、今倉庫を以て之を觀るに、倉庫は之を上屋(Ware)及普通倉庫(Warehouses)に分つべく、就中上屋は岩壁、棧橋、臨港鐵道等と調和統一の關係を有し、船舶の碇泊、貨物の荷役等に關して公益性の尠少なからざるもの有るを以て、原則として之を公營に附するの理由を有するものなれども、普通倉庫は本來商工業者の營利的利用を目的とするものなるを以て、其の建設及維持に要する經費は當然之が負擔を商工業の収益に求め得るものなるを以て、之を民營に放任するの理由を有するものなり。されど之れ原則に過ぎず、民間倉庫が自ら上屋を建設すること何等支障なきところなるのみならず、進んで突堤を築き、岩壁を設け、鐵道を引込むが如き、其の採算を害せざる限りに於て、寧ろ獎勵すべき事と謂はざるを得ず。同時に民間企業の幼稚なる場合及獨占の弊を生じ易き場合には公力を以て倉庫を建設するの必要を生ずることあるべし。唯何れの場合に在りても、商港設備全體の計畫調和を破壊せざるを要す。然らば倉庫設備は何を以て其の程度を定むるやと謂ふに、アントワーフ官憲は商港に於ける荷後能力の一倍半を以て其の標準となすべしとの意見なるが、マクキルウィー氏は入出庫貨物は増減常無く時に異常の滯貨を來すべく、其の最高項を見込む時は右の標準にては不充分なりと謂へり。

(註) Mc Elwee-ports and terminal facilities pp 177

之を自然に放任するも、保管の需要に應じ倉庫の收容力は、自然に調節せらるべきが如しと雖も、倉庫敷地は出來得る限り埠頭に接近せしむるを得策とし、其の之に宛つべき面積に制限あるを以て、築港計畫に際し、豫め其の所要能力を計算して地域の割當を行ふを得策となす。而して所謂荷役能力とは一ヶ年間に陸揚設備が貨物を陸揚し得る力の總量を謂ふものにして、例へば岩壁一間に就き一ヶ年間に陸揚げし得る貨物の量は通例一千噸と稱せらるゝが如し。又本邦の倉庫は通例建坪一坪に付貨物十噸内外を收容するの力あれども、保管貨物は平均三ヶ月を期間として順次交代するを以て、建坪一坪に對する一ヶ年間の保管能力は三四十噸に達すべし。(近時一坪の收容能力を減ずるの傾向あり) 大體斯の如き基礎に基き荷役能力對保管能力の比例を決し、以て陸揚設備に對する倉庫の所要建坪を定むべきも、貨物の集散時期に繁閑あるのみならず、保管貨物は停滯すべきを以て荷役能力よりも保管能力を大ならしむるの必要を生ずるならん。

### 第二款 終點 役務

公の力及私の力を以て設けられたる終點設備を實地に運轉して、所謂終點役務を供するに至りては、勢ひ之を民業に委せざるを得ず。倉庫業者の出動は此點に發す。而して終點役務は通例之を左の三項に分つべし。

(一) 貨物の揚卸に關する役務即ち荷役

(二) 貨物の積込、配達等の準備に關する役務即ち上屋作業

(三) 貨物の短距離輸送に關する役務即ち小運送

此等の役務は互に混交して行はるゝものなれば、特別の要求無き限り、個々の役務を區別して夫々特種の料金を計算徴收するものに非ず、一般貨主は貨物の陸揚 (Landing) 積込 (Loading) 及配達 (Delivery) を要求するのみにて、之に要する個々の技術的作業如何を問はざるを以て、通例陸揚、積込及配達に付定められたる料金 (Charges) を支拂ふことに依りて、所要の給付を受くるのみ、陸揚、積込及配達に付夫々契約を結ぶことあるも、個々の聯絡行爲に就きては聊か關知せざるを常とす。(尤も綜合料金 Consolidated rate を以て總ての荷役は勿論一定期間の保管まで引受くると倫敦にも行はれ一見便利なるが如しと雖も、商人の深刻なる計算に適せず之を分割するの傾向あり)

されど聯絡技術は國の經濟上頗る重要な意義を有するものにして、就中荷役技術は近世機械的技術の一大分野として日に／＼新英を競ふの有様なりとす。蓋し荷役の速度は船舶の經濟に重大なる關係あり、之を迅速にして碇泊日數を節約する爲、有らゆる努力を捧ぐべく、荷役に際し先づ船舶に就き船主側と荷主側(倉庫)より代表者出で、立合の上、遂一貨物の引渡を檢證 (Tally-



ing)することとし、夜を徹して貨物の陸揚若くは積込に努むる其の機械として、通例船舶備付の Derrick を用ふるも、重量品に就ては浮動起重器の設けあり。共に船口より出入せしむる船口荷役 (Hatch discharge) なるものを行ふ次第なるが、近來米國等に在りては「コンベヤー」を用ひて、舷側荷役 (Side Port discharge) を行ふの風あり。又之を岩壁 (Quay) にて荷役する場合と、沖に於てする場合とあり、積荷の種類、岩壁使用料船舶積載高等の關係如何により一定するなし。而かも此等の揚卸に關する事情は倉庫及其の附屬設備に種々なる影響を及ぼすものにして通例沖荷役は勿論、岩壁荷役に在りても、其の陸揚貨物を倉庫に送付する爲、舢舨を利用するを有利とするより倉庫業者は常に舢舨を備へ、且倉庫を水面に接せしむるの工夫に依りて、其の利用を充分ならしむるを要す。同時に鐵道との聯絡は鐵道と倉庫とを接觸せしめ、其の間に於ける小運送機關の介在を省くべく、鐵道引込線により常に倉庫の一面を鐵道に接觸せしむるを要す。次に上屋作業に就て之を觀るに、開港に於ける上屋中には關稅法上保稅地域と見做され、關稅監督の下に種々なる制限を蒙り、特に藏置期間を七日間(關稅法四十六條)に限定せらるゝあり、之れ外國貨物取扱上の必要に基くものなるが、今輸出入關係を離れ單に技術より之を觀るも、上屋の藏置期間は極めて短時日たるべきものにして、畢竟陸揚したる貨物を目的地に配送する爲、

若くは積込を要する貨物を積入るゝ爲、必要なる準備的作業を施すの目的を有するに過ぎず。即ち此處に搬入せられたる貨物は引渡先、種類、荷印等に依り、仕分を施し (Assortment) 制限ある建坪を緊約的に利用し、且搬出を容易ならしむる爲、適宜に積重ねる (Tiering) の必要あり、其の場合により改装手入等を行ふを必要とすることあらんも、此等は假置場其の他の倉庫に於て之を爲すべく、上屋作業としては右の種別積重に重きを置かざるを得ずして、此等の作業及搬出搬入を迅速廉價ならしむる爲、各種精巧なる機械を利用すべく、各種の發明日に新を競ふの有様なりとす。斯くて上屋作業は日に精英となりつゝあるも、貨物は益輻輳し、上屋敷地には限りあるを以て、作業能率を高め、留置期間の短縮を計るの必要益急なるものあり、一時的少量保管所たるの機能益重要となるものあるを以て、時に上屋の設備に公力の干涉を必要とするなきを保せざるべし。

次に貨物の短距離輸送は船舶、鐵道、倉庫等の相互間に於ける貨物の移動を目的とするものと船舶、鐵道、倉庫等と工場、商店其の他の引取先との間に於ける貨物の配達を目的とするものと二種あり。共に舢舨なる水運機關、若くは自動車、馬車、手車の如き陸運機關の何れかによりて遂行せらるゝものなるが、水運は陸運に比し、運賃頗る低廉にして、水運一に對する陸運三乃

至五なるを以て、努めて水運に據るの方針を採るべきものならん。而して貨物配達に關する問題は所謂小運送問題として獨り倉庫、船舶、鐵道等の見地に止まらず、都市交通の見地より、世の注意を喚起しつゝあるものゝ如し。

(註) 倉庫の聯絡的職能に就ては拙論「ターミナルフワシリチーとしての倉庫」商港に於ける倉庫事業の經營に就て」及「紐育港海陸聯絡設備」の三編(拙著市場組織論一九二頁乃至二四五頁二九二頁乃至三三二頁)に詳論したり。

### 第二節 倉庫の賣買機關的職能

現代の倉庫は之を一面より見れば貨物賣買の必要に基き發生したるものと謂ふべく、本質的に賣買機關たるの性質を有するものなり。世に賣買の行はれざりし昔日に在りては、人々自給自足の經濟を行ふの外なく、自家の剩餘を以て他家の剩餘と交換するを得ず、從て家に多少の餘財を生ずれば之が消費を取り急ぎ、若くは自然の敗壞に任すの外なき場合を生じ、社會的には財貨の浪費となり、個人的には生産努力の怠慢を來すの患なき能はざりき。然るに賣買行はれ商業起るに及んでや、剩餘貨物は夫々必要に應じて他に販賣移轉せられ、それと交換に自家に欠乏せる新貨物を獲得するを得るに至るを以て、各生産者浪費を慎しみ、勉めて剩餘を後日に保存するの努

力を生じ、交易廣まり新貨物流通するに從て、益需要を刺戟して其の對價を生産するの必要を促し、而かも一意専心各自の生産増加に勉むるも、剩餘の處分に就き聊か考慮するの要なきを以て生産は益進み、剩餘は益増殖する爲、茲に財貨貯存の必要起り、從て大量保管を誘ひ、從て倉庫を發生せしむるに至るべし。斯く考へ來るとき、現代倉庫生存の理由一に繋りて貨物賣買の必要に在りと謂はざるを得ずして、斯かる理由の下に發生せる現代倉庫が進んでその保管貨物の賣買移轉を便ならしむる爲、出來得る限りの手段を講すべきこと蓋し自然の要求と謂ふべし。

現代倉庫が賣買機關たるの機能成全するに二の方面あり。其の一は商品の能力を改善助長することにして、其の二は商品の賣買組織を改善助長することなりとす。

先づ商品の能力を改善助長する爲倉庫は如何なる機能を有するやと謂ふに、凡そ商品が市場の聲價を博し勢力を高むるに必要な資格約三あり、(一)商品の運搬能力、(二)商品の保存能力、(三)商品の代替能力之れなり。思ふに市場の範圍擴張せらるゝに從て、商品の遠距離運搬盛となるべく、運搬の爲容易に品質形狀の損傷を來すが如き商品は勢ひ市場より驅逐せられ、獨り耐久力あるもの市場を支配するの結果を生ずべし。然るに商品の運搬能力なるものはその本來の性質に據ること多きも、交通器關の完成進歩するにより漸次其の程度の増進を來すの傾向を有するも

のなるが、同時に交通機關と密接の關係を有する倉庫の技術に左右せらるゝこと尠からざるものあり、例へば保管に附せらるゝ貨物の荷造及改装を行ふが如き何れも現代倉庫の附隨業務として重要視せらるゝところにして、爲に商品の運搬能力を改善したると決して尠ならざるなり、殊に運搬中に於ける冷蔵の設備が各種腐敗性品の運搬能力を向上せしめたること著名の事實なりとす。次に倉庫が商品の保存能力を増大せしむるの機能あること一見明瞭のことたり。倉庫が商品の性質種類に應じ、その原状を保存する爲至大の努力を捧ぐることに寧ろ其の當然の領域に屬するものと謂ふべし。殊に倉庫技術發達の結果商品の保存性に一大革新を與へたること此場合に於て特筆大書すべきところなりとす。更に商品の代替能力とは商品の形狀品質が均一性を有する場合に同一量の甲と乙とが互に交換し得るの能力にして、斯かる能力を有する商品を取引するには、其の都度實物の凡てに就き嚴なる點檢を試むるの要なく、單に其の一部に就き點檢を行ふべきのみ、否全く點檢を廢止し得る場合もあるべく、所謂見本賣買、銘柄賣買、標準賣買等有利なる商業技術を利用することにより著しく取引上の時間手数を節するを得べし。尤も一面には彼の美術品、工藝品の如き個性の強烈なる商品あり、之に代替取引を施すを得ずと雖も、食料品、原料品、半製品の如きに至りては、何れも大量取引の可能なるものにして、其の品質形狀等が追次均一化

するの傾向あり、殊に此等に就き混合保管の行はれんには一層その代替能力を増加すべく、現代倉庫が此方面に於て爲したるその貢獻蓋し尠ならざるものあるなり。

次に倉庫が商品の賣買組織を調整する方法中最も重要なものは倉庫證券の制度にして、同時に取引所及競賣市場との協調の如き大なる考慮を要するところたり。

#### (一) 賣買用具 (Verkaufspapier) としての倉庫證券

倉庫證券を以て完全に貨物を代表せしむること貨物の賣買を敏活ならしむる爲頗る重要な事に於て、之が爲には法律若くは商慣習を以て倉庫證券の物權的效力を完成せしむるを要す。然る處現代の文化國にして倉庫證券に斯かる效力を否認するものあるを見すと雖も、而かもたとひ物權的效力有ればとて倉庫證券は直に賣買の用具となるものに非ず、今や物權的效力の結果倉庫證券の移轉交付は貨物其の物の移轉交付と法律上に同一の效力を有するに至りたれども、さて愈賣買を實行するに當り、賣主は貨物の代りに證券の交付を強制するを得ず、貨物を受くると證券を受くるとは一に全く買主の自由に任せらるゝを以て、證券を直接賣買の目的物とするが如きは寧ろ稀有の場合に過ぎざるの實際にして、法制の完備と共に經濟的條件の具備なくんば到底眞の實用を見ること能はざるべし。即ち證券が賣買せらるゝにはその代表する商品の種類品質等を券面に

完全に表明し得るを要すべく、斯くの如きは個性の強き商品に望むべからず、均一性の強盛なる商品に就てのみ望み得るところにして、それも倉庫に於ける混合保管の如き特種の技術に待つところ少からず、海外に在りては油、石油、酒精、鐵、穀物等に於て其の實行を見るも、本邦に在りては僅に米穀に付其の事例を見るのみ、而かも之れ維新以前に於ける米券の制度に負ふ處尠ならず、現時に於ても米券倉庫に於ける十石單位の米券が流通するは恰も蘇國の鐵物證券、米國の穀物證券の如き趣あれども、之を除きては、我が倉庫證券は信用用具たるの機能を盡くすのみにて、直接賣買の目的となることなく、唯保管貨物の賣買せらるゝや單に實質上の引渡指圖書として役立つのみなるが如し（賣買と全時に證券名義書替せらるゝ）。而かもそれが賣買用具たるの機能を發揮せしめんと欲せば、取引所競賣市場等の完成に待たざるべからず。

取引所及市場の制度完成するに及んで、倉庫證券が直接賣買の目的に附せらるゝこと歐米の實際に徴して明なり。之れ此等の市場が代替的貨物の迅速取引を執行するの必要に基くものなるが此處に倉庫證券を用ふるに就きては夙にロツシヤーの反對あり、其の言ふ處に依れば、貨物の賣買が經濟上に有益なるは、賣買の結果貨物が將來の加工業者若くは消費者に送付せらるゝ場合に限らるべく、加工業者若くは消費者への移轉を伴はざる仲間的賣買、一の投機に過ぎずして、經

上の效益なきものなりとの事なり。然るに倉庫證券に依る賣買は貨物を倉庫に藏置の儘行はれ、賣買の都度、運送費の負擔を生ずることなきのみならず、現在及將來の市價を推算計量するに依りて行はるゝものなれば、多數取引行はるゝ結果、寧ろ價格の平準を來し、賣買の危險を公平に分擔する保險の作用を盡くすものなり。更に獨逸に在りては保管穀物に對する倉庫證券に對して農民黨の反對ありき。そは倉庫證券は紙上穀物 (Papiergetreide) として、穀物の供給を不當に倍加するが故に、其の價格を暴落せしむとの理由に基くものなるが、之れ又大なる誤謬なり。倉庫證券は如實に貨物を代表するものにして、空券ならざる限り、貨物の供給を不當に増加するものに非ず、證券と穀物とを別々に賣買せざる限り、證券の賣買は穀物の賣買と何等異なることなし。之を要するに倉庫證券の賣買は之を獎勵すべきものにして之を排する理由あるを見ず。

然れども實際に於て倉庫證券が直接賣買の目的となるは、右に述ぶる如く特種の經濟的條件を備へたる代替物に關して行はるゝに過ぎずして、通例の場合倉庫證券は交付證券 (Lieferungsprior) として、賣買契約實施の結果愈買主が倉庫より貨物を引取る際に、之を賣主に受けて倉庫に呈示するに過ぎず、我が倉庫證券利用の現状概ね之に當る。

茲に注目を價するは貨物引渡指圖書 (Kamllungsschein, filiere, Transferable note) の利用なりと

す。獨、佛、米等の取引所に在りては、各種物産の取引を決済するに當りて、直接賣買の目的物として倉庫證券を使用せず、多數の輪還取引は最初の賣主の發行する貨物引渡指圖書を裏書し、順次移轉の上最後の買主たる最終の指圖書所持人に對し、倉庫證券を交付するの風習を生ぜり。

(米國倉庫證券の部參照) 之れ倉庫證券の移轉には證券呈示者の權利の正否の證明や裏書の方式等に就き法律上の疑問を生ずるあるを以て、當事者は直接其の關係人となることを欲せず、寧ろ倉庫證券は之を最初の賣主の手に殘し置き、輪還取引決済の結果、最後の買主となれるものに直接之を交付するを喜ぶに由る。又保管貨物質入に供せらるゝときは、之を買受くるものが貨物の返還を受くるの日を何れにすべきやは返還資金の有無や其の他の都合を考へて決せざるべからずして、必ずしも買受契約と同時に倉庫證券を受くるを欲するものに非ず、寧ろ引渡指圖書を貰置き、後日便宜の時之に資金を添えて倉庫證券の交付を受くるを便とすべし。而して斯かる利用法は現に我が正米市場に於ける藏出報告なる書面に於て其の類例を見る。

## (二) 取引所及競賣市場との關係

取引所は主として定期取引の機關たり、實物市場(正米市場の如き)は現品現場取引の機關たるものなるが、共に倉庫證券を利用するによりて其の機能を全ふすべく、倉庫證券を無視せんか、

此等の機關も到底有害無益の長物たるに至らざるを得ざること斯界の通勢と謂はざるを得ず。然るに西洋にありては倉庫證券は投機を奨励すとの非難を耳にするあるも、實際に於て倉庫證券は定期取引の決済を容易ならしむるの作用を爲すものにして、投機を煽るが如きは取引所制度の弱點に歸すべく、倉庫證券の取引は其の行はるゝ範圍に於て寧ろ定期取引の行はるゝ範圍を狭少ならしむるものたり、我國に於ては歴史的關係により取引所には空物取引のみ集中し、實物の引渡を行はざるを常とするが故に倉庫證券と投機との關係に關する問題を惹起せず、倉庫證券は取引所と沒交渉なりと雖も、之れ非也。倉庫證券の使用は主として實物市場に行はるゝを見るのみなるも、本來實物市場と取引所とは合同すべき性質のものにして、之を分離せしむるの本邦現制度は倉庫證券の效用を充分に發揮せしむるを得ざるものとす。概して米國及歐洲大陸には取引所行はれ、英國に在りては競賣市場行はるゝを見る。而して倉庫證券が賣買用具としての機能を最も巧妙に演ずること英國に如くものなし、其の倉庫及倉庫證券の制度を賣買機關として見るに於て初めて其の價值を了解するを得べし。

エーベルマンは倉庫に於ける競賣は、貨物保管及證券發行と相並んで斯業の三大業務なりと謂ふ。蓋し競賣(Auction, Versteigerung an Gros)は貨物の需要と供給とを遺憾無く接近せしめ、

賣買双方に最も適切なる條件を以て其の取引を完結するの機會を與ふるものなれば、貨物の集中せる倉庫を中心として此方法を設くるは一般經濟界の公益に合し、倉庫其の物の隆盛をも助くること大なる可し。今糶賣の利益を擧ぐれば左の如し。

第一、糶賣を行ふときは多數の顧客を誘引して競争を行はしむるを以て、保管貨物の代價を引上げ、賣主たる寄託者に良好の條件を與ふるのみならず、最も迅速に販賣し得るを以て、輸入品の取崩上最も便利なり。

第二、買主は中間商人の手を経ず、直接輸入商に接觸し得るを以て、其の否らざる場合に比し、中間商人の得べき手数料を節約することを得べし。

第三、獨り商人のみならず一般消費者も亦之が爲大なる利益を享くべし。小賣商は此制により直接輸入者若しくは製造業者より買入る、が爲、中間商の手数料を節約して仕入直段の低廉を期し得るを以て、其れ丈け小賣代價を引下ぐるの傾向を生ずべし。而かも其の公表的に行はる、事は小賣商等の法外なる價格引上か拘束すべし。

故に倉庫を中心とせる糶賣の制度は吾人の注意を要するところにして、特に糶賣せらるべき商品の範圍如何は考慮を要する所たり。學者は糶賣商品の範圍を原料品及生計上必要なる日用品に限り、之を製造品に及ばざることを主張せり。蓋し製造品の價格は可成平順なるを可とし、暴騰暴落を避く可く、一朝暴落し來らんか、之が爲不利益を蒙むる者は獨り製造者若しくは資本家に止まらず、直接製造の勞務に服する多數の労働者を壓迫するに至らん。然るに糶賣の制たる往々

にして物價の暴落を促すことあるを以て、之を製造品に試むるは社會大多數の幸福より見て否認せざるを得ず。之に反して之を粗製品若しくは原料品に止むるときは縦令不意の暴落を來さんも、之が爲損毛を蒙むるものは之を持たる商人のみにして、消費者及製造家は却りて原料及需要品の低落により大なる利益を蒙むるべし。

倉庫對糶賣の制度最も進歩せるは英國倫敦なりとす。其の地の糶賣所、仲立人、賣買倉庫證券(第六章第一節參照)等の制度は英國商業技術中最も重要なものにして、特に全英國の製茶取引は其の巧妙なる制度の爲倫敦に吸収せらるゝを見る。即ち千九百一年に於ける英國輸入製茶總高二億九千五百二十六萬四千四百四十二磅の殆んど全部即ち九割九分五厘たる二億九千三百六十三萬二千五百七十四磅は全く倫敦市場を通過するものにして、此茶の大部は英國の北部、中部に配布せられ、單に需用地との交通關係より見ればバブル港こそ輸入港として、適切なる可く、特に生産地との海運關係は之を倫敦に於てするより港に於てすると殆ど同一なるに拘らず、實際に於ける商業技術の完備せるに基くものにして、就中倉庫對糶賣制度の功績を認めざるべからず。

(註) Douglas Owen-Port and docks P. 125

思ふに競賣市場の如きは商品及取引に關する特種の事情に基き發達せるものと謂ふべく、英國及蘭國に於て盛に行はるゝところなるが、之と事情を一にせざる本邦に於て必ずしも其の發達を期すべからず(中央卸賣市場に在りては發達する理由有り)。されど從來我が正米市場に行はれたる商業技術は相當の價值あるものなり。正米市場は深川、神田川及兵庫に於けるものを初めとして全國各地に行はるゝも、全然實米取引に限られ、取引所と關係無き爲、掛繋取引を適確に行ひ難き事、市場、倉庫、鐵道間に完全なる聯絡設備無き事、小運送器關の不備なる事等の事情に依り、米穀の集散思はしからず、一般に不振の聲を聞くが如く、之に對する政策も今尙確立するに至らずと雖も、結局從來の實米定期米の絶縁主義を打破し、取引所に正米市場を併合するに非ざれば公正の取引を實現せしむること困難なるべく、取引所に合併を欲せざるものあらば、取引所所在地に在りては之を廢止し、所在地外に在りては實米のみの取引を許すべく、停車場構内に於ける取引の如きは之を店舗商業と見做すべく、市場商業と見做し得ざるものならん。されど從來深川正米市場に行はれたる賣買技術は倉庫技術として價值あるものなり。同市場は深川廻米問屋同盟者の共立に係るものなるが、問屋は地方の米商、地主等より委託を受け、又は自ら買付けたる米穀を此處に於て販賣するものとす。地方よりの廻米は荷爲替付となれるものにして、送狀、

運送證券等を添付せる爲替手形の在深川銀行に到着するや、銀行は「着荷案内」を問屋に發す。問屋は此の注意に基き、荷爲替受拂の手續を爲すものなれども、時に「着荷案内」を轉賣することありと云ふ。同時に問屋は着荷の引取を倉庫に依頼すれば、倉庫は鐵道又は船舶より貨物を引取り、運賃支拂、廻漕、水揚、樹廻等一切の手續を了して之を保管し、倉庫證券を發行して銀行所持の運送證券に引換へ、爲替は變じて問屋振出の約手となる。一方に於て廻米市場は毎日午前中開市せられ、各問屋は夫々商號を掲げたる賣捌所に見本を陳列して買主の來集を待つ。買主は市内の小賣商、仲買商等にして、賣買を取結ぶには其の間に仲次人を使用するものとす。賣買成立すれば一口毎に手附金として代價の約壹割を賣主に交付すると同時に、買主は市場より次に示すが如き藏出通知書を受取る。

買主は其の後五日以内に殘金を通知書に添えて藏出を請求すれば、倉庫は賣主たる問屋の供託金として現金を受取り、相當現品を引渡す。此供託金は銀行へ廻送し、問屋の債務に充て、殘金を生ずれば、其の預金に振込む。斯くの如く倉庫は問屋の爲、貨物の引取り、運賃の立換、米穀の看貫、見本摘出、代金の取立、債務の辨濟等米穀の賣買に必要な各種の便宜を供するものとす。

米穀藏出通知書

何々倉庫御中	品名	口高	荷印	番號
	債數	主荷	藏番	要番
右代金引換ニ現品御渡相成度候也 大正 年 月 日	直段	渡先	船號	要件
	東京米問屋市場 代			

(註) 穀賣市場に就きては拙論穀賣市場論(市場組織論五七乃至九七頁)及本著英國倉庫證券の部參觀。

### 第四節 倉庫の信用機關的職能

#### 第一款 倉庫信用の意義

保管貨物を代表する倉庫證券を擔保に供して、資金の融通を受けしむること、之れ實に倉庫の

信用機關たるの職分にして、此の如き信用の形式は經濟學上の所謂對物信用に屬するものなるが彼の質屋も亦對物信用の機關たりと云ふ可く、兩者は如何に之を區別すべきやと云ふに、其の物を擔保として融通を與ふる外面上の形式相似たりと雖も、質屋の受入るゝ質物は既に消費者の手に入り、現に日常使用に供せられつゝある物たるを常とするも(消費信用)、倉庫の媒介する信用の擔保物件は商品にして、通例生産消費間に浮動しつゝある生産物なれば(生産信用)、其の内容に於て兩者は全く相違するものとす、論者動もすれば倉庫の媒介する對物信用制度を非難して曰く、對物信用は資産あり人格あるも取引の當時提供すべき質物を持合せざる者を顧みず、單に擔保物件のみに着眼するを以て、取引の當時提供すべき質物を持合せたらんには、縦令人格、實力等に申分ある者にて、其の恩典に浴するを得べし。又對物信用は動もすれば天才の發展を妨ぐ、何となれば如何に手腕ある者にて有形財産無き限り、債權者の注意を引くに由無ければなりと。然れども本來對物信用と對人信用との區別は頗る不明瞭なるものなり、成程對物信用は債務者の提供する質物即ち特定の財産を目的とするに相違無きも、債權者が之に融通するや固と斯かる特定財産の流込併合等を目的とするものに非ず、之れ倉庫信用交付者の好悪なる大地主輩が小地主の所有地を兼併するの目的を以て、貸金すると其の情を異にする所以にして、彼は常に期



日に於て確實に元利の返済を受くることを期願するものにして、唯萬一止むを得ざる場合に於てのみ、質物を賣却するの煩勞を敢てするに過ぎず。されば對物信用も實は債務者の返済能力、換言すれば其の人格に着眼するものにして、質物の如きは人格の程度を計量するの參考に供するに過ぎず。又一方對人信用なるものも全然債務者の人格のみを目的とするものに非ず、萬一債務不履行に終らんか、債務者の全財産を追及して、之に充つるの訴を起すべく、其の全財産が能く之を支辨するに足るの見込十分なる時に限り、融通を與ふるを以て、結局對物信用が債務者の特定財産を目的とするに反して、對人信用は債務者の全財産を目的とするものと云ふべく、共に財産を保證とするの信用たるに於て相違あるを見ず。而かも手腕あり人格あるも、資本の缺乏に苦める青年者の如きに對して、信用貸を行ふ場合ありとすればそは此等の青年者が其の借入資金を利用して後日或る物件を生産し、獲得し、以て債務を辨済するならんとの確信に基くものにして結局ロツシャアの云ふが如く、對人信用は將來に生産せらるる貨物を目的として、交付する信用に過ぎざるべし。斯く謂へば對物對人の區別は頗る不明瞭なるものにして、輕々に是非の判斷を下し難く、兩者は互に相倚り相助けて、其の效用を全ふすべきものなり。而かも對物信用の價值は擔保に供せられたる特定財産を以て、對人信用の主たる標準たる債務者の人格の計量判斷に有益

なる標準を供し、以て無謀法外なる信用濫發の弊を防止するの點にありと言ふべし。

思ふに對物信用は對人信用に先ちて發達せりと雖も、其の最も著しき發展は倉庫業の設備に基くものとす。今シユモラー博士により對物信用を類別せば左の如し。

#### 第一、擔保物件を債權者に引渡す場合

擔保物件を債權者に引渡して信用を受くる場合二あり。其一は不動産質 (Satzung) とも謂ふべきものにして、債務者より其の所有の土地又は家屋を債權者に交付して其の使用収益に委ね、通例後日買戻の條件付にて之を債權者に賣渡すの形式を取るものなり。之れ歐洲昔時の慣習に屬し現今廢滅に歸せり、其の二は動産質の場合にして (panduitliche Pfand) 債權者は貨物或は有價證券を引取りて資金の融通を與ふ。

#### 第二、擔保物件を第三者の占有に委める場合

之れ即ち公私倉庫の設備により現今最も廣く行はるる所に於て、其の方法庫入貨物を代表する倉庫證券の流通によるを常とす。而して此場合に於ては其の保管貨物に就き債權者債務者共に之を濫用するを得ず、其の管理全く第三者たる倉庫業者に歸す。

#### 第三、擔保物件を債務者の占有に放任する場合

之れ即ち抵當貸 (Hypothek) にして不動産の書入を以て其の形式とす。已に羅馬時代に Hypotheca の制あり、中世 Rentenkauf の制を見しが、後土地登記の方法起るに及んで、頗る盛なる利用を見るに至れり。

知るべし、現今債權擔保の手段は其の物件の不動産たるも、商品たるも、有價證券、貴重品たるもにより自ら三種の類別を見ることな。即ち不動産の擔保は之を登記して債務者に委ね商品品の擔保は之を第三者に委ね、有價證券貴重品の擔保は之

を銀行に委するを常とし、三者は自ら三大分業を形成するの傾向あり。而して其第二たる倉庫業の任務が商品擔保貸の爲安  
全なる保證を供給するに在る、こゝ現時經濟上の一大傾向なりとす。

(註) Schmoller-Grundriss, B. II

## 第二款 倉庫信用の種類

倉庫保管貨物の擔保貸は或は倉庫業者自ら其の占有する受寄物に融通を與ふるによりて之を爲すあり、或は其の發行する倉庫證券を他に質入するにより之を爲すあり、前者は質屋 (Mont de Pieté) と其の性質を同ふするものにして倉庫證券發行の必要を見ずと雖も、其の制各種の方面より非難あるを免れず、之を通觀すれば倉庫業の媒介する對物信用は何れも倉庫證券の授受に依らざる無きが如し。エミールザツクスが「手形が對人信用の組織上に有する地位と同一の地位は對物信用上倉庫證券の取得するところなり」と謂ふもの、即ち倉庫證券が保管貨物擔保貸の基礎を爲す所以を説明せるに外ならず。而して此倉庫證券に據る對物信用は少くとも次の如き二種の目的を有す。

### 第一 特定債權の擔保たること

### 第二 發行紙幣の保證を爲すこと

先づ倉庫證券を擔保として或る特定の債權を擔保する場合を見るに、之れ最も普通に行はるゝ所にして現時に於ける對商品信用の大部分は皆此形式の下に於てせらる。從て對商品信用の效益を擧げ、弊害を除去し得るや否やは、大に證券制度其の物の巧拙如何に據ると雖も、亦資金を擁して信用受授の事を司る所の銀行其の他の金融業者の經營の巧拙如何に關係す。蓋し對物信用受授に際し最も意を用ゐざるべからざるは、(一)擔保物件價格變動の大小、(二)其の時價と貸付額の割合、(三)一般經濟界の景況が擔保物件の價格に及ぼす影響如何等にして金融業者は毎に此等に關し一定の方針規矩を定め絶えず大なる注意を用ふ可きは論無し。

されど、倉庫證券に據る對物信用中最も議論ある點は其の中央銀行の手に入り發行紙幣の保證に供せらるゝ場合に起るものなりとす。思ふに現今倉庫證券を保證準備として紙幣を發行しつゝあるもの佛蘭西銀行を模範として白耳義、伊太利、奧汎國等之に慣ふありと雖も、其の他の諸國に於ける此點の法例及慣習一定せず、大體に於て之を發行紙幣の保證準備中に加へざるものゝ如し。加之此制の行はれざる獨逸の學者は一齊に之を非難して或は中央銀行本然の職分は債務者若くは保證人の確實なる辨濟能力に信頼して貸出を行ふ可く、決して企業的方面の資金融通を試むべからざる點より、(スタイン、ワグナー)或は銀行紙幣本然の職分は貨物の敏活なる運轉を促すべ

きに、偶貨物の寄託者に之を融通するときは益貨物の買占持堪えに便ならしめ、一般公益を害するの恐ある點より、(ミカイリス)或は理論上に之を認むるも、實際上債務不履行等に際して要する手續の煩勞と證券效力の疑義等の點より、(ピリンスキー)極力其の發行紙幣の保證準備として不適當なる所以を論せり。然るに一方を顧みれば佛蘭西倉庫法の系統を有する諸國に在りて事實盛に倉庫證券保證の紙幣を發行して支障無きのみならず、場合によりては商業手形其の物よりも大なる歡迎を受けつゝありて、一見矛盾の觀を呈すと雖も、そも此の如きは其の國固有の法制、慣習等に基き、特種の考究を要すべきものにして、佛國に於ける對物信用制度の發達は獨國の夫と其の趣を異にするあり、未だ俄に獨國學者の唱ふるが如き消極説を容れしむべからず。且夫れ既に中央銀行に於て商業手形、國債、株券等の有價證券を取りて紙幣發行の準備に供する以上、唯對物信用の機關たるの故を以て獨り倉庫證券のみ除外するは謂れ無きことにして、法制と取扱方法との參按により其の短所を補充して、商業手形同様の活用を計るは國民經濟上重要な事ならずとせず。

此點に關して最先の進歩を爲せるものは佛國なり。故に今少しく其の事情を述べんとす。

#### 第一 佛國系の倉庫證券は一種の手形なり。

英、米、獨諸國に於ける倉庫證券は保管貨物の代表證券として物權的效力を有すと雖も、之を資金融通の資に供する場合には、手形其他の債權證書に添附して其の質權を設定するの用具となるのみ。然るに佛國系の倉庫證券は賣買の爲にする預證券と質入の爲にする質入證券との二枚より成り、質入證券の裏書履行等は全然手形と同一の效力を附せられ、之を裏書したる債務者は之を割引したる債權者に對して債務の履行に就き嚴格なる手形法上の責任を負ひ、且不履行の際擔保物件の競賣をも認むるものとす。されば之を割引せる銀行は獨り擔保物件により債權の安全を保證さるゝのみならず、債務者其他の裏書人に對して手形上の權利を行ひ得るを以て、對人信用對物信用兼備の保證を受くべし。

#### 第二 佛蘭西銀行は質入證券の割引に付き二人以上の裏書を要求す。

佛蘭西銀行に於ける割引規程に依れば、商業手形に對し三人以上、質入證券に對し二人以上の裏書を要求せり。蓋し中央銀行に於ける割引業務は頗る慎重の注意を要するものにして、商業手形に對して三人以上の裏書を要求したるは、以て割引の基礎を三人以上の對人信用に置きたる次第なるが、質入證券は已に法制上手形と同一の地位を有する上に擔保物件の保證あるを以て、裏書人一名を減するも債權安全の程度を害するに至らざるを以て、一般手形の割引に比し、寛大の

取扱を爲せり。而して之を實際に徴するに第一裏書人は貨物の寄託主たる商人なりと雖も第二の裏書人は、銀行、貸金業者若くは貸付を兼營する倉庫業者自身にして何れも確實なる資産を有す。尤も擔保物件にして相場の變動甚しきもの若くは腐敗の恐あるものと認むるときは、更に一名の裏書人増員を要求せらるべし。

### 第三 質入證券割引の債權額、期限、利子等に付き一定の規程を設く。

佛國の慣例によれば質入證券の割引を行ふに當り嚴重なる取扱方法行はる。即ち之に融通せんとする銀行は先づ銀行の承認するところの仲立人をして當該保管貨物を鑑識して時價を評定せしめ、火災保險證券と共に(倉庫に於て合同して保險する場合は此限りに非ず)倉庫證券を差出さしめ、其の評價格の四割乃至七割五分以内にて割引を許す。而して此割合は佛蘭西銀行の公定に係り、豫め表を造りて貨物の種類に依り一定の歩合を定む。而して佛蘭西銀行は本店を巴里に置き、百七十有餘の重要都市に支店、出張所を設けて右の割引に従事するを以て右割合表は佛國全般を通じて統一的に行はる。

且佛蘭西銀行の紙幣發行は所謂最高額制限法に依るものにして、千八百七十年發行紙幣を法貨なりと令したる當時に在りては其の額十八億法に過ぎざりしが、漸次増額せられ、千九百十一年六十八億法となり、千九百二十年四百三十億法に達したるが、其の額内の發行紙幣に關して設くる所の準備は其の正貨たると證券たると一に銀行の任意に委ねらる。從て倉庫證券を手形と同様に保證準備中に加へ得ること固より當然の次第にして、同時に之が保證を確實ならしむるの策として右の如き法令慣習を生じたるなり。

斯くて佛國の倉庫證券たる獨り對物信用機關たるのみならず、手形の如くに對人信用機關たるの性質を具有するものにして、學者の所謂信用證券(Kreditpapier)たるの境を脱して、銀行證券(Bankpapier)たるの資格を有するものなるを以て、之を兌換券の發行準備に供すること何等支障無き所なり。然るに倉庫證券の銀行證券たるの性質が充分に理解せられず、單に之を手形其他の債權に對する質物となすところにありては、之を直に兌換券の發行準備に供するに當りて困難を感ぜざるを得ず。思ふに現時の兌換制度は金銀等の貴金屬正貨を基礎とし、法律の認むる一定限度内に於てのみ、正貨を以てせざる保證發行を許すものなれども、此保證制限たる戰時其他の事變ある毎に、容易に打破せられ擴張せらるること、列國の實驗に徴して明なるところなるが今倉庫證券を保證準備に加へんか、その代表する保管貨物は紙幣の兌換に就き、一見確實なる保證を與ふるものなるのみならず、一國が保有する實際の商品を動員して之を紙幣化するが如き、

財政上の危急に際して容易に首肯せられ得べき方策たるを以て、如上の傾向は自然に強められ、爲に兌換券の増發となり、濫發となるの結果を呈せざるを得ざるの事情あり、例へば戰時中に於ける獨逸の貸付金庫證券 (Leihkassenschein) の如き、此點に關する失策の著例と見做すを得ん。本邦に在りては此點に就き未だ問題を生ずるに至らずと雖も、兌換券の保證準備たる國民經濟的見地より其の限度を決定すべく、其の限度内に於ける内容たる寧ろ對人信用機關たる手形を以て之に宛つべきものなり。從て我倉庫證券に信人信用機關的性質を具備せしむること、否現に法制上に認めらるゝ證券を活用すること蓋し考慮を要するところなるべし。

### 第三款 倉庫信用の方法

次に倉庫保管貨物に擔保貸を爲す者は誰ぞ、また此擔保貸の形式方法は如何の問題は頗る重要の事なり。而して擔保貸の當事者は或は倉庫業者自ら之に當るあり、或は銀行其の他の獨立の金融機關之に當るありて、何れを可とすべきやに付議論を生ずる所なるが、大體に於て倉庫の貸付兼營は誰者の採らざる所なれども、之れ時と場所とによりて其の趨を異にせざるべからず。曾て佛國は千八百四十八年及五十八年の倉庫法に據りて之を禁止したることあるも、千八百七十年に及んで禁令を解き、今や佛國の *Magasins généraux* は一種の質屋たらざる無し。而して倉庫信用

の方法たる或は倉庫證券を用ゐて之を爲し、或は用ゐずして之を爲すも、多くの場合に於ては之を用ふ。蓋し倉庫の發行せる證券に融通を與ふるや更に之を中央銀行に出して再割引を受くるの常例なればなり。

然るに佛國以外の倉庫に在りては貸付を兼營するもの甚だ稀にして、多くは獨立の金融機關之を司る。而して獨立の金融機關中重きを爲すものは言ふまでも無く銀行にして、時に仲立人若くは問屋の之に當るあり、例令は英國に於ける輸入茶の仲立人の如き、通例商品の掛賣を爲すに當り掛代金の擔保として一種の質入證券 (ワーラント) を握り、買主には手附受取證を兼ねたる預證券を引渡すが如きは其著例なりとす。

銀行に於て倉庫保管貨物を擔保として貸付を爲すに三種の形式あり。

- (一) 倉庫證券の割引 (Eskontierung)
  - (二) 倉庫證券の質入 (Verpfändung)
  - (三) 保管貨物の質入 (Lombarkredit)
- (一)は佛國に行はれ、(二)は我國に行はれ、(三)は獨逸に行はる。既に前款に説明せる如く、佛國の倉庫證券は所謂銀行證券 (Bankpapier) として手形同然に賣買割引せらるゝものにして、證券(質

入證券) 上の債務者は貨物價值を以て債務を完済し能はざる場合に、無限の對人債務を負擔するものなるを以て、割引期間中貨物價格下落して債務額を割るも増擔保を追徴すること無く、後に述ぶるが如く(第六章第二節) 競賣及償還請求の手段に訴ふるを期す。即ち倉庫證券は預證券(Recepisse)と質入證券(Warrant)との二枚より成り、當初質入の必要を生ぜざるに當りて、寄託者は預證券のみの發行を受くるも、通例之を倉庫に供託し置き、實際の賣買には *Billare* を用ふるもの、如く、一部出庫の都度其の旨を證券に記載する方法を採る。一體に佛國の倉庫は信用機關たるの趣ありて質入證券の利用に重きを置くが如く、金融の必要起るに際し、新に質入證券の交付を受け、證券の買主即ち債權者の承認せる仲立人をして貨物を評價せしめ、其の出せる證明書(Certificate d'expertise)を添付して融金を申込み、證券の割引を受く。割引の次第は之を倉庫に登録し、倉庫は登録済の旨を質入證券に證明す。一方預證券は倉庫に供託せらるゝも、荷主にして二番の融通を欲するときは、質入證券の擔保せる貸付高を超過せる部分に付き、更に預證券を擔保に供し得るものなれども、之れ極めて稀に行はるゝ所なりと謂ふ。總じて倉庫信用は質入證券なる一種の手形の割引に依るものにして、證券以外に手形其の他の證書を要求することなし、既に證券が或る金融業者により割引せらるゝときは、其の署名裏書を以てすれば之を中央銀

行の再割引に附するを得べく、中央銀行は行内に特に擔保價值等を調査するの機關を設くるも、仲立人の證明等を要求せず。唯此再割引の事たる巴里に於て行はるゝのみ、地方筋の要求も凡て其の事務を巴里に移轉するの手續を要すと謂ふ。我國に在りては佛國の制度に慣ひ質入證券の法を定めたれども、之を割引すること無く唯之を手形の副擔保に供するに過ぎざるの有様なりき。

次に獨國に於ける商品擔保貸の状態は佛國の隆盛に比すべからず、其の中央銀行が擔保貸を始めたるは千八百四十六年以來の事にして、一時は佛國の例に慣ひ、商品擔保の債權を發行紙幣の保證準備中に加ふるに至りしが、千八百七十五年に及んで全然此制を廢止せり。されど同年の銀行法は帝國銀行に三ヶ月以内の期限を以て内國に存在する商品に付き其の時價の三分の二以内に於て融通を與ふるの特權を與へたり。而して其の商品の種類は穀物玉蜀黍、油種及麻、革皮、ポッターシユ、鐵、鉛、亞鉛、木材、茄菲、砂糖、容易に敗滅せざる原料品、菜種油、酒精、剛毛、煙草、麻布、綿絲布等の諸品なりとす。

然るに帝國銀行が此等の商品に對して貸出を爲すや、倉庫證券の裏書を以てせざるは勿論、倉庫證券を自己の名に書換えて所有者たるの權利を得るの形式をも取らず、全く倉庫證券を用ゐずして直接貨物を管理するの任に當る。抑も此の如きに至れる理由を考ふるに

- (一) 獨國民事訴訟法の規程によれば(八〇三—八〇四條)貨物に強制執行を加へたる場合に、爲に生ずる質権は其の他一切の質権優先権に先づの效力を有するにより倉庫證券を以てする債権は必ずしも第一位のものにあらざるより以て質権の安全を保証するに適せず。
- (二) 獨國新商法(四二四條)は倉庫證券に完全なる物權的效力を附與せり。雖も手形の場合に於けるが如き償還請求の權利を認めざるを以て、到底手形債權の如き對人信用的機能を有せず。
- (三) 若し帝國銀行が倉庫證券の擔保貸を爲すに當り之を自己の名義に書換ゆるが如き手数を採らんには爲に一般世人をして倉庫證券の價値を疑はしめ、其の買入を不安不便ならしむるを以て此方法も亦避くべき所とせらる。

事情如此なるを以て、帝國銀行は全然倉庫證券の讓受を認めず。商品擔保貸の請求者は其の商品の明細書を添えて借用を申告し、銀行は特に専門の評價人をして商品を検査したる上、相當と認むる金額を貸付し、同時に銀行は質入證書 (Pfandchein od. Empfangschein) 二通を作成し其の原本を質債務者に交付し、其の謄本を銀行に保存す。且擔保物件の監理上銀行は其の質物の存する倉庫に付鎖鑰の交付を受け、銀行の立合を待ちて倉庫を開閉するものとす。

質入證書は質物件の詳細及債權額、利子及期日等を明記し且適當の欄を設けて貨物の一部出入庫、債權額の増減等を記入するに便ならしむ。且銀行と債務者間に於ける權利義務の關係に付きては本證書の裏面に之を記載せり。今其の重なる條項を摘記するときは左の如し。

- (一) 債務者が債務及利息の支拂を滞りたるときは銀行は質物を賣却することを得。
- (二) 右の場合に銀行が質物の賣却を行はざるときは銀行は債權の期限を十五日宛先に遅延することを得。
- (三) 利息は全三個月分宛を支拂ふものとす。
- (四) 満期日に債務の辨濟を爲すも利息を免除することなし。
- (五) 銀行が質入證書に於て債權及質物に關する記載の事項を變更したるときは直に双方の爲有効也。
- (六) 質物に關する凡ての危険は債務者の負擔とす。
- (七) 質物倉置の場所は銀行の認許を受けざれば變更することを不得。
- (八) 質物が荷造場公私倉庫多數人の共同に係る倉庫に倉入しあるときは其の場合に應じ豫め定めたる規定に従て之を銀行に提供すべし。
- (九) 質物は其充分なる價格を填補するまで、火災保險に附すべし。而して其の保險證券は銀行に交付すべし。
- (十) 質物が銀行の内にあると外にあるとを問はず、倉置中重大なる過失無くして生じたる一切の損害に對し銀行は責任を有せず、又質物保存上必要なる行爲は荷主の任意にして銀行は之を妨ぐべからず。
- (十一) 銀行が貨物の運送、評價、検査、倉置、荷造、改装、分割其他貨物の爲必要な處分を爲したるに就き生じたる一切の失費は質債務者の負擔とす。
- (十二) 質物が相場下落又は品質の劣下により時價又は評價の六分の一を減するときは債務者は増擔保を差出すか、又は相當割合の債務辨濟を爲すを要す。

## 第五節 倉庫の價格機關的職能

## 第一款 倉庫の自然的價格調節作用

現代倉庫は又保管貨物の價格を維持し且之を調節するの機能を有するものなり。思ふに物價が物の需要供給に由り決定せらるゝことを待たざるところなるが、倉庫は現に需要無き貨物を需要なき時及所に貯藏して、之を需要ある時及所に致すものにして、之を換言すれば現に供給多き貨物を供給多き時及所に庫入して供給少き時及所に庫出するものと謂ふべく、制度の本質より見て、當然に貨物の需要供給を調和し、其の價格を調節するの作用を盡くすものなり。然るに倉庫は一面に於て信用機關なるが故に、貨主は容易に保管貨物質入の方法に依り、相當期間貨物を持耐ゆるを得るを以て、時に及んで右の需給調節作用は一層強力とならざるを得ず。概して市價低廉なるときは、貨物を質入して販賣を差控ひ、市價騰貴するに及んで、賣出を行ふこと、商工經營上の常則にして、市價低廉なるときに投賣を行ひ、市價騰貴するときに賣惜しむが如きは變則なり。蓋し自由競争行はるゝ限り、價格を不當に引下ぐるものあらば、直に他の買氣を促すべく價格を不當に引上ぐるものあらば既に前より持越されたる他の商品の賣却を誘ふべければなり。

而して市價の高低騰落如何に因り貨物の販賣を伸縮するが爲には、倉庫及倉庫信用の利用を興さざるべからず。斯かる倉庫及倉庫信用の利用は貨主たる商工業者に貨物發動を伸縮するの自由を與へ、自然の間に市場に於ける需給を調和し價格を調節するの結果を奏せしむべし。而かも倉庫の價格機關的職能とは夫れ實に此の如き意味を有するに過ぎざるものなるが、斯かる自然的調節作用には種々なる故障無き能はず。第一、之を自然に放任せんか、倉庫は貨物の生産過剰及輸入夥多を促すの傾向あるが如し。夫れ市價下落の兆を呈するに當り、毫も生産又は輸入を制限せず單に販賣を差控へて強て市價を維持せんか、貨物忽ち庫内に堆積して、生産過剰輸入夥多を招來するに至るが如しと雖も、生産及輸入の過剰は益々供給を増加して、市價の下落を甚だしからしめ、企業を不利ならしむる結果、次第に生産及輸入を制限するに至るべく、到底倉庫制度を以て斯かる經濟界の大勢を制する能はざるを以て、倉庫に於ける價格維持策が生産及輸入の過剰を招來すとの懸念の如きは一片の杞憂と謂はざるを得ず。思ふに倉庫の調節作用たる一時的効果を有するに過ぎず、恒久的効果を有するものに非ず。之れ倉庫が單に生産せられたる貨物に對してのみ影響を與へ得るに過ぎずして、未だ生産せられざる貨物の供給を制配し得る工業と大に其の趣を異にするが爲にして、後者に在りては時の需給關係如何に依り生産を加減し、供給を伸縮



し得るも、前者に在りては現に存在する需要と供給との間に立ちて、其の調節を全ふし得るのみなれば、現存の需給關係が當然に命ずる終局の市價關係を打破し、變更するを得ず。其の打破し變更し得る範圍は一時的のものたるに過ぎざるべし。唯農産物の供給は自然的に定まるあるを以て、生産的努力によりて其の需給を調節するを許さず、倉庫の調節力に依頼すること頗る多大なるものあるも、之とても來年又は來々年に於ける生産に對しては何等の支配力を有せざるものなり、從て倉庫及倉庫信用が貨物の生産過剰を促すとの非難の如きは誤れるものと謂ふべし。第二に倉庫及倉庫信用は投機を奨励すとの非難あり。思ふに倉庫證券の賣買が取引所の經營に缺くべからざること言を待たざるところなるが、斯くして倉庫證券は取引所技術を革新し、取引高を増加せしむるに至るものなれども、投機熱の浮沈起伏の如きは、他に存する種々なる原因に據るものにして、倉庫證券の如何ともする能はざるところのものなり。第三に倉庫及倉庫信用は、獨占を奨励すとの非難あり。倉庫が本質的に獨占性を有すること拒むべからざるの事實にして、特に之を倉庫經營者其の他の私人の專用に供するが爲、貨物の獨占を醸すに至りたること夙に歐米の經驗する所なれば、斯かる獨占的倉庫に對し特別の立法を要すること米國に於けるが如く、又倉庫證券の買占に依り一時的の獨占を企つる彼の「コーナール」に對しても、夫々監督を施すべきもの

なり。然れども獨占の起るや他に深大なる原因あり、單に之を倉庫の存在に歸するを得ざるものなり。故に倉庫及倉庫信用を可成自由に放任して、之に自然の市價調節的機能を盡くさしむるを期すべきなり。

## 第二款 倉庫と物價の人為的維持

以上は現代倉庫を通じて行はるゝ自由競争を基調とする市價調節に關する大體の説明にして、吾人は斯かる意味に於ける市價調節を所謂倉庫業即ち企業としての倉庫に期待し、而かも其の職能の重大なる所以を確信するものなりと雖も、近時社會は斯かる自然の作用に飽き足らず、所謂倉庫業以外に特殊の倉庫を設けて、専ら人為的に保管貨物の價格を維持し、調節するの運動を起しつゝあり、(一)獨占倉庫、(二)調節倉庫、(三)敎化的倉庫の如き皆然らざる無し。

獨占倉庫の民營は米國に於て穀物「トラスト」の掌中に歸せる穀物倉庫に於て其の著例を觀るところなるが、之れ一大系統を獨占せる鐵道業者と聯絡せる組織的大規模の倉庫網にして、沿線一帯の農産物の買入販賣を掌握せるものなれども、(近時農民倉庫の爲に蠶食せらる)本來或る一派の私益を目的とするものにして、社會的要求を裏切るものなれば、之に對する非難の聲高く、國家は寧ろ斯かる組織を制限すべきものなり。然るに穀物其の他の重要品の配給及價格を亂脈なる

自由經濟より獨立せしむる爲、國家自ら配給の任に當らんとするの運動あり。穀物專賣は其の著例にして、之が爲國家は倉庫を立て、一切の穀物を收容し、そが貯藏配給を全ふするの職務を盡くすものなれども、固より之れ倉庫の問題に非ずして、國の經濟組織及財政組織の根本に關する問題なるが、現代に於て斯かる組織は一般に承認せらるゝことなく、經濟財政の基本觀念を異にせる露國を除外すれば、國家が穀物倉庫を獨占せるの實例なし。曾て瑞西に於て戰時の穀物管理を戦後に繼續するの議起りしも、之れ穀物のみを切り離して考ふべからず。國全體の經濟組織の革命に關する問題たるの故を以て、反對するもの多く、遂に沙汰止みとなりぬ。本邦に於ても斯かる議論無きに非ざるも、實行不可能ならん。

(註) Fleischman-Getreide monopol in der Schweiz.

次に調節倉庫とは市場に於ける價格の景況如何に依り、或は之を入庫し、或は之を出庫するに よりて貨物の供給を調節し、以て市價の暴騰暴落を制し、その安定を維持するを目的とする倉庫制度を云ふ。所謂常平倉即ち之れなり。古來支那及日本に於て、米穀類の常平倉が行はれたるは米穀類が生活必需品なるに不拘、其の市價が激變して生産者并に消費者に大なる不利益を來すが爲なれども、亦往時交通開けず、市場狹溢なりし爲、取引高少量にして需給投合上支障少からざ

りしに依る。然るに今や交通開け、市場廣洪となり、需給を世界的に調節し得るに至りたるを以て、特に國內限りの調節を目的とする機關の必要無しと雖も、本邦に在りては、日本米の生産消費が日本國內に限定せらるゝ特種の事情あるに依り、之に付國內限りの調節策を必要とするの論頗る盛にして、遂に大正十年米穀法の制定となり、十四年の改正を経て、政府は米穀の需給并に價格を調節する爲、必要ありと認むるとき米穀の買入、賣渡、交換、加工又は貯藏を爲すことを得るに至れり(第一條)。爾來政府は二億萬圓に達する迄、米穀證券其の他の方法を以て借入金を爲して、米穀の賣買を爲しつゝあり。其の結果従前に於けるが如き米價の法外なる激變を見ざるに至れるの觀ありと雖も、戦後一般物價の動搖甚だしく、未だ米價の上下に就き、公平なる判断を下し得るの時期に達せず。今日迄の處農民に満足を與ふること無きと共に、一般消費者必ずしも其の利益を得ずるに至らざるものゝ如し。兎に角我が米穀市場を世界市場より閉鎖するが如き、日本獨特の政策にして、其の主義に於て時代逆行たるを免れず。而かも我が米穀經濟及食料品政策にからまる特種の事情なるものが、果して斯かる時代逆行を止むなからしむるものなるや識者の研究を要するところなりとす。

(註) 倉庫と米價の關係に就きては拙論「米價調節論」(市場組織論一六二乃至一九一頁)及「倉庫と米價」(農産物倉庫論第

次に教化的倉庫とは農民の共同に係る自治的倉庫にして、組合員の收穫物を共同保管に付するに當り、品位検定の上相當種別を行ひ以て農耕の改良を奨励し、荷造俵裝等の改良統一を計り、共同販賣を試み、中間商人を排して直接消費者に接するを期し、傍ら組合員の需要する農具肥料等の共同購入を爲し、以て穀物の品質聲價を高め、自然の間に市價の騰貴を計るを目的とする倉庫なりとす。本制度はもと南西獨逸の所産にして、其の産業組合と共に、偉大の發展を遂げたるものにして、營利的倉庫の埒外に立ちて、穀物價格調節上有力なる機能を有するものなり。大正六年の制定に係る我が農業倉庫は此精神を吸入したるものにして、農業倉庫の經營主體は産業組合、農會、農業の發達を目的とする公益法人并市町村及之に準すべきものにして、營利を目的とするを得ず。而して其の業務は左の如し。

- 一、農業者の生産せる穀物若しくは藪の保管并に地主の取得せる小作米の保管。
- 二、前記保管貨物所有權移轉後に於ける保管の繼續。
- 三、他の農業倉庫業者が寄託を受けたる貨物の保管。
- 四、前三項の保管に支障なき場合に限りする一般物品の保管。
- 五、受寄物の調製改装又は荷造。

六、受寄物の運送又は販賣の仲立。  
七、受寄物の運送又は販賣の取次。  
八、自己の作成したる農業倉庫證券を擔保として貸付を爲すこと。  
九、他の農業倉庫業者が擔保として受取りたる農業倉庫證券を擔保として貸付を爲すこと。  
農業倉庫は商法上の倉庫證券を發行するを得るのみならず、所得税、營業税を免除せらるゝの持典あり。且國庫及府縣の補助を受くるあるを以て、爾來顯著なる發達を遂ぐるに至れり。(大正六年

法律十五號農業倉庫法)

(註) 農業倉庫に關し拙著「農産物倉庫論」あり。農業倉庫改善策に就きては大正十四年十一月發行國民經濟雜誌所載拙論「本邦倉庫の職能に就て」を觀るべし。

## 第四章 倉庫寄託契約

### 第一節 倉庫寄託契約の意義

倉庫營業者の日常に於ける活動の範圍は種々の方面に互るべしと雖も、結局其の固有の業務は倉庫設備を利用して、依頼者より貨物の寄託を受け、且然るべき時に之を返還することに過ぎざるべく、而かも倉庫營業者が斯かる行爲を行ふに當りて、如何なる形式、如何なる方法を以てすべきやは、一に依頼者との約定により決すべきものにして所謂寄託契約又は寄託行爲なるもの、成立を見る次第なるが、商事上に於ける寄託契約は民事上に於ける寄託契約に比し、事情を異にする所少からず、之れ商業取引の要求上止むを得ざる結果にして、勢ひ特種の慣習を生じ、特種の法制を必要とするに至るべし。而して商事上の寄託契約中特に倉庫營業者の締結するところのもの、之を倉庫寄託契約(Lagergeschäft)と云ふ。抑も商法又は特別法が倉庫寄託契約に付き、規定を設くる所以の理由の一は倉庫事業が公益的性質を有する爲、其の公益を顧慮して之に制限を加ふるの必要あるに據るものにして、所謂倉庫の公益規定を生ずる次第なるが、而かも他の重大

なる理由は倉庫營業者と寄託者とが特別の契約を爲さざりしときに、従ふべき寄託行爲の標準を示すに在りて、此の如き目的を有する規定は當事者間の契約により自由に變更することを得べし(處分規定)。而して倉庫寄託契約の圓滿敏活を計らんとせば、善良なる商業慣習に待つこと少しとせずと雖も、而かも以上二方面に於ける法律規定の設置と改善とに待つことも亦大なりとす。我商法は倉庫契約の定義を與へずと雖も、要するに倉庫寄託契約とは倉庫營業者が營利の目的を以て寄託者の爲物品を倉庫に保管することを約する契約を謂ふ。今本契約を解説すれば左の如し。(註1)

(註1) Das regelmässige Lagergeschäft der öffentlichen Lagerhäuser ist jeder entgeltliche "Verwahrungvertrag," durch welchen sich der Unternehmer eines öffentlichen L. II. verpflichtet, fremde Waren in seinem L. II. aufzubewahren. (Adler—östr. I. II. R. S. 101)

Der Lagervertrag ist ein zwischen dem Einlagerer und Lagerhalter geschlossener Arbeitsvertrag, der zum Inhalte hat die gewerbmässige Übernahme von Gütern zum Lagerung und Aufbewahrung, verbunden mit den Verpflichtung, dieselben Güter oder solcher gleicher Art, Güte und Menge dem Einlagerer später zurückzuerstatten. (Scheffelin—Das Lagergeschäft S. 25)

Das Lagerhausgeschäft ist die gewerbmässige, entgeltliche Aufbewahrung fremder Sachen in grösseren Niederlagen und zwar in der Regel unter Ausstellung von Urkunden, welche die aufbewahrte Sache im Verkehr zu vertreten

## 第一 倉庫寄託契約は倉庫營業者と寄託者との契約なり

倉庫寄託契約の當事者の一方たる受寄者は必ず倉庫營業者ならざるべからずして、若し倉庫營業者以外の者が他人の爲に貨物を保管する場合に在りては、たとひ其の者が商人たりとも、之を倉庫寄託契約と稱することを得ず。例へば運送人が運送貨物を保管するが如き、旅店、飲食店、浴場、其他客の來集を目的とする場屋の主人が、客より寄託を受けたる貨物を保管する如き此類にして、是等は何れも倉庫營業に關する規定の適用を受くること無し。

所謂倉庫營業者とは他人の爲に物品を倉庫に保管するを業とする者を謂ふ(商三五七)。斯かる倉庫營業者は一人之に當るあり、數人之に當るあり、數人之に當る場合には組合組織を以てするあり、會社組織を以てするあり、凡て隨意なるのみならず、國家、市、町の如き公共團體にして之を營むも法の禁せざるところなりと雖も、斯業の經營には實業的手腕を要し、資本金又少額に非ざるを以て、實際に於ては株式會社組織を採る場合多數なりとす。

我國は倉庫營業の對策に付き、自由主義を採るを以て、之を營み、若くは之を營むの目的を以て、會社を設立することは何人にも隨意なりとす。而して當業者は商法上倉庫營業に關する規

程に服するのみならず、寄託行爲は商法二百六十四條第十號に該當する所謂相對的商行爲なるを以て、自己の名を以て之を業とする倉庫營業者は當然商人たり(商四)、從て商業登記、商號、商業帳簿に關する規定を守るべきは勿論、其他一般商法上の規定に服せざるべからず。

次に寄託者は倉庫寄託契約上倉庫營業者の相手方にして、其の自然人たり、法人たり、一人たり、數人たるは毫も法の制限せざるところたるのみならず、商人たるも、非商人たるも共に不可無しと雖も、經濟上の要求は商人又は生産者の如き企業者階級を目標となし、非企業家階級を目標とせず、故に當業者との契約關係の如きも一般商業社會の心理原則に従て制序するを至當となすべく、其の當業者との間に結べる契約は全然商法上の規定に服す(商三)。

寄託者は必ずしも貨物の所有者たるを要せず、貨物の處分權を託せられたる仲介商人、貨物の運送を託されたる運送人等が、本人の貨物を寄託し得るは論を待たず。されど實際上此等の場合に在りても、本人を以て寄託者となし、仲介者は單に本人の寄託の爲媒介の勞を取るのみにて、自ら寄託者となるが如きは本邦に於て其例無し。

## 第二 倉庫寄託契約上の保管行爲の目的は營利に在り

獨(商四一六)塊(倉一)の倉庫法が倉庫營業者の行爲を營利的(Gewerhmäßig od. Geschäftsmäßig)

となし本邦商法三百五十七條にも保管を業とするなる文字を用いたれば、倉庫營業の目的が營利即ち金錢上の利益を得るに在ること明なるところなりとす。されば倉庫營業者が此目的を達する爲、貨物保管の義務に對して、報酬即ち保管料を請求するは當然の成行と謂ふべく、商事上の寄託契約が有價的雙務契約の形式を採る次第なりと雖も、本來物の寄託は羅馬法以來無償主義を原則とし、歐洲各國の民法は多く此主義により、唯特約ある場合に限り報酬請求權を認むるに過ぎず。隨て有償寄託は例外たるに止まれども、商事上倉庫營業者の行ふ寄託行爲に斯かる民法上の主義を強ゆべからず、其の目的が營利に在る以上、寄託契約に於て保管料を明定するを常とするは勿論、縱令此の如き明約無き場合に在りても、行爲の結果當然保管料支拂に關する權義の發生を認むべきものたり、乃ち我商法二百七十四條に曰く、商人が其營業の範圍内に於て他人の爲に或る行爲を爲したるときは相當の報酬を請求することを得と、之に依れば報酬の特約を爲さざる倉庫營業者に於て、寄託の報酬を請求するの權利あるは明なる所なり（青木博士商行爲四版三〇六）。從て商法上に於ても、寄託契約に報酬の伴ふは其の契約ある時に限り、二百七十四條の所謂或る行爲なる文字は倉庫寄託を除外するものなりとなす論の如きは、正當ならざるべし（志田博士商行爲論第一版二三〇）。唯茲に注意すべきは、倉庫寄託契約は本來有償のものなりと雖も、其の特約なき場

合に於て倉庫營業者が報酬を請求せざるは隨意にして、之を請求せざればとて毫も契約の效力を失ふものに非ざるのみならず、當初より全然無報酬にて保管を引受くるの契約を爲すも亦有效たり。斯くして倉庫寄託契約の成立には法律上報酬を必要條件とせず、無價的片務寄託を成立せしむることを得べしと雖も、此の如きは寄託を業とする倉庫營業者の精神に反し、其の中心行爲たる倉庫寄託契約の趣旨に適せざるものなり。

鳥賀陽博士は倉庫保管契約が寄託の引受（商法二六四）として、營利的行爲なることを前提する故、本契約の定義中に「營利の目的を以て」なる文字を附加するは蛇足なりと言はるゝも（法學論叢第二卷第一號）、現代倉庫業は他の所に論ずる如く、之を利用することに依り金錢上の利益を獲得せんとする商工業者のみを相手方とするものにして、本質的に營利を目的とするの理由を有するものなり、且之を營利的に經營するに依りてのみ、能率を揚げ、商工業者に満足を得るところのものなり、然るに一面に於てその有する公益性獨占性の爲近來動もすれば之を非營利的に行はしむるの運動なきに非ざるも、之れ斯業の歴史經驗に脊くものなり。依りて予の如き本契約を論せんとするに當り經濟的立場を忘るゝ能はざるものは、特にその營利性を高調せざるを得ず。本件に關する法制を論ずるものも亦須く右の次第を念頭に置かざるべからず。

## 第三 倉庫寄託契約の目的物は物品たり

我民法六百五十七條が寄託契約を規定するに當り、或る物なる文字を用ゐて、寄託の目的物を獨り動産に限らず、不動産にも及ぼしたりと雖も、之れ獨逸(民六八八)其の他の諸國が獨り動産の寄託をのみ認むるの制度に反する立法たり。思ふに不動産の保管の如き本來保管の精神に戻るの觀あり、蓋し保管とは物に場所を供給し且注意を加ふるの行爲なるに、不動産たる土地の如きは場所其の物たり、然らば場所の爲に場所を供するとは抑も如何なる方法を以てすべきや、唯不動産の一たる家屋に對しては、場所を貸して之を保管すること爲し難きに非ざるべしと雖も、元來家屋の保管の如きは之と同時に家屋の管理を伴ふものなれば、此等は之を寄託と云はんよりは委任に讓るべきものたり。

次に商法(三五七)には物品なる文字を用ふるも、之れ果して不動産を含むものなる乎、判然せずと雖も、之を倉庫營業の性質より察するに、不動産を取扱はざるは明なり。何となれば不動産は倉庫なる場屋に容收するを得ざればなり。又之を經濟的倉庫の發達に見るも、所謂大量保管に適する動産を目的とする所以を知るべし。然らば如何なる動産を取扱ふやと云ふに、之れ既に第一章第一節に述べたる所なるを以て略す。

## 第四 倉庫寄託契約上の保管は倉庫を以てするに在り

之れ又既に第一章第一節に述べたる所なり。

## 第五 倉庫寄託契約は踐成契約なり

倉庫寄託契約は寄託契約の一種なるを以て、之に伴ふ性質を具ふ、所謂踐成契約(Baillkontrakt)は其の成立に物の引渡を要する契約にして、寄託は羅馬法以來其の一に數へられ單に寄託を爲すの約束は未だ寄託契約を成立せしむるに足らず、物の引渡を爲して始めて成立するを得(民六五七)、瑞西債務法の如き之を諾成契約(Konsensual Kontrakt)となせるも他に類例無しと云ふ。

本來ならば寄託に關する當事者間の意思の合致と貨物の引渡とが同時に起るべき筈なれども、往々にして二者其の時を異にすることあり、而して後者が前者に後るゝときは當初寄託の成立無きは既に言ふ所の如しと雖も、既に意思の合致ありたるときは以て法律上効果を生ずべし、即ち之れ寄託の豫約(Vorvertrag)と見るべきなり、斯かる豫約は主たる契約の成立に付き、當事者を拘束するは勿論にして、之ありたるに不拘、寄託者が貨物を引渡さるるか、倉庫營業者が正當の理由無くして、保管を拒絶するときは、各一方は互に之より生ずる損害を賠償すべきものたり。但し倉庫營業者は寄託者に對して、貨物の引渡を請求することを得ず、唯損害賠償を請求し得る

に過ぎず、何となれば貨物返還の請求は寄託者に於て何時にても行ひ得る特権なればなり（民六六一）。

（註）鳥賀陽博士は倉庫保管契約は貨物の庫置なる事を基本とする契約にして、之に基き生ずる信用、賣買等各般の經濟的利益を目的とする一種特別の契約なれば保管の豫約の如き有り得べからずとの意見を有せらる。保管契約に伴ふ各般の經濟的利益を高調せらるゝところ予の大に共鳴するところなり。唯現代の倉庫寄託契約を以てして斯かる經濟的利益の交付を全ふし能はざるか、予の疑ふところなり。

## 第二節 倉庫寄託契約の物權的效力

### 第一款 保管貨物の占有權

#### 第一 倉庫營業者の占有權

占有とは人が或る物を現實の力を以て所持するの狀態若くは事實を云ふ、而して此狀態を保護する爲、法律が占有者に與ふる權能を指して占有權と云ふ。思ふに人が物を占有する目的に三種あり、其の一は之により自己の利益を計ること、其の二は之により或る他人の利益を計ること、其の三は之により自己の利益を計ると同時に、或る他人の利益を計ることとなり。民法第八十

條によれば占有權は自己の爲にする意思を以て物を所持するによりて、之を取得するものなるを以て、本條に所謂占有は自己の利益を目的とする右第一種の占有に屬す。而して其の利益たる其の所持するところの物に附隨するものにして、其の物の所有權に關するものを以て第一とすべし。然るに物に附隨する利益は所有權に關するものに限らずして、其の上に設定されたる質權、留置權、先取特權、賃借權、地上權、抵當權（不動産占有に關係す）等種々なる權利に關するを以て、此等の權利者は夫々其の物に關する自己の利益を計るが爲に、物の所持を行ふべく、從て夫々獨立の占有者たるを得べしと雖も、彼等は本來物の所有權者に非ざるを以て、彼等にして右の如く物を占有するの故を以て、他に存在する所有者の占有權を消滅せしむるときは、所有者は時効占有の訴其の他の點に付き法定の利益を失ふに至るべきを以て、此等現實の占有者をして自己の占有の特種の權利に伴ふ占有權を行はしむると同時に、一面所有者の代理人として此所有者なる他人の爲に占有を行ひ、其の占有の効果を本人たる所有者に及ぼさしむるを要す。民法百八十五條は即ち此精神に基ける現定にして吾人の所謂第三種の占有なりとす。（梅博士の所謂第二種の容假の占有）民法は又百八十一條を以て純然たる代理占有を認めたり。（梅博士の所謂第一種の容假の占有）即ち或る人が代理人をして貨物を占有せしむるものにして、現實の占有者たる代理人は全



く本人の利益の爲に物を所持するものとす、受託者、運送人が委託者の貨物を所持するは此種の占有を行ふものとす。而して倉庫營業者の保管貨物を占有するは當然此代理占有に屬す。從て彼が占有に關する權利の主張、從て生ずる占有の訴を起さんとせば自己の名を以て獨立して爲すを得ず、本人の名を以て代理人として爲すに過ぎざるべし、然るに獨逸に在りては物の保管者は一時の占有の權利及び義務を有するの關係を認められ、(獨民八六八 *einem andern gegenüber auf Zeit zum Besitz berechtigt od. verpflichtet*) 且直接占有者として獨立なる占有權を有す。(獨民八五四)

## 第二 占有權の保護

倉庫營業者が受寄物を占有するは一の代理占有を行ふものなれども、寄託者が返還期日に於て其の貨物に付き生じたる保管料經費其他の立替金を支拂はざるときは之が支拂を受くる迄は倉庫營業者に於て此貨物を留置することを得べく、(民二九五) 此場合に倉庫營業者は留置權者として自己の利益の爲に獨立なる占有權を受寄物の上に行ふを得べし。斯くして倉庫營業者の占有たる或は代理占有たり、或は獨立占有たる場合ありと雖も、何れにもせよ、占有者として法律上占有權の保護を受くるを得べし。

夫れ物の占有を行はんとせば、占有者の現實の力を完全に物の上に及ぼすことを要す。故に占

有者がその正當なる占有權を行ふが爲、占有に妨害を加ふる他人に對して、之を排除し、之に抵抗するの目的を以て、人間として出來る限りの力を振ふことあらば、之を正當の行爲と認むべきものなり。例へば獨逸民法八百五十九條は物の占有者に對し次の如き權利を認めたり。

- (一) 占有者は腕力を以て禁止せられたる私力 (*Verbotene Eigenmacht*) を防禦するを得、
- (二) 占有者の動産が禁止せられたる私力に因り奪はれたるときは、占有者は現行の際に逮捕したる者、若くは追躡したる私力者より、腕力を以て此動産を廻收することを得、

所謂禁止せられたる私力とは、占有者の意思に反し、其の占有を侵奪し、又は之を妨害する不法行爲を謂ふ(獨民八五八)。本邦には斯くの如き規定無しと雖も、占有者が占有の侵害者に對して、腕力を用て、防禦の策を講ずるの正當なるは言を要せざる所にして、其の結果侵害者を殺傷するに至るも止むなき所とす(刑法二六〇)。而かも腕力を以てして、到底目的を達すること能はざるときは公力によるの外無し。而して此點に付本邦制度の認むる所左の如し。

- (一) 占有保持の訴、 占有者が其の占有を妨害せられたるときは占有保持の訴により其の妨害の停止及損害賠償を請求することを得(民一九八獨民八六二)。
- (二) 占有保全の訴、 占有者が其の占有を妨害せらるゝ虞あるときは占有保全の訴により妨害の

豫防又は損害賠償の擔保を請求することを得(民一九九獨民八六二)。

(三)占有回復の訴、占有者が其の占有を奪はれたるときは占有回復の訴により其物の返還及損害の賠償を請求することを得(民二〇〇獨民八六一)。

倉庫營業者は保管貨物の占有者として當然右の如き保護を受くるものとす。

### 第三 寄託者の占有權

寄託者が貨物の保管を倉庫營業者に委ねるに當りては、當然其の占有を倉庫營業者に移轉せざるを得ず(民六五七)、而して若し此移轉と同時に貨物に對する寄託者の占有權が消滅するものとせば、寄託者は貨物の所有權、處分權等に付充分の利益を獲得し得ざるに至らん、殊に時效に關する利益を奪はるべきを以て、寄託者が寄託の爲、一時物の現實なる所持を失ふも、尙引續き占有權を享有するを得せしむること、其の當然の利益を保護する所以なるべし。我法制によれば寄託者は契約の性質上倉庫營業者をして、寄託物に付き民法百八十一條の代理占有を行はしむるものと解すべく、それが本人として占有權に關する利益を享受するを得べしと雖も、占有に關する行爲は凡て倉庫營業者なる代理人に委任せられあるを以て、占有の訴の如きも、之を通じて爲すの外無く獨立して之を爲し得るやは疑問なりとす。然るに獨逸に在りて所謂間接占有(Mittelbarer Besitz)

獨民八六八)の制度を認め、物の保管者が他人の爲に占有を爲すの權利を有し、又は義務を負ふときは其の他人も亦占有者となす。從て占有者(倉庫の如き)に對し、禁止せられたる私力を加へて占有を妨害するものあるときは、寄託者は腦力を用て之を防止するの權能を有せずと雖も間接占有者として獨立して占有の訴を起すの權能を有す(獨民八六九)。本邦に在りては間接占有に付き明規無きを以て、寄託者が獨立して占有の訴を起し得るやの疑問なるは上述の如しと雖も民法百九十七條に所謂占有者なる文字を以て、代理占有の本人を包含するものと解するを得ば、寄託者は獨立の訴權を行ふことを得べし。

### 第四 占有權の移轉

保管貨物の占有權は之を他人に移轉することを得べし。而して其の方法に種々あり。思ふに倉庫營業者の占有は寄託者の占有權を代理行使するに過ぎずして、獨制の如く直接占有として、獨立の占有權を認めらるゝものに非ざれば、倉庫營業者が保管貨物を第三者に引渡すことあるも、爲に第三者は獨立なる占有權を得るを得ず、單に寄託者なる本人の爲に占有權の代理行使を爲すの權能を得るに過ぎず、例へば民法六百五十八條により、倉庫營業者なる受寄者が寄託者の承認を得て、第三者をして受寄物を保管せしむるときは、百五條及百七條の複代理に關する規定に隨

ひ、第三者は復代理人として、本人及一般第三者に對しては倉庫營業者同様の權利義務を有す、故に彼は受寄物の占有權を代理行使するの權利を受くべしと雖も、本來の占有權に關しては毫も變化無し、獨逸民法上に於ては此場合直接占有の移轉を生ず。

次に寄託者の占有を見るに、本來占有權の讓渡は占有物の引渡によりて、之を爲すを原則とすと雖も(民一八二)、寄託者の如く、倉庫營業者をして占有を爲さしむる場合に在りては、占有權の讓渡に一々貨物の引渡を要するが如きは不便尠からず、依りて貨物は其儘に放任し、唯寄託者が占有移轉の意思を表示することにより、其目的を達せしむるを便とす、而して意思表示の方式に二種あり。

(一)は我民法の主義にして、寄託者たる本人が代理人たる倉庫營業者に對し、爾後第三者の爲に其物を占有すべき旨を命じ、第三者之を承諾したるときは、第三者之を取得す(一八四)、(二)は獨逸民法の主義にして、間接占有者たる寄託者は、物の引渡請求權を他人に讓渡すことによりて間接占有を讓渡すことを得るものとす(獨民八七〇)、獨逸の主義は頗る簡單にして實際に適す、尤も實際上に在りては占有權移轉は倉庫證券の使用により著しく簡便となるべし。

### 第二款 保管貨物の所有權

保管貨物の所有權は寄託行爲により如何なる影響を蒙むるやと謂ふに、寄託契約の種類により異なる。即ち固有の寄託契約に在りては、受寄物の所有權は依然其の所有者に歸して、何等の變化を被むること無しと雖も、(寄託者は通例所有者たり)混合保管の行はるゝに際しては少しく異りたる關係を生ず。混合保管に二種あり、其の第一種は寄託者が自己の受寄物件を之と種類品質を同する他の寄託者の受寄物件と混合し得ることを承諾して、倉庫營業者に寄託し、後日返還を受くるに當りては、其の混合物件中より前に寄託したると同一の數量を以てする所のものたり(集合保管)、此の如き方法により寄託するときは、其の混合されたる貨物に對する寄託者の關係は共有となるものにして、各寄託者は自己固有の受寄物に對する所有權を失ひ、新に混合されたる物件全體の共有者となるものとす(第三章第一節第五款參照)。

混合保管の第二種たる準消費貸借保管に在りては、受寄者に於て其の預りたる貨物を消費することを得べく、後日之を返還する際に、同一の種類品質を有する他の貨物を以てすれば足る。此の如き保管に付きては民法六百六十六條は消費貸借に關する規定を準用す。故に受寄物の所有權は寄託と同時に倉庫營業者に移轉するものとす。

### 第三款 保管貨物に關する留置權及先取特權

倉庫營業者の保管貨物に對する留置權及先取特權に付ては倉庫寄託上特別の效果を生ずること無く、唯一般民事及商事上の關係により支配せらるゝのみ、先づ之を留置權より見るに、倉庫營業者が寄託者に對して、債權を有する場合に其の債權が辨濟期にあるときは左の如き留置權を得るものとす。

**第一** 商人たる寄託者との間に於て、雙方の爲に商行爲たる行爲により、債權を生ずるに至りたるときは、其の債權が受寄物に關して生じたと否とを問はず倉庫營業者は其上に留置權を行ふべし(商二八四)。

保管料は勿論、例へば倉庫營業者が商人たる寄託者より約束手形を受取りたる場合に、其の支拂を受けざる時は、受寄物を留置することを得。

**第二** 其の債權が商行爲に基因せざるも受寄物に關して生じたるものなるときは又同様なり(民二九五)。

寄託の結果倉庫營業者が保管貨物に付き、寄託者に對し保管料其他受寄物保存に關する費用を請求する場合に、此等は受寄物出庫の際支拂を請求し得るところなるを以て(商三七七)、出庫に際し寄託者にして支拂はざるときは、之が支拂を受くるまで、受寄物留置の權を生ずべし。而し

て商法第三百七十七條の立替金に就き、留置權を生ずるやと謂ふに、其の立替金が貨物に關して生じたる者なる時は之を生ずるも、否らざる時は寄託者が商人にして其の原因が商行爲ならざる限り之を生ぜず。

次に先取特權に就て之を見るに

**第三** 倉庫營業者が保管貨物の保存に必要な費用を出したるときは、所謂動産保存の費用として特定の受寄物件上に他の債權者に先んじ辨濟を受くるの權を有す(民三一一)。

**第四** 受寄物競賣に付せられたるときは、倉庫營業者は其の代金中より競賣に關する費用、受寄物に課すべき租税、保管料其他保管に關する費用及立替金に付、先取特權を取得するものとす(商二七〇)。

獨(商四二二)及塊(倉庫法二八)の倉庫法は、倉庫營業者の質權を定めたり。前者は保管の費用に付き、後者は保管の費用に加ふるに、寄託者に對する普通の債權に付き受寄物に對して之を行ふの定めなりとす。前者が質權の範圍を縮少したるは實際上の必要を考慮したると同時に、倉庫證券の流通妨害を慮りたるが爲にして、保管費用以外の債權に對しては留置權を認めたるに過ぎず、我國に於ては質權の規定を設けざるが、倉庫營業者の利益を重んずるときは之を設くるを可

## 第二節 倉庫寄託契約の債權的效力

### 第一款 倉庫營業者の義務

#### 第一 保管貨物引取の義務

佛、以、埃等諸國の法制によれば倉庫營業者は倉庫設備を一般世人に公開し、正當なる理由無くば寄託の申込を拒絶することを得ずと雖も、本邦及獨逸に在りては倉庫營業者に對して斯くの如き保管の強制を命ずること無し、されど倉庫營業者が一旦寄託の申込を承諾して、寄託の豫約を生ずるときは、一定の時に於て保管の爲貨物を引取るの義務を生ず。

寄託者が保管貨物を倉庫營業者に引渡すは、寄託の申込と同時にあり、異時なるあり、其の同時なるときは即時に寄託契約の成立を見るべしと雖も、異時なるときは貨物の引渡が契約に先んずること稀れにして、後るゝを常とすべし、斯かる場合に於ては、其の契約は寄託の豫約たるに過ぎず、之れ寄託の踐成契約なる當然の結果なるが、此豫約に於て貨物を引渡すべき期日を定むるを可とすべく、通例歴日により之を定むべしと雖も、實際上鐵道、海運と倉庫との聯絡の都

合上、貨物は豫定の期日に到着せず、多少の前後を生ずることあるべしと雖も、倉庫營業者は斯かる前後の故を以て之が引取を拒むことを得ず、何となれば既に寄託の豫約にして成立せんか、倉庫營業者は之が拘束を蒙り、縦令保管の期間を定めざるも少くとも法定期間たる六ヶ月間は之が保管に任ずるの覺悟を要すべく、貨物の到着に多少の遅延を生じたりとて、契約上の義務を免除せしむるの理由なければなり。唯止むことを得ざる場合には縦令一旦貨物を引取りたる後に於てすら、其の返還を爲すを得るが故に(商三七八)、未だ引取らざる前に於て之を拒絶し得ること論を待たず。

然れども寄託者にして寄託を約せる貨物の引渡を遅延せんか、倉庫營業者は爲に迷惑を蒙むべく、遅滞にして延長せんか、益此迷惑を甚だしからしむるを以て、斯かる場合に於て倉庫營業者が其の受くるところの損害を輕減し、若くは其の受けたる損害を回復せしむるの道を講ずべきは當然のことにして、其の方法は寄託者の遅滞の責任を問ふに在り。

寄託者が受寄物の引渡を遅延するは、寄託契約上の權利者として、保管義務の提供に對する權利の行使を怠るものたり、されば之が爲自ら損害を蒙むるときは當然そが負擔に任すべきは勿論なるが、之が爲保管義務者たる倉庫營業者に損害を蒙らしめたるときは之を如何にすべきや、

獨逸に在りては(獨民三〇四、獨商四二〇)當然之が賠償の責に任すべき旨を定めたりと雖も、本邦に在りては此の如き規定無し。唯民法四百十三條の規定により、寄託者は債權者としての遲滞の責を負ふべきのみ、即ち債務者たる倉庫營業者は斯かる不履行に因り生ずべき一切の責任を免れ、寄託者は損害賠償を請求し、契約を解除するが如き權利を失ふべしと雖も、爲に倉庫營業者の蒙むれる損害を賠償するに及ばざるべしと解せらる。而して之れ法の不備と云ふべし。

然るに獨逸に在りては、斯かる損害に對し寄託者其の責に任せざるべからず。例へば倉庫營業者が貨物收容の準備の爲に、特に他人より倉庫を賃借したるとき支拂ふべき賃借料の如き其の例たり、然れども此種損害の程度は實際引渡の遲延より生じたる損害に止まり、保管料の見込高を請求することを得ず、何となれば保管料は契約成立の後に生ずるものなればなり。(註一)

(註一) Scheitlich—Das Lagergeschäft S. 65, 105.

次に寄託者より保管貨物の引取を請求するも、倉庫營業者に於て之が引受を拒み、又は之を遲延するときは如何、茲に於て保管義務者たる倉庫營業者は遲滞の責に任せざるべからず、即ち

(一)倉庫營業者は寄託者に對し遲延の爲に損害を蒙むらしめたるときは之を賠償せざるべからず(民四一五、獨民二八〇)。

(二)寄託者は契約を解除することを得べし(民五四一、五四二)。

## 第二 保管の義務

倉庫營業者は寄託者より貨物を引取りて後日之を返還するまで、之を倉庫に保管するの義務を負ふ。而して之れ倉庫營業者の義務中最も重大なるものにして、特に注意を要するは(一)保管すべき人、(二)保管の方法、(三)保管の期間、(四)保管の注意等なりとす。以下順次述ぶる所あらんとす。

先づ保管すべき人に付き之を觀るに寄託契約の締結は寄託者が受寄者の人格及其の設備を信認するによりて生ずるものなり。隨て倉庫寄託契約上、當事者の一方は當然一定の倉庫營業者にして猥りに他人をして代理せしむべき性質のものに非ず。されば實際上設備其の他の必要より甲なる倉庫營業者が、乙なる倉庫營業者をして保管を代理せしむるが如き場合には、特約無き限り、其の都度寄託者の承諾を要するものとす(民六五八)。而して此場合第三倉庫營業者の寄託者に對する關係は複代理人の本人に對する關係に等しきを以て、民法百〇五條の適用を受け(民六五八の二項)倉庫營業者は第三倉庫營業者の選任及監督に付き本人に對して責任を有す、又其の選任が本人の指名に従ひたるものなるときに於ても、倉庫營業者にして其の第三倉庫營業者の不適任

又は不誠實なることを知りたるときは之を寄託者に通知するか、若くは之を解任すべし、若し之を怠りたるときは之により生ずる損害に付責任を負はざるべからず。而して第三倉庫營業者は本人及一般第三者に對して倉庫營業者と同一の權利義務を有するものとす(民一〇七の二項)。

次に保管の方法に就て之を見るに、我法制上何等の規定無きを以て、通例之を受寄者たる倉庫營業者の管理力に一任すべしと雖も、特に寄託者との契約により保管方法を協定するは自由たるべし。又寄託者にして保存上必要と認むるときは自ら適當なる保管の方法を講じ、又は倉庫營業者に相當の指圖を爲すを得べし(商三七五)。而して當事者が契約により保管の方法を定めたる場合に於ても、外界の危険其の他の事情によりて之を變更するの必要あるべし、獨逸民法は此場合を規定して曰く、受寄者は寄託者が其の時の事情を知りたるときは、合意上の保管方法の變更を承諾すべかりしことが事情に依り認めらるゝときは、合意上の保管方法を變更することを得、又受寄者は變更の前に寄託者に通知を爲し、且遲滞の爲に危害を生ずるの恐あらざる場合に於ては寄託者の決定を受くることを要すと(獨民六九二)。本邦に於ては此點に付何等の規定無きも、倉庫營業者は善良なる管理人の注意上之を必要と信する場合に、臨機の處分を講ずべきは當然の事とす。

次に保管期間は契約を以て定むるも、若し之を定めざるときは、倉庫營業者は少くとも六ヶ月間は保管の義務を有す(商三七八)。獨逸に在りては三ヶ月の定めなるが商業取引の繁盛となるに従て、此の如き強制的期間の短縮を必要とするは當然と云ふべし。何となれば實際に於て保管貨物は平均三ヶ月を以て轉換すればなり。

更に倉庫營業者の保管に要する注意の程度如何と云ふに、商法三百五十三條の規定上所謂善良なる管理者の注意を以てすべし、之れ民法六百五十九條の無報酬保管に對して用ふべき自己の財産に於けると同一の注意に相對すべき、深刻なる注意の程度を示したるものなるが、其の程度は果して如何なる標準を以て之を定むべきや、法律上に明規無し。思ふに善良なる管理者とは、獨逸商法上(三九〇)の秩序ある商人の注意(Sorgfalt eines ordentlichen Kaufmanns)に該當するものと云ふべく(民六九〇) Diejenige Sorgfalt welche man in seinen eigenen Angelegenheiten zu beobachten pflegtに相對す)、シエテリツヒ氏は此點に付き下の如く解説せり。

注意の範圍は常に同一ならず、業務上規模の大小、貨物の種類等によりて、個々に決定すべし、其の程度の正否は一に裁判官の認定に任するの外無し、然りと雖も一般的性質を有する一定の義務は自ら標準無きに非ず、即ち貨物の性質に従て、適當なる保管方法を施し、善良にし

て非難無き状態に置かざるべからず、倉庫及び附屬の設備は常に風通及清潔法により、秩序あり使用に耐ゆるが如くなさざるべからず、特に倉庫は其の地位及建築は申すに及ばず、其の全き設備が天候、火災、水害、寒熱の如き危険に對して充分なる安全を供するを要す。若し其の場所が此の如き要求を満たすに足らざるときは、之を他に移轉すべきものたり。又倉庫の管理は適當なる使用人により、恒久的且確實なるを要し、其の鎖鑰に充分の取締を要す。又第三者をして倉庫に出入せしむるが如きは、通常之を差止むべく、貨物の性質が自餘の商品を汚損するが如き場合には、之を隔離すべし。而して商品の保存上特別の労働者を備ふが如きは、寄託者の任意にして倉庫營業者の關係すべき所に非ず云々。

以上の如き善良なる管理者の注意は、倉庫營業者の保管義務に付き當然用ふべき所なりと雖も商法三百五十三條の如く無報酬にて保管を引受けたる場合にも、尙斯くの如き深刻なる注意の義務を課するは酷に失せざるか、獨逸に在りては此點に付き全く異なる規定を設く、即ち通常商人が他人の物に對して用ふべきは秩序ある商人としての注意なりと雖も、無報酬にて爲す場合には自己の事件に對して用ふる注意にて足るものとす(獨商三四七の二、獨民六九〇)。

### 第三 損害賠償の義務

商法三百七十六條は倉庫營業者の保管貨物損害に關する賠償責任を規定せり、曰く倉庫營業者は自己又は其使用人が受託物の保管に關し注意を怠らざりしことを證明するに非れば、其滅失又は毀損に付き損害賠償の責を免るゝことを得ずと、即ち倉庫營業者は保管貨物に對し善良なる管理者として當然の注意を怠りたるが爲、生せしめたる損害を賠償せざるべからずして、此義務を免れんとせば其の損害の發生に關し善良なる管理者の注意を怠らざりしことを證明せざるべからず。而して注意の怠慢たる(一)倉庫營業者の故意(Colpa)に出づるあり、(二)重大なる過失(Culpa lata)に出づるあり、(三)普通の輕過失(Culpa levis)に出づるあり、何れの場合に於ても之が責任を免ることを得ざるものとす。獨逸に在りても倉庫營業者は通例右三種の原因に基く損害の責に任ずと雖も(獨商三九〇)、寄託者が貨物の返還に際し引取を遅延したる場合には輕過失の責を免れ、倉庫營業者が無報酬にて保管するときも又同様にして、單に故意及重過失の責を有するに過ぎず(獨民三〇〇、六九〇、二七七)。然るに本邦の倉庫營業者は無報酬にて保管する場合にありても輕過失の責任を免ることを得ざるべし(商三五三)。

されど三百七十六條は強行規定に非ずと解せらるゝが故に、實際に於て特約を以て責任の輕減を企圖することを得べし、例へば舉證の責任を寄託者(及證券所持人)に轉嫁し、或は寄託者の申



込により、倉庫營業者に於て貨物を火災保險に付せざりし場合に輕過失の責を免るが如し。標準約條二及三)抑も責任免除に關する契約の效力に付きては、各國法制一致せず、獨逸の如きは民法二百七十六條二項に依り、故意に基く責任は豫め債務者に於て之を免除するの契約を爲すを得ざるの規定を設くるも、其他の過失(重輕共)に基く責任の免除は自由契約に一任するの有様なるが、羅馬法以來の原則は故意及重過失に基く責任は契約により免除するを許さず。故に我國に於ても同様の法理行はれ、故意及重過失により生じたる損害の責任は特約を以て除外することを得ず。唯輕過失の責任及損害舉證の轉嫁に就ては特約を以て變更することを得べし(明治四十四年七月六日函館控訴院判決)。

貨物固有の原因より生ずる損害及不可抗力より生ずる損害は通例善良なる管理者の注意を以てして防禦すべからざる事に屬す。されば貨物の損害に付き此等の原因を舉證するときは、當然倉庫營業者は賠償責任を免るべしと雖も、法文を直解するときは此等の場合に於ても、尙之に際し善良なる管理者の注意を施したる事證を舉げざるべからず。故に倉庫營業者は特約を以て豫め一定事項を舉げて、全然免責の證となすものとす。即ち氣候の變遷、防疫、鼠喰、蟲入、貨物の性質若くは瑕疵、荷造の不完全又は抗拒すべからざる災厄の如き皆然り、されど實際に於ては裁判

官の判定を待つを要する場合を生ずること多からん(標準約條の一)。

倉庫營業者の責任に就きては極めて嚴格なる規定を設くる國あり、況(商四三七)露(商七七九)奧(倉一四)の如き之にして、何れも責任規定を強行法として、特約輕減を認めず。且免責事項を法文中に列舉し、損害之に因りたることを證明せしめ、若くは個々の場合に付善良なる管理者の注意を施したることを舉證せしむるの定めなりとす。獨逸に在りては上述の如き責任規定を任意法となしたるのみならず、損害に際しても、逐一嚴格なる舉證を要せず、倉庫營業者として通例行ひ居る道程を示せば他は凡て裁判官に任ずるの合理的なるを説くもの多し(Lahmann Ring, Schellich, 等)。

#### 第四 保管貨物の點檢及見本抽出の要求に應ずるの義務

商法三百七十五條によれば寄託者又は預證券の所持人は、營業時間内何時にても、倉庫營業者に對して、寄託物の點檢若くは其見本の抽出を求め、又は其保存に必要な處分を爲すことを得(獨商四一八)。思ふに保管貨物の賣買質入を敏活ならしめんとせば取引の都度買主又は質權者をして實物又は見本に付き閱覽檢討せしめ、以て後日の紛疑を豫防するを可とす。之れ即ち寄託者又は預證券所持人に對し點檢及見本抽出の爲、倉庫の出入を許容する所以なるが、更に一步を進

めて寄託者の取引の相手方たる買主又は質権者たらんとする者の點檢出入を許容するを便とすべし。又貨物の性質により保存上特別の處分を必要とする場合あるべし。倉庫營業者は保管の義務を有するも、注意の程度に限度あれば、到底之に特別の處分を期待すべからず、又保存方法に付き寄託者と倉庫營業者と意見を異にすることあるべく、結局寄託者をして自由に其の寄託物件の保存に必要な處分を爲すことを得せしむるの必要あり、然れども當業者以外の人を自由に倉庫に入らしむるときは倉庫經營の運行を妨害し、又商品に關する商人の祕密を漏洩するの恐あり、故に寄託者にして倉庫に出入せんとせば種々の制限を受く、

- (一) 先づ倉庫の營業時間中に於てするを要し、法の解釋上
- (二) 倉庫の秩序を害せざること特に營業規則を守ること
- (三) 倉庫又は第三者に損害を及ぼさざること

を要するは言を待たず、曾てマンハイムの商業會議所は寄託者の倉庫出入權を廢止し、其の代り倉庫營業者をして寄託者の命令に従ひ、必要の處分を爲すことを得せしむるの規定に改むべきことを主張したるも、之れ却つて實際の便宜を傷ふべし。

#### 第五 貨物返還の義務

保管期間の定あるときは満期に於て寄託者より貨物の返還を請求し得るは勿論の事なるが、本來寄託は寄託者の利益を重んずるの精神に基くものなるが故に、満期以前と雖も、寄託者の請求あるときは、倉庫營業者に於て之に應ぜざるべからず(民六六二)、されば保管期間の定無き場合に於て、寄託者の請求次第、何時にても返還するの義務あるは當然のこととす。而して倉庫寄託のものたる、所謂催告債務 (Holschuld) にして、持參債務 (Bringschuld) に非ざれば、返還義務の履行は倉庫の所在場所に於て之を爲すべく、寄託物を寄託者の住所に送り届くるを要せず。隨て寄託者の返還請求を待ちて履行の義務を生ずるものなるが、保管期間の定め無き場合の請求に對し履行を遅延するときは、請求を受けたる日より遲滞の責任を生ずべしと雖も(民四一二の三項)、保管期間の定あるときは満期の日より遲滞の責任に付せられるを以て(民四一二の一項)、倉庫營業者は満期に於て返還の提供を寄託者に通知するの要あるべし。然れども倉庫證券を發行したるときは商法二百七十九條の結果所持人の請求なき限り、保管満期となるも遲滞の責に任せず、催告債務の特徴を一層明にすべし。

寄託物の返還は保管料の負擔と如何なる關係ありやは、之を保管料の權利を説明する際に譲るべし。

第六 倉庫證券發行の義務

倉庫營業者は寄託者の請求により受託物の預證券及質入證券若しくは倉荷證券を發行交付するの義務を有す(商三五八、三三三の二)。(註二)

(註二) 倉庫證券は因求證券なり獨逸にては貨物引換證は合意に因りて交付すべしと運送人之を交付するを欲せざるべきは交付せざるも可し然れども倉庫證券は寄託者の請求あれば必ず交付し請求なければ交付せざるも可し(松波商行為論一〇四九頁)

以上は本邦倉庫營業者の義務の概説なるが、此他獨逸に在りては次の如き義務を定めたり。

(一) 保管貨物の引受に際し之を検査するの義務

倉庫營業者は問屋及運送取扱業者同様、貨物が第三者(通例運送取扱人)の手を経て保管に付せらるるときは其の引取に際し、品質及形狀に付き精細に注意し、且検査するを要す(獨商四一七、三八八)。而して若し毀損若しくは缺點ある状態に在るときは次の如き處分を爲さざるべからず。

(1)、運送人又は船舶所有者に對する荷主(寄託者)の權利を保留すること。而かも單に損害及滅失に付運送者に抗議を申立つるのみならず、進んで寄託者の權利を確實にし有效ならしむる爲、出來得る限りの方法を講ずべし。即ち留保無き貨物の引取を爲さざるのみならず、運送人の責任時

效の中斷、運搬者の訴等に付、手落ち無きを期すべし(獨商四三八)。

(2)、貨物の滅失毀損を證明すること。其の方法に付きては何等の定め無し、場合により専門家の鑑定を要すべし。

(3)、遲滞無く其の旨を寄託者に通知すること、且處分法に付き指圖を仰ぐこと。

(二) 保管貨物變質毀損の恐あるときは之を通知するの義務

倉庫營業者が善良なる管理人として保管貨物を注意するの義務を有する結果、間斷無く貨物の状態を注意するの必要あるは自明の理にして、若し變化を生ずるときは之に氣付かざりしことを主張して其の責を免るを得ず。即ち此場合遲滞無く其の旨を寄託者に通知するを要す。若し之を怠り若しくは之を遲延するときは之により生ずる損害を賠償するの責に任す(獨商四一七の二)。而して貨物が腐敗を生ずるか又は價格を減損するの恐ある變動を醸したる場合に、寄託者の指圖を促すの時間無きか、若しくは寄託者が指圖を爲すことを怠るときは、倉庫營業者は問屋の規定に従て所謂自衛販賣 (Selbsthilfeverkauf) を行ふを得べし。自衛販賣は倉庫營業者の權利にして義務たり、常に寄託者の利益を眼中に置きて實行すべし、即ち或は豫め通知を發して貨物を競賣に付

するを得べく、或は其の貨物に取引所市價又は市場市價あるものなるときは、此の如きもの、販賣上公の資格ある仲立人又は公共的競賣人をして、其の當時の市價により自由に販賣せしむることを得、而して此等の販賣は常に寄託者の計算を以て行ひ、其の結果を遅滞無く報告すべきものとす(獨商三七三、三八八の二項、三八九)。此他單に倉庫營業者の權利として貨物を競賣し得る場合(荷主引取を拒む場合の如き)あれども關係無きを以て略す。

本邦に於ては一に倉庫營業者の管理心に一任して毫も以上の如き規定を設くる無し。

## 第二款 倉庫營業者の權利

### 第一 保管料請求の權利

倉庫營業者は寄託行爲に關し當然報酬を請求することを得べく、此報酬を保管料と稱す。保管料の金額は契約によりて定まるも、契約に別段の定め無きときは、相當の保管料を請求することを得べし(商二七四)。之れ商事上の寄託が有償を原則とする當然の結果にして、特に契約を以て無償を言明せざる限り、保管料の請求は倉庫營業者の當然の權利に屬す。

而して之が請求は之を貨物出庫の時に於てせざるべからず(商二七七)。而かも保管料にする契約は「一ヶ月に付何錢」と謂ふが如く、一定の期間を以て定むるあり、或は一契約毎に一括して

之を定むるも差支無るべく、何れの場合たるを問はず、商法の規定によれば、貨物出庫の時に非ざれば之を請求するを得ず。之れ實際上不便の規定たるを免れず。故に當事者は特約を以て保管貨物在庫中に不拘、便宜保管料を徴收し得るの權利を明にするを要す。坂神地方の實際に於て保管料は月の十五日の前後により全月分又は半月分を課し(住友倉庫證券約款六號)、毎月末に集金するもの多し(京濱地方にありては一ヶ月を三分して計算す)。

次に保管期間満了前に貨物を返還したる場合に於て、保管料は之を全部請求すべきか、又は實際の寄託期間に割合はして之を定むべきものなるかに付き異論あり。全部請求の可なる所以を説く者(松波博士の如き)は曰く、寄託者は何時にても物の返還を請求し得るとするは、決して寄託者に契約の解除權を與へたるに非ず、唯物の返還を請求し得せしむるのみ、此のみにても既に寄託者の利益に偏する程なるに、更に保管料支拂の義務の全部又は一部を免除するときは、倉庫營業者に非常なる不利益なるべし。故に法は之を免除せず、倉庫營業者をして契約に基き保管料の全部を請求することを得せしむと。然るに保管料の分量を保管の時日に比例せしむべき所以を説くものは曰く、寄託行爲たる固寄託者の利益を保護するの精神に基くを以て、既に民法に在りては無償主義を採りたるのみならず、契約を以て報酬を定めるときと雖も、寄託行爲履行の上に